

2025（令和7）年度 「短期大学認証評価」
点検・評価報告書



島根県立大学短期大学部

2025年3月

目次

序章	1
第1章	理念・目的	4
第2章	内部質保証	9
第3章	教育研究組織	21
第4章	教育・学習	25
第5章	学生の受け入れ	46
第6章	教員・教員組織	56
第7章	学生支援	68
第8章	教育研究等環境	82
第9章	社会連携・社会貢献	92
第10章	大学運営・財務（1）大学運営	98
	大学運営・財務（2）財務	111
終章	115

序章

島根県立大学短期大学部（以下「本学」という。）は、1946（昭和 21）年に設立された島根県立松江女子専門学校と 1953（昭和 28）年に設立された島根県立保育専門学院を母体とし、1961（昭和 36）年に島根女子短期大学、1964（昭和 39）年には島根県立島根女子短期大学と名称を変更してきた。さらに、1973（昭和 48）年には同短期大学に保育科を、1988（昭和 63）年に文学科を増設し、2007（平成 19）年 4 月 1 日の統合法人化（公立大学法人島根県立大学）により短期大学部は統合され、健康栄養学科、保育学科及び総合文化学科の 3 学科に改組となった。本学では、2018（平成 30）年 4 月から同一キャンパス内に 4 年制の人間文化学部（保育教育学科及び地域文化学科の 2 学科）が設置された。短期大学部（保育学科及び総合文化学科）は、地域からの公立短期大学への根強い進学ニーズに応じると同時に地域で果たしてきた役割を検証し、定員縮小のうえ存置された。

その後、全国的に短期大学への進学希望者が減少するなかで、総合文化学科の志願倍率が低下傾向にあったことから、2021（令和 3）年 10 月に理事長・学長の下、教職員、学外有識者、地元産業界の代表らで構成する「島根県立大学短期大学部あり方検討委員会」を立ち上げ、学科の魅力向上、入試改革、広報戦略等の検討を行った。同委員会の提言により、地域人材の育成という目的を継承しつつ、文化の多様性と産業の情報化が進む地域社会で活躍できる人材の育成をより一層明確に打ち出すため 2023（令和 5）年 4 月、総合文化学科を「文化情報学科」に名称変更した。

引き続き本学は公立短期大学として地域で果たすべき役割を担い、高等教育機関を取り巻く社会情勢の変化や地域及び時代の要請に的確に応えられるよう、特色ある教育内容やキャリア支援を充実させ、大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を図ることを目指している。

現在の保育学科では、保育士資格・幼稚園教諭免許が取得可能なカリキュラムを設定し、保育、教育、福祉についての様々な理論や技術を学ぶとともに、実習以外でも学外での保育所、幼稚園などに出向き、子どもたちに絵本の読み聞かせを行うなどさまざまな活動を継続している。学内外でのこれらの経験を通して子どもたちに向き合う感性を磨き、豊かな人間性をもった専門職を目指す学生の成長をサポートしている。

また、文化情報学科では、いま私たちが体験している文化、時代と地域の異なる文化を人々がどのように受け止めて継承してきたのかについての学びと、実際に地域に出かけ、文化を体験するフィールドワークを重視している。加えて、これらの学びで得た情報を活用し積極的に発信するよう努めている。カリキュラム構成としては、図書館司書の資格が取得可能になっている。

2 学科ともに共通しているのは、学内外での学びを通し、地域社会を様々な形で支える人材になることを目指している点である。卒業後、地域社会で確実に貢献できる人材として、また、地域社会で大きな活躍ができる人材としての育成に努め、支援している。

本学における公益財団法人大学基準協会による認証評価は、2011（平成 23）年度、2018（平成 30）年度に続き、今回で 3 回目となる。前回（2018 年）に受審した第 2 期「内部質保証システムの構築を目指す評価」では、本学は公益財団法人大学基準協会が定めた短期大学基準に適合していると認定された。その際、「改善勧告」及び「努力課題」はなく、とりわけ「教育課程・教育内容」「学生支援」「社会連携・社会貢献」について、高い評価をい

点検・評価報告書 様式

ただいた。

この度の認証評価については、島根県立大学短期大学部自己点検・評価委員会規程第 8 条に基づき、自己点検・評価実施委員会が主体となり、認証評価を受けるための自己点検及び評価を行った。本学の諸活動に関する方針や検証体制及び前回認証評価時以降の改善・改革の取り組み、内部質保証システムの構築を目指す取り組み、学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性などに重点をおいて報告する。

本学では、認証評価機関による認証評価を受審することで、内部質保証の有効性、適切性を検証することとしており、前回（2018 年）に受審した認証評価は第 2 期であったため、次期である第 3 期の「内部質保証システムの有効性に着目する評価」を意識しながら検討を行ってきた。しかしながら、今回、短期大学における第 3 期の周期が 2 年前倒しの 5 年で終了したことにより、第 3 期の評価を経ずして第 4 期の「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」に対応することとなった。そのため、内部質保証のための方針の再検討を行ったことにより、当初の想定より遅れ、制定が 2024（令和 6）年 10 月となった。その際に、教学マネジメントによる教育の自己点検・評価についても見直しを図り、更に新たな取り組みとして、認証評価受審後 5 年以内に自ら自己点検・評価を行い、内部質保証の有効性と適切性を再検証することとした。

現在、少子化の影響で、全国的に短期大学の進学者が減少しており、都市部に人口が集中し、地方との格差が一層進んでいる。今回の認証評価の後も、内部質保証による自己点検・評価の検証を続けるとともに、自己点検・評価活動を通して本学の有する課題を検証し、さらなる魅力ある展開につなげたいと考えている。

点検・評価報告書 様式

短期大学概況

- (1) 短期大学設置年 2007 年
- (2) 所在地 島根県松江市浜乃木 7-24-2
- (3) 理念・目的 島根県立大学短期大学部は、本学学則において、「地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探究力及び実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与すること」を目的とする。
- (4) 学科・専攻科等 保育学科
文化情報学科
- (5) 収容定員 短期大学部 1 学年定員 80 名（短期大学士課程）計 160 名
・ 保育学科 1 学年定員 40 名 計 80 名
・ 文化情報学科 1 学年定員 40 名 計 80 名

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	規程集
寄附行為又は定款	[公立大学法人島根県立大学定款] https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/teikan2020.06.1.pdf
学則	島根県立大学短期大学部学則
履修要項・シラバス	履修ガイド【保育学科】 履修ガイド【文化情報学科】 [シラバス] https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/jugyoukamoku_jugyoukeikaku.html
備考：	

短期大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
島根県立大学短期大学部学則(第1条)	島根県立大学短期大学部学則
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学科・専攻科における教育研究上の目的[*]

学科・専攻科の名称	規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
保育学科	島根県立大学短期大学部学則(第1条の2第1項第1号)	島根県立大学短期大学部学則
文化情報学科	島根県立大学短期大学部学則(第1条の2第1項第2号)	島根県立大学短期大学部学則
備考：		

※関係法令：短期大学設置基準第2条、専門職短期大学設置基準第2条及び学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
公立大学法人島根県立大学第3期中期計画(令和元年-6年度)	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/chukikeikaku3rd.html
備考：	

※関係法令：地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的(本文)

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

短期大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学科及び専攻科の目的を適切に設定し、公表していること。

＜評価の視点＞

- ・短期大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける短期大学の目的及び学科・専攻科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

(1)短期大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける短期大学の目的及び学科・専攻科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

公立大学法人島根県立大学（以下「本法人」という。）は、2007年4月、島根県（以下「設立団体」という。）により、既存の島根県立大学（浜田）、島根県立島根女子短期大学（松江）、島根県立看護短期大学（出雲）の3つの大学を統合し、島根県立大学、島根県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の2つの大学を運営する法人として設立された。

本法人については、設立団体が定める「公立大学法人島根県立大学定款」（以下「定款」という。）第1条において、「豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指す」ことを目的として掲げられている。定款については、設立団体のウェブサイト、本法人の公式ウェブサイト（以下「ウェブ」という。）において公開している。（根拠資料 1-1【ウェブ】）

この目的を達成するために、本学を含む全学的な基本理念として、2010年4月に島根県立大学憲章（以下、「大学憲章」という。）を制定し、従来3キャンパスがそれぞれ歴史的に蓄積してきた成果を継承し、21世紀における新たな飛翔をめざす大学の姿勢を内外に示すこととした（根拠資料 1-2【ウェブ】）。

また、本学の目的及び各学科の教育研究上の目的は、以下のとおり島根県立大学短期大学部学則（以下、「学則」という。）に定めている（根拠資料 1-3）。

（目的）

島根県立大学短期大学部は、地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探究力及び実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的）

〈保育学科〉

保育学を中心に、教育学、心理学、社会福祉、音楽、体育、美術、小児保健等の各分野を教育研究対象として、保育士及び幼稚園教諭の養成を行うとともに、現代の子育てを取り巻く社会及び家庭環境の変化等に伴う、より高度で多岐にわたる専門性が求められていることを踏まえ、これら広範囲にわたる分野について総体的に保育学や幼児教育学に関する研

究に取り組むこと。

〈文化情報学科〉

島根、日本および世界の文化に関する基礎的な知識と技能を身につけ、グローバルな視点から主体的に関わることができる人材を養成するとともに、人類学、言語学、文学、情報学等の各分野において、文化および文化資源に関する教育研究に学際的かつ多面的に取り組むこと。

以上のことから、全学的な基本理念である大学憲章の理念は、学則において本学の目的及び各学科における教育研究上の目的に具体的に反映している。

(2)理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

本学の目的は、学則第1条に規定しており、ウェブを通じて社会に公表している（根拠資料 1-4、1-5、1-6【全てウェブ】）。また、大学憲章は学内にも掲示し、学則は毎年度作成する学生便覧に「規程の確認方法」として規程集の参照方法を掲載しており、学生に対しても大学憲章と本学の目的が把握できるようにしている。また、新入生については、新入生オリエンテーション及び履修ガイダンスなどの機会に説明を行うことで理解が深まるよう努めており、在学生に対しても、学年初めの履修ガイダンスで改めて説明を行い、理解する機会を設けている。

教職員に対しては、ウェブを通じて周知を図っているほか、各種会議などを通じて大学憲章と本学の目的への理解を進めている。

受験生や一般社会に対しては、主にウェブや大学案内、広報誌などを通じて情報を発信し、公表している（根拠資料 1-7【ウェブ】）。

このように、大学憲章と本学の目的は教職員・学生をはじめ、社会全体に対しても積極的に周知・公表しており、教育活動の方向性や本学の取り組みを共有する取り組みを実施している。

評価項目②

短期大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・ 中・長期の計画その他の諸施策は、短期大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・ 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

(1)中・長期の計画その他の諸施策は、短期大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）の規定により、設立団体が、大学をめぐる様々な状況を踏まえて定める中期目標に基づいて6年間の予算・施設設備、人事に関する事項を含む中期計画を策定し、島根県知事の認可を受けている。計画に盛り込んだ施策の実施にあたっては、毎年度当初に年度計画を策定している（根拠資料 1-8、1-9、1-10【全てウェブ】）。

点検・評価報告書 様式

本学は、これまで3期にわたり中期計画を策定し、実施してきた。2025年度からの第4期中期計画についても策定し、令和7年3月10日付で認可を受けたところである（根拠資料1-11【ウェブ】）。

(2)中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

地独法に基づく法人評価の取り組みを活用し、設立団体の定める中期目標に対する6年間の中期計画を策定し、それに基づき、毎年度当初に年度計画を策定し、年度末には業務の成果や課題を自己評価した業務の実績に関する評価結果を取りまとめ、設立団体に提出している（根拠資料1-12【ウェブ】）。提出した報告書は、設立団体が設置する島根県公立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）において、当該年度の業務実績を審査し、点検・評価が行われ、課題として指摘された事項については、改善策を策定した上で、ウェブサイト公開するとともに、次年度以降の業務改善につなげている。

年度ごとの計画の評価に加え、6年間の中期目標期間の4年目終了後には、期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価（中期目標期間評価）のための中間業務実績報告書を作成し、また、中期目標期間の終了後には、中期目標期間における業務の実績報告書を作成し、同様に法人評価委員会の検証・評価を受けている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点**(1)長所**

本法人及び本学は、公立大学法人の目的、全学的な基本理念である大学憲章、本学の目的、各学科における教育研究上の目的を適切に設定し、目的については定款又は学則による定めがあり、これら全てをウェブ等において学内外に広く公表している。

また、本学は、設立団体が示した中期目標の下に教育、研究及び地域貢献等の各分野で本学が達成すべき中期・年度計画を定め、達成に向けた取り組みを行い、業務改善にも繋げている。

理念・目的の実現及び中期目標・計画の達成に向け、内容に応じて本法人、各キャンパス、本学全体、学科等で取り組むことによって、より多角的及び効果的な成果となるよう努めている。

(2)問題点

無し

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

自ら掲げる理念・目的に基づき、本学における人材育成の目的やその他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中期の計画などを明確にしていることから、短期大学基準に照らして良好だと判断している。

長所で述べたように、理念・目的及び中期目標・計画の達成については、内容に応じ、今後も本法人、各キャンパス、本学全体、学科等において、それぞれの独自性を尊重しつつ、達

点検・評価報告書 様式

成状況を確認しながら着実に取り組んでいく。

また、本学の掲げる目的及び各学科の教育研究上の目的の実現のため、それらに照らした検証や学内外への公表を引き続き行い、更なる向上を図っていく。

第4期中期目標期間（2025～2030年度）における中期計画については、理念・目的の実現を意識するとともに本学及び法人全体の将来を見据え、着実な推進に努めていく。

第2章 内部質保証(基本情報一覧)

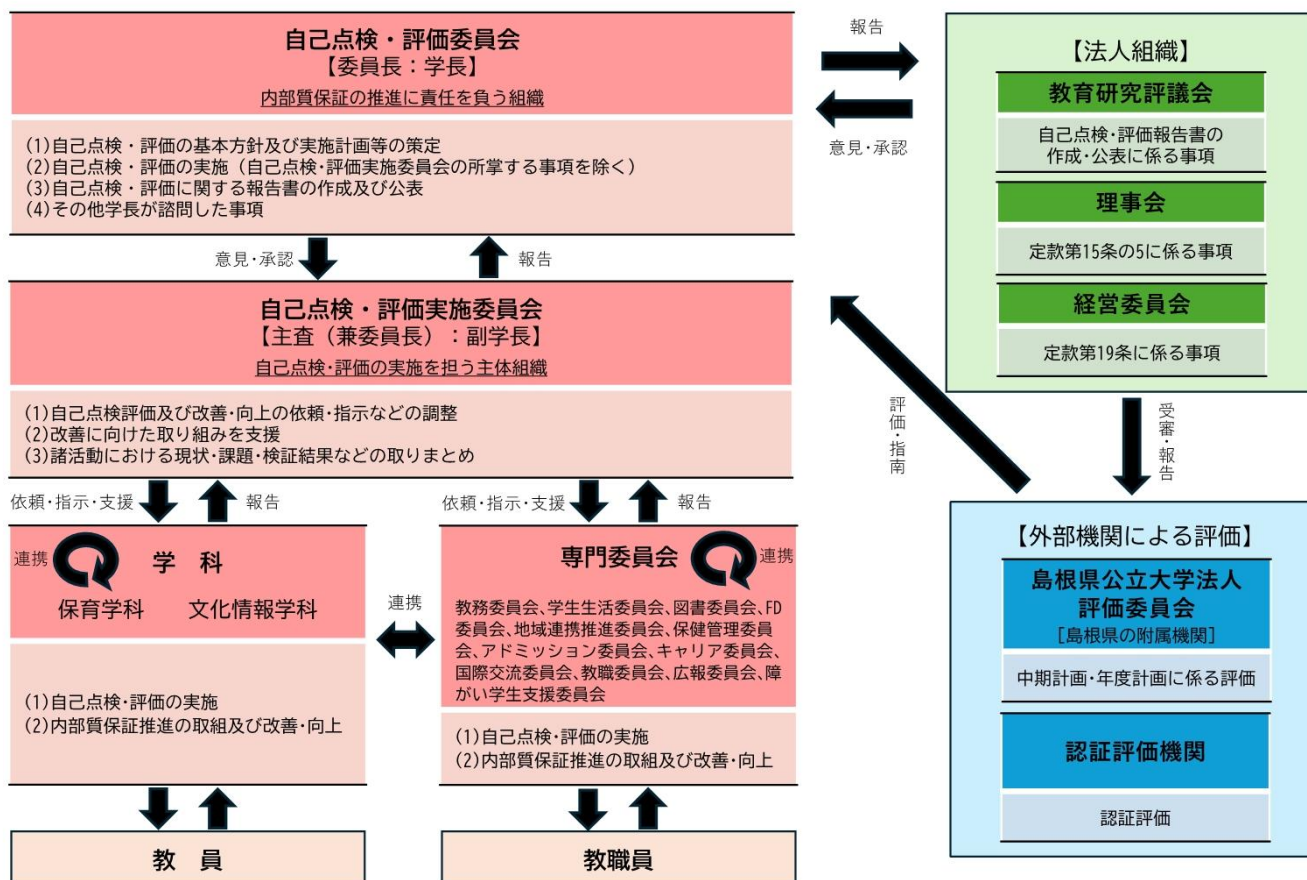
内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
島根県立大学短期大学部内部質保証のための方針	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/naibusituhosyou.html
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
島根県立大学短期大学部自己点検・評価委員会	(1)自己点検・評価の基本方針及び実施計画等の策定に関すること (2)自己点検・評価の実施に関すること(実施委員会の所掌する事項を除く。) (3)自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること (4)その他学長が諮問した事項
	名簿(URL・印刷物の名称)
	島根県立短期大学部自己点検・評価委員会 委員名簿
備考:	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

島根県立大学短期大学部 内部質保証における体制図



点検・評価報告書 様式

設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
備考：該当なし				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	
改善報告書検討結果 URL [※]	
備考：該当なし	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職短期大学、専門職学科] 教育課程連携協議会[*]

学科名称	名簿の URL
備考：該当なし	

※関係法令：短期大学設置基準第 35 条の 4、専門職短期大学設置基準第 7 条

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/31check/ https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/chukikeikaku3rd.html
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 [保育学科] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/hoiku/hoiku_policy.html [文化情報学科] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/soubun/bunkajouhou_policy.html
教育研究上の基本組織	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/
学位授与方針	基準 4 [短期大学部] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/tandai_policy.html [保育学科] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/hoiku/hoiku_policy.html [文化情報学科] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/soubun/bunkajouhou_policy.html
教育課程の編成・実施方針	基準 4 [短期大学部] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/tandai_policy.html [保育学科] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/hoiku/hoiku_policy.html [文化情報学科] https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/soubun/bunkajouhou_policy.html
学生の受け入れ方針	基準 5 https://www.u-shimane.ac.jp/admission/matsue/guide/admissionpolicy/adpolicy_tandai.html

点検・評価報告書 様式

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/kyouinjouhou.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/nyuugakusha.html
卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.u-shimane.ac.jp/career/matsue/11way_data.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/jugyoukamoku_jugyoukeikaku.html [保育学科] https://www.u-shimane.ac.jp/theme/u-shimane/junior_college_department/hoiku/file/concept_hoiku.pdf https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/hoiku/learn.html [文化情報学科] https://www.u-shimane.ac.jp/theme/u-shimane/junior_college_department/soubun/file/concept_bunkajoho.pdf https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/soubun/learn.html
成績評価及び卒業の認定に当たっての基準	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/gakusyuuhyouka_sotugyouintei.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.u-shimane.ac.jp/campus/matsue/map.html https://www.u-shimane.ac.jp/campus/matsue/campuslife/club.html https://www.u-shimane.ac.jp/access/
授業料、入学料その他の短期大学が徴収する費用	https://www.u-shimane.ac.jp/admission/matsue/guide/keihi/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	[修学・学生生活に関する支援] https://www.u-shimane.ac.jp/campus/matsue/healthcenter/22matsue_consultation.html https://www.u-shimane.ac.jp/university/student/z-0001.html https://www.u-shimane.ac.jp/admission/matsue/guide/lodging/ https://www.u-shimane.ac.jp/campus/matsue/accessibility.html [進路・就職に関する支援] https://www.u-shimane.ac.jp/career/matsue/ [心身の健康に関する支援] https://www.u-shimane.ac.jp/campus/matsue/healthcenter/
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	該当なし
財務情報	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/
備考：	

[※] 専門職短期大学及び専門職学科のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

点検・評価報告書 様式

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
学位の取得状況	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
学生の成長実感・満足度	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率等)	https://www.u-shimane.ac.jp/career/matsue/11way_data.html
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
学修時間	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	<p>[入学者選抜の状況及び合格者の得点の状況]</p> <p>https://www.u-shimane.ac.jp/admission/matsue/related/result/</p> <p>https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/R6_goukakusha_tensuu_1.pdf</p> <p>[各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項 及び合否判定の方法や基準]</p> <p>https://www.u-shimane.ac.jp/admission/senbatsu/</p> <p>https://www.u-shimane.ac.jp/admission/matsue/material/bosyuyoukou/tandai_syutugan.html</p>
教員一人あたりの学生数	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
学事暦の柔軟化の状況	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
履修登録単位の登録上限の状況	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/report.html
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	https://www.u-shimane.ac.jp/university/announce/tanki_kobetu_page/jugyoukamoku_jugyoukeikaku.html
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	該当なし
FD・SD の実施状況	https://www.u-shimane.ac.jp/campus/matsue/fdsd.html
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

点検・評価報告書 様式

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.u-shimane.ac.jp/undergraduate/kyousyokukatei/editble/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.u-shimane.ac.jp/undergraduate/kyousyokukatei/editble/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.u-shimane.ac.jp/undergraduate/kyousyokukatei/editble/
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.u-shimane.ac.jp/undergraduate/kyousyokukatei/editble/
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.u-shimane.ac.jp/undergraduate/kyousyokukatei/editble/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.u-shimane.ac.jp/undergraduate/kyousyokukatei/editble/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・併設大学と同一の内部質保証システムとなっている場合、教育その他の面で大学とは異なる特性、独自性を短期大学が有することについて十分な配慮がなされ、また短期大学の主体性が尊重されているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・短期大学全体規模や学科、専攻科等（教職課程を実施する全学的組織を含む）を対象とした自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学科や専攻科等を対象とした自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

(1)内部質保証の方針・体制・手続等

本学は、学則第49条にて「教育及び研究水準の向上を図り、高等教育機関としての本学設置の目的を達成するため、教育研究活動等に対する自己点検及び評価を行うものとする」と定めており、それに関し必要な事項を「島根県立大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」（以下、「自己点検・評価委員会規程」という。）で定め、内部質保証に関する考え方や体制等を明確化するため「島根県立大学短期大学部内部質保証のための方針」（以下、「内部質保証のための方針」という。）を制定している（根拠資料1-3、2-1、2-2【ウェブ】）。

本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長が委員長である「自己点検・評価委員会」であり、自己点検・評価委員会規程第3条第1項に規定する事項を審議する（根拠資料2-2【ウェブ】）。自己点検・評価の実施を担う主体は、「自己点検・評価実施委員会」であり、学科及び専門委員会等の各組織（以下、「学内組織」という。）における自己点検・評価及び改善・向上が円滑に行われるよう、依頼・指示などの調整や改善に向けた取り組みを支援する。学内組織は、自己点検・評価を行うことで内部質保証の推進に取り組み、組織間の連携を適宜行いながら改善・向上を図るという体制及び役割としている。

なお、本学は4年制大学を併設する短期大学のため、専門委員会等が同一キャンパスにある4年制の島根県立大学人間文化学部（以下「人間文化学部」という。）と合同組織であることから、必要に応じて当該組織との合同実施を行っているが、合同実施とする場合でも、短期大学部の特性・独自性・主体性が損なわれないよう内部質保証の方針にもその旨を明記し、配慮を行っている。

教学マネジメントによる教育の自己点検・評価については、学科及び教務委員会が連携し

点検・評価報告書 様式

て原則毎年度実施することとしており、3つの方針の内、アドミッション・ポリシーに係る項目についてはアドミッション委員会が加わり、学修・教育成果等の測定に必要な情報については、当該業務を所管する委員会が提供し、教育の質向上に努めることとしている。

また、地独法に基づく法人評価の仕組みを活用し、中期目標期間における中期計画及び年度計画に対して法人評価委員会の評価を毎年受けることで自己点検・評価及び内部質保証の取り組みを推進するとともに、認証評価機関による評価を評価期間ごとに受審することで、内部質保証の有効性、適切性を客観的に検証している。これら2つの外部組織による評価を受けることで内部質保証体制及びその他の取り組みについて、評価結果に基づき必要な改善を図ることとしている。更に、認証評価受審後5年以内には、短期大学部における自己点検・評価を自ら行い、内部質保証の有効性と適切性について再検証を行う。なお、これら3つの取り組みについては、社会に対する説明責任を果たすため、評価結果をウェブで公表することとしている。

手続きについて、学内組織は当該分野における計画・評価項目又は指摘事項に対し、遂行した実績及び改善状況を踏まえ、その結果を「自己点検・評価実施委員会」へ報告し、「自己点検・評価実施委員会」は策定された基本方針及び実施計画に則り、学内組織の諸活動について現状・課題・検証結果などをとりまとめ、「自己点検・評価委員会」に報告することとしている。自己点検・評価(業務実績)報告書の作成及び公表については教育研究評議会、定款第15条の5に掲げる事項は理事会、第19条に掲げる事項については経営委員会の議を経る必要がある(根拠資料1-1【ウェブ】)。なお、手続きにおいても、島根県立大学と合同実施とする際は、短期大学部の主体性が損なわれないよう内部質保証の方針にも明記し、留意することとしている(根拠資料2-2【ウェブ】)。

(2)短大全体規模・学科等(教職含む)を対象とした定期的な自己点検と改善・向上の取り組み、客観性・妥当性を高めるための工夫、全学的な調整と支援

中期目標期間における中期計画及び年度計画の策定、業務実績報告書の作成、法人評価委員会による評価等の法令に基づいた一連の過程を自己点検・評価として位置づけており、法人化後の2007年度から大学運営上の基盤として定期的実施している(根拠資料2-2【ウェブ】、基本情報一覧《体制図》、2-3【ウェブ】)。

中期・年度計画における主な項目としては、「1.社会情勢の変化に的確に対応した大学づくり」、「2.大学の教育研究などの質の向上」として(1)教育、(2)研究、(3)地域貢献、(4)国際交流、「3.自主的、自律的な組織・運営体制の確立」、「4.評価制度の充実及び情報公開の推進」、「5.その他業務運営に関する重要事項」で構成し、多岐にわたる諸活動を点検・評価している(根拠資料1-12【ウェブ】)。

期間が6年間の中期計画では本法人及び大学全体の将来を見据え、年度計画では着実な推進を図るため、毎年度その進捗状況を確認しながら取り組んでいる。内部質保証のための方針を基に実施することで、PDCAサイクルを回しており、学内プロセスを経た後は、法人組織である、教育研究評議会、理事会、経営委員会の議を経ている。理事会(計8名)には、3名の外部理事とオブザーバーとして2名の監事が、経営委員会(委員数計13名)には、7名の外部委員(うち3名は外部理事)に加え、オブザーバーとして監事が毎回出席している(根拠資料1-1【ウェブ】、2-4、2-5)。行政関係者、企業経営者、法曹関係者などの外部有

点検・評価報告書 様式

識者が委員やオブザーバーに加わることにより、点検・評価における客観性・妥当性を高めている。

中期計画・年度計画に係る業務の実績等については、法人評価委員会において評価を受けており、中期計画は、中間評価と期末評価の計 2 回、年度計画は、毎年度、各事業年度終了後としている。評価を受ける際には、各事業年度の終了後 3 か月以内に自ら評価を行った結果を明らかにした業務実績報告書を提出する（根拠資料 1-12【ウェブ】）。また、法人評価委員会は、教育研究又は経営に関し学識経験のある委員 5 名で構成していることから、客観性及び妥当性は確保されている（根拠資料 2-6【ウェブ】）。

第 3 期中期計画（2019～2024 年度）では、評価制度の充実と教育の質及び教育環境の向上に関する目標を達成すべき措置として、「自己点検・評価に加え、法人評価委員会の評価や認証評価制度に基づく外部評価の結果を適切にフィードバックする」と定めている（根拠資料 1-9【ウェブ】）。業務実績報告書及び評価結果については、ウェブで公表しており、法人評価委員会からの評価を受けて遅れている点（課題がある点）とされたものについては、ウェブ上に公表するとともに改善策を講じることで次のサイクルに向けた対応に努めている（根拠資料 1-12【ウェブ】）。

教学マネジメントによる教育（3 つのポリシー・教育課程・教育方法の適切性）の自己点検・評価については、学科及び教務委員会が中心となり、原則毎年度実施することとしている。学修・教育成果等の測定には、ディプロマ・ポリシーの学修目標に紐づけた主要授業科目の単位修得状況や授業評価アンケート結果をそれぞれ数値化し、ディプロマ・ポリシーにおける学修目標の達成状況を調査している。その他、卒業時アンケート、資格取得率、就職率、履修カルテなどの情報を使用し、それらを基に、自己点検・評価シートを用いた点検・評価を学科ごとに行っている。自己点検・評価シートは、共通の 20 項目と学科独自で設定することができる任意項目にて構成しており、検証後は、改善すべき点とその改善方策についても検討し、自立的な自己改善に向けた取り組みに努めている（根拠資料 2-7）。

学科及び教務委員会で実施した上記の自己点検・評価結果については、「自己点検・評価実施委員会」へ報告し、結果に対し当該委員会よりフィードバックを行っている。その後は「自己点検・評価委員会」への報告を行い、必要に応じ更にフィードバックを行うこととしている。

自己点検・評価によって明らかとなった改善点については、当該学科（教員含む）及び教務委員会が連携して取り組むことで、教育の質向上に努めている。

教職課程に関する点検・評価の実施状況については、毎年「教職年報」を発行し、教職センターの諸活動、関係機関との連携の状況について報告すると同時に、リポジトリとしても公開している（根拠資料 2-8【ウェブ】）。

2024 年度には、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部教職連絡会議運営規程」を改正し、自己点検・評価の実施に関する事項を追加し、「教職課程の自己点検・評価報告書」をウェブに掲載した（根拠資料 2-9、2-10【ウェブ】）。教職課程の自己点検・評価報告書については、保育学科及び教職委員会にて作成し、公開に至るまでに「自己点検・評価実施委員会」、「自己点検・評価委員会」、「教育研究評議会」の審議を経ている。

点検・評価報告書 様式

「自己点検・評価実施委員会」が主体となり、専門委員会が所掌する事業や業務の点検及び改善・向上を目的としたヒアリングを 2022 年度から実施しており、常任委員会として設置している 12 の専門委員会（教務委員会、学生生活委員会、図書委員会、FD 委員会、地域連携推進委員会、保健管理委員会、アドミッション委員会、キャリア委員会、国際交流委員会、教職委員会、広報委員会、障がい学生支援委員会）における①取り組み、②改善点及び成果、③検討課題を中心に各委員長が報告を行い、それを踏まえて副学長、学部長、教務学生生活部長、学科長等のメンバーが確認を行うとともに改善に向けた助言を行っている。

専門委員会においては、ヒアリングに際して上記①から③による自己点検を行い、状況を報告することで活動状況や課題等の共有も図っている。ヒアリング時に出された意見や課題については、当該委員会において翌年度のヒアリングまでに検討及び改善に努めている。

また、専門委員会は、人間文化学部との合同組織であるが、ヒアリングを行うメンバーには本学の短期大学部長、教務学生生活部長、学科長も含まれているため、短期大学部又は当該学科の目線で確認や意見を述べることにより、改善・向上に繋げることができている。

専門委員会にて作成した自己点検資料及びヒアリングの内容については、「自己点検・評価委員会」への報告と確認が行われており、これらの活動により継続的な改善・向上を行っている。

これらのことから、自己点検・評価の実施を担う主体である「自己点検・評価実施委員会」は、本学全体の取り組み状況を把握しながら、学内組織に対して自己点検・評価に関する実施の指示、連携の支援及び調整を図り、学内組織が行った自己点検・評価を取りまとめ、改善に向けての助言や必要な指示などを行うことで、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担っている。

一方、内部質保証の推進に責任を負う組織である「自己点検・評価委員会」は、基盤となる方針及び実施計画等の策定や「自己点検・評価実施委員会」が取りまとめた結果や報告事項を確認し、本学における自己点検・評価及び内部質保証に関する取り組みが適切に実施できるよう総合的マネジメントを担っている。

(3)行政機関・認証評価機関等からの指摘事項への対応

法人評価委員会において、中期目標に基づく中期計画及び年度計画の評価を受けており、第 3 期中期計画期間における各年度の実績評価は「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」と評価され、改善勧告はなかったが、遅れている（課題がある）点とされた項目については、改善策を報告し、ウェブで公表を行うとともに対応に努めている。（根拠資料 2-3【ウェブ】）。

認証評価機関については、2011 年度、2018 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、いずれも適合の認定を受けた（根拠資料 2-11【ウェブ】）。なお、前回（2018 年度）の認証評価では、是正勧告及び改善課題の提言はなかった。

評価項目②

短期大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、以下のとおりウェブでの公表を行っている。

- ・「教育情報の公表」のページを設け、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく、教育研究活動等の状況を公表している（根拠資料 2-12【ウェブ】、基本情報一覧「情報公表」）。
- ・自己点検・評価に関する情報として、認証評価による「自己点検・評価報告書」、「認証評価結果」、中期計画や年度計画の達成状況を事業年度ごとにとりまとめた「業務実績報告書」、「業務の実績に関する評価結果」、「改善策」を公表している（根拠資料 2-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】）。
- ・財務、その他の諸活動の状況等も公表している（根拠資料 基本情報一覧「情報公表」）。
- ・教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報も公表している（根拠資料 基本情報一覧「情報公表 [教職課程]」）。
- ・学生の学習実態・学習上の成果に関する情報については、卒業認定・学位授与の方針に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報として「各授業科目における到達目標の達成状況」、「学位の取得状況」、「学生の成長実感・満足度」、「進路の決定状況等の卒業後の状況」、「修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率」、「学修時間」、学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報として「入学者選抜の状況」、「教員一人あたりの学生数」、「学事暦」、「履修登録単位の登録上限の状況」、「授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）」、「FD・SDの実施状況」を公表している（根拠資料 基本情報一覧「情報公表 [学習成果等]」）。

また、学内外において幅広く行っている教育、研究、社会貢献等に関する情報を様々なメディアを通してより効果的に情報発信できるよう、学長定例記者会見を毎月 1 回実施している（根拠資料 2-13【ウェブ】）。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

2018 年度に受審した大学基準協会による認証評価（第 2 期）では、内部質保証に関する是正勧告及び改善課題の提言はなかったが、概評として、「各委員会の役割・位置づけが外部から見えにくいものとなっているため、これをより明確化した内部質保証システムを構

点検・評価報告書 様式

築し、さらなる発展に向け、今後も改善に取り組んでいくことに期待する」旨の評価をいただいた。これを受け、「島根県立大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」を基に、内部質保証を総括する（責任を持つ）組織は学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」、自己点検・評価の実施を担う組織は「自己点検・評価実施委員会」とし、当該委員会の構成委員は従前どおり副学長が主査（兼委員長）となり、学部長、教務学生生活部長、学科長、専門委員会委員長等を含める体制とした（根拠資料 2-1、基本情報一覧《体制図》）。

小規模短大である本学にとって有効な内部質保証システムについて検討を行った結果、上述（評価項目①）でも記載をしているが、2022 年度から教務委員会、FD 委員会等を含む 12 の専門委員会が所掌する事業や業務の点検及び改善・向上を目的としたヒアリングを毎年実施している。

また、内部質保証システムの明確化を図るため、内部質保証のための方針を 2024 年 10 月に制定し、ウェブに公表している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。方針制定に際しては、教育の自己点検・評価の実施方法等について見直しを行い、新たに教学マネジメントによる教育の自己点検・評価を実施することとした。更に、内部質保証の有効性と適切性を検証するための自己点検・評価については継続的な実施が必要と判断し、認証評価受審後 5 年以内に認証評価での評価を踏まえながら再検証を行うこととした。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

小規模短大である本学にとって有効な内部質保証システムの構築に向けて取り組んできた結果、既存の組織を活かした体制としており、内部質保証に責任を持つ「自己点検・評価委員会」は委員長である学長が中心となって全体を統制し、自己点検・評価の実施を担う「自己点検・評価実施委員会」はキャンパスに常駐する副学長が主査（兼委員長）として会務を総理しており、構成メンバーは各学内組織の長としている。内部質保証に携わる組織体制としては他大学と比較するとシンプルではあるが、その分主体及び実働レベルにある「自己点検・評価実施委員会」と学内組織、又は学内組織と教職員間における連動や連携についてはスムーズに行うことができおり、小規模短大に適した体制を構築している。内部質保証の取り組みについても、既存の点検・評価制度を活かしつつ、「内部質保証のための方針」にその目的をそれぞれ明記することで形骸化しないよう努めている。また、併設大学のため、学内組織である専門委員会等が人間文化学部との合同であるが、それぞれに本学及び人間文化学部の各学科教員が委員として所属しており、両者の主体性が損なわれることがないよう配慮を行うとともに当該委員会及びキャンパス合同会議等において、情報を共有しながら協力体制を築いている。

(2)問題点

本学では、認証評価機関による認証評価を受審することで、内部質保証の有効性、適切性を検証することとしており、前回（2018 年）に受審した認証評価は第 2 期であったため、次期である第 3 期の「内部質保証システムの有効性に着目する評価」を意識しながら検討を行ってきた。しかしながら、短期大学における第 3 期の周期が 2 年前倒しの 5 年で終了し

点検・評価報告書 様式

たことにより、第 3 期の評価を経ずして第 4 期の「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」に対応せざるを得なかったことから、内部質保証のための方針の再検討を行ったため、当初の想定より遅れ、2024 年 10 月の制定となった。

その際に、教学マネジメントによる教育の自己点検・評価の実施と、認証評価受審後 5 年以内に内部質保証のための自己点検・評価を再検証することとしたが、この 2 つの取り組みについては制定して間もないことから、当面は実施に併せ、本学にとって有効な内部質保証の取り組みであるかを随時検証していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の内部質保証については、自ら掲げる目的等を実現するために、内部質保証の体制を構築し、恒常的・継続的に教育の質保証及び向上に取り組んでいることから、短期大学基準に照らして概ね良好であると判断している。

内部質保証の一環として実施している取り組みのうち、法人評価委員会による中期・年度計画の評価（2007 年度～毎年度）、認証評価機関による認証評価（2011・2018 年度受審）、専門委員会による取り組み（2022 年度～毎年度）に関する自己点検・評価及び改善・向上については一定の成果が表れている。「内部質保証のための方針」制定時に検討を行った「教学マネジメントによる教育の自己点検・評価」と「内部質保証のための自己点検・評価」については、内部質保証活動において重要なタスクであることから、実施とともに随時検証と改善を行っていく。

また、短期大学における認証評価の周期が前倒しとなったことで、従前の取り組みに加え、この機会に第 4 期の「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」を意識した内部質保証の方針を策定した。上記の取り組みを含む内部保証システムを効率よく機能させるとともに、引き続き小規模・併設大学である本学にとって有効な内部質保証の方法及びあり方を検証し、目的の達成に向け、改善・向上に取り組んでいく。

第3章 教育研究組織(本文)

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・短期大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学科・専攻科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本法人では、定款第1条に掲げる目的を達成するための全学的な基本理念として、大学憲章を定めている（根拠資料1-2【ウェブ】）。

また、本学の目的は、学則第1条において、「地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探究力及び実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与する」としている（根拠資料1-3）。

この目的を達成するため、本学では、保育学科と文化情報学科（2023年4月に総合文化学科から名称を変更した）の2学科を設置し、教育研究上の目的は、大学憲章と本学の目的を踏まえ、学科ごとに学則第1条の2でそれぞれ以下のとおり定めている。

<学科の構成>

学部	学科	教育研究上の目的
短期大学部	保育学科	保育学を中心に、教育学、心理学、社会福祉、音楽、体育、美術、小児保健等の各分野を教育研究対象として、保育士及び幼稚園教諭の養成を行うとともに、現代の子育てを取り巻く社会及び家庭環境の変化等に伴う、より高度で多岐にわたる専門性が求められていることを踏まえ、これら広範囲にわたる分野について総体的に保育学や幼児教育学に関する研究に取り組むこと
	文化情報学科	島根、日本および世界の文化に関する基礎的な知識と技能を身につけ、グローバルな視点から地域社会と主体的に関わることができる人材を養成するとともに、人類学、言語学、文学、情報学等の各分野において、文化および文化資源に関する教育研究に学際的かつ多面的に取り組むこと

2018年4月に同一キャンパス内に人間文化学部（保育教育学科及び地域文化学科の2学科）が設置されたが、本学は、地域からの公立短期大学への根強い進学ニーズに応じると同時に、地域で果たしてきた役割を検証し、高等教育機関を取り巻く社会情勢の変化や地域及び時代の要請に的確に応えられるよう定員縮小のうえ存置した。

その後、全国的に短期大学への進学希望者が減少するなかで、総合文化学科の志願倍率が低下傾向にあったことから、2021年10月に理事長・学長の下、教職員、学外有識者、地元

点検・評価報告書 様式

産業界の代表らで構成する「島根県立大学短期大学部あり方検討委員会」を立ち上げ、学科の魅力向上、入試改革、広報戦略等の検討を行った。同委員会の提言により、地域人材の育成という目的を継承しつつ、文化の多様性と産業の情報化が進む地域社会で活躍できる人材の育成をより一層明確に打ち出すため、2023年4月、総合文化学科を「文化情報学科」に名称変更し、情報や地域文化に関する科目を新設し、学びの充実を図ると同時に図書館司書養成課程を新設した。

このように、本学の教育研究組織を構成する2学科は、本学の目的を実現するための教育研究上の目的を掲げ、社会情勢の変化や地域及び時代の要請に応えながら変革しつつ、それぞれの分野において教育活動を行っている。

教育研究組織の概要は組織図のとおりである（根拠資料 3-1【ウェブ】）。

学則の第46条に基づき、本学に附属機関として「しまね地域共生センター」を置いている（根拠資料 1-3）。現時点で、本センターの3つの部門を3つの専門委員会、即ち、地域志向教育研究部門を地域連携推進委員会が、多文化共生教育部門を国際交流委員会が、キャリア支援教育部門をキャリア委員会が担っており、地域に貢献する人材の養成と地域連携活動をサポートする体制を整えている。

本学における教職課程は、保育学科における幼稚園教諭二種免許状のみである。保育学と教育学を基礎的の学問とし、教員養成、保育者養成のために教職課程を体系化している（根拠資料 3-2【ウェブ】）。教職課程に関する全学での調整は、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部教職連絡会議運営規程」に則り、教職連絡会議を共同で設置し、全学における教職課程の効率的・効果的な実施及び質の維持・向上等を図っている（根拠資料 2-9）。

本学では、教職委員会（松江キャンパス教職センター）において保育学科における幼稚園教諭二種免許状に係わる教職課程の学びのサポートを行っている。保育職・教育職を希望する学生への履修ガイダンスや保育実習・教育実習の支援、教職へのキャリア支援など、保育者に求められる専門性と豊かな人間性をもった地域に貢献できる幼稚園教諭や保育者の育成に取り組んでいる（根拠資料 3-3【ウェブ】）。

以上のことから、本学の目的に照らして教育研究組織を適切に配置しているといえる。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項については、定款の定めにより理事会、経営委員会の議を経ることとしている（根拠資料 1-1【ウェブ】第15条の5(4)、第19条(6)）。理事会は毎月、経営委員会は年4回開催しており、必要に応じて、教育研究組織のあり方について審議している。

点検・評価報告書 様式

また、法人評価委員会では、中期計画及び年度計画に関する業務実績報告書の審査及び評価を行い、必要に応じて、教育研究組織の適切性についても点検・評価を行っている。

このような枠組みの下、本学では、本学に対する社会的要請を踏まえ、重要な教育研究組織の設置や廃止を行う際、設立団体との協議の下、教育研究評議会の意見聴取を踏まえ、理事会、経営委員会の議を経て中期計画に盛り込むことにより、その実現を図ってきた。

また、総合文化学科から文化情報学科への名称変更の際には、中期計画において「今後の学生や就職先などのニーズの動向を分析し、学科のあり方や適当な定員規模の検証を行う。」「令和元（2019）年度中に将来構想を策定する。」、年度計画にて「短期大学部において、入学、就職の状況や今後の見通しなどを検証し、学科のあり方や定員規模など短期大学部の将来構想を策定する。」と定め、計画に対して自己点検・評価を行い、学内及び本法人組織の議を経て業務実績報告書を提出し、法人評価委員会の評価を受けている（根拠資料 1-12【ウェブ】）。その際には、評価項目①にも記述をしているが、「島根県立大学短期大学部あり方検討委員会」を設置し、学外委員からの意見も踏まえ、名称変更に合わせて県内の IT 人材不足に対応したカリキュラム編成を構築するとともに図書館司書養成課程を新設し、2023 年 4 月から新カリキュラムを実施している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

島根県では少子・高齢化が進行し、人口が減少するなか、本学は、業務運営の効率化を図り、大学における教育研究活動を活性化させ、地域や時代の新たな要請に機動的に対応し、魅力ある大学へと発展させるため、中期計画を策定し、その達成に向けて順調に業務実績をあげている。県民のニーズを踏まえ、時代が求める各種の要請に的確に応え、豊かな専門性と技術を備えた人材を養成してきた。その結果、卒業生は島根県をはじめとする各地域において活躍し、本学の存在意義を高めるものとなっている（根拠資料 3-4【ウェブ】）。

また、学科構成については、名称変更に伴うカリキュラム改編を経て、公立短期大学として島根県をはじめとする地域社会の多様な人材養成ニーズに応えた教育研究組織となっている。

(2)問題点

なし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、本学の目的、教育研究上の目的等に基づき、教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会のニーズ等に適切に対応するため、教育研究組織のあり方について検討し、教育研究組織の見直しを行ってきた。そして、それぞれの学科による教育研究活動を実践し、県が設立した公立大学法人が運営する大学としての本学の性格を踏まえ、これからも地域に開かれた大学として、如何に地域に貢献していくかという課題に向き合っていく必要がある。

点検・評価報告書 様式

これらの実現及び改革については、外部の意見や評価のみならず、様々な自己点検・評価を集約することによって得られた情報や課題認識等も不可欠であることから、引き続き検証を行い、本学の目的にふさわしい教育研究組織を構築していく。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学科・専攻科名称	URL
保育学科	https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/hoiku/hoiku_policy.html
文化情報学科	https://www.u-shimane.ac.jp/junior_college_department/soubun/bunkajouhou_policy.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

※専攻科については、学位授与方針に代えて、課程修了にあたって修得しているべき知識、技能、態度等の学習成果を含む課程修了認定の考え方。

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学科等がある場合）

学科等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：該当なし			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

※短期大学設置基準第50条、専門職短期大学設置基準第73条

[専門職短期大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎 科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：該当なし							

※関係法令：短期大学設置基準第35条の7、専門職短期大学設置基準第26条

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は本協会の短期大学認証評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため、省略			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
備考：			

※関係法令：短期大学設置基準第7条、第9条、専門職短期大学設置基準第11条、第13条

点検・評価報告書 様式

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は本協会の短期大学認証において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学科名、学年等	履修登録単位数の上限値	期間	成績優秀者への緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
	単位				
	単位				
	単位				
	単位				

備考：前回評価から変更がないため省略

※関係法令：短期大学設置基準第 13 条の 2、専門職短期大学設置基準第 19 条

※学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、短期大学設置基準第 13 条の 2 第 2 項又は専門職短期大学設置基準第 19 条第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学科名称	卒業要件単位数	既修得等(注)の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
保育学科	62 単位	30 単位	島根県立大学短期大学部学則
文化情報学科	62 単位	30 単位	島根県立大学短期大学部学則

備考：

※関係法令：短期大学設置基準第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 35 条の 7、
専門職短期大学設置基準第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条

注：短期大学設置基準第 14 条から第 16 条、専門職短期大学基準第 21 条から第 23 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
保育学科	ディプロマ・ポリシーに紐付いた主要授業科目の単位取得率と授業評価アンケートの達成度・満足度のほか、履修カルテ、保育士資格・幼稚園教諭二種免除状の取得率、GPA、就職率、卒業アンケートの状況を、推移を含めて確認している。	ディプロマ・ポリシーに関連する主要授業科目の評価一覧、履修カルテ、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得率、就職率、卒業アンケート
文化情報学科	ディプロマ・ポリシーに紐付いた主要授業科目の単位取得率と授業評価アンケートの達成度・満足度のほか、卒業論文の評価、GPA、資格取得率、就職率、卒業アンケートの状況を、推移を含めて確認している。	ディプロマ・ポリシーに関連する主要授業科目の評価一覧、資格取得率、就職率、卒業アンケート

備考：

点検・評価報告書 様式

学科等における点検・評価活動の状況

学科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
保育学科	2024 年度 ・保育学科自己点検・評価会議 ・教務委員会における点検・評価チェック (自己点検・評価実施委員会及び自己点検・評価委員会による審議)	・ディプロマ・ポリシーに関連する主要授業科目の評価一覧 ・カリキュラムの妥当性評価のためのチェックシート ・教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価シート
文化情報学科	2024 年度 ・文化情報学科自己点検・評価会議 ・教務委員会における点検・評価チェック (自己点検・評価実施委員会及び自己点検・評価委員会による審議)	・ディプロマ・ポリシーに関連する主要授業科目の評価一覧 ・カリキュラムの妥当性評価のためのチェックシート ・教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価シート
備考：		

第4章 教育・学習（本文）

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針※において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

※専攻科については、課程修了認定に当たっての考え方

- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

(1)学位授与方針※において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

本学では、目的及び各学科における教育研究上の目的を学則で定め、その目的に沿ってディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を定めている（根拠資料 1-3）。さらに、各学科において、上記目的にかなうディプロマ・ポリシーを定めている。

本学のディプロマ・ポリシーは、ウェブに明示し、学内外に公開している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。各学科のディプロマ・ポリシーは、ウェブ及び大学案内等で公開している（基本情報）。

本学のディプロマ・ポリシーは、以下のように規定し、各学科のディプロマ・ポリシーは、それぞれの目的を達成するために身につけるべき「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を定めている。

○本学のディプロマ・ポリシー

[知識・技能]

- 人間と文化について基礎的な知識や技能を身に付けている。

[思考力・判断力・表現力]

- 課題に向けて自ら考え、表現する力を身に付けている。

[関心・意欲・態度]

- 人々と協働して地域社会に貢献しようとする態度を身に付けている。

○保育学科のディプロマ・ポリシー

[知識・技能]

- 保育及び関連する諸分野に関する基礎的な知識及び技能を身に付けている。

[思考力・判断力・表現力]

- 学修した基礎知識や技能を用いて課題解決に向けた思考判断ができる。
- 保育をめぐる諸課題を把握し、自らの考えを述べることができる。

[関心・意欲・態度]

- 地域社会において保育者としての役割を果たすことができる人権感覚、倫理観及び職業観を身に付けている。

これらのディプロマ・ポリシーを基にした学科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定された基礎科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者には、短期大学士（保

点検・評価報告書 様式

育学) の学位を授与している。

○文化情報学科のディプロマ・ポリシー

[知識・技能]

- 島根、日本および世界の文化に関する基礎的な知識を身に付けている。
- 情報化に対応したコンピュータの基礎的な技能を身に付けている。
- 国際化に対応した言語の基礎的な運用能力を身に付けている。

[思考力・判断力・表現力]

- 文化情報学科における幅広い学びの中から、主体的に課題を設定することができる。
- 設定した課題について、自らが思考・判断・表現するために必要な、日本語の基礎的な能力を身に付けている。

[関心・意欲・態度]

- 身の回りの地域で生起している諸課題と主体的にかかわる態度を身に付けている。

これらのディプロマ・ポリシーを基にした学科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定された基礎科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者には、短期大学士(文化情報学)の学位を授与している。

以上のとおり、本学では授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定め、学生が修得すべき「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」により学習成果を明らかにしている。

本学のカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)もウェブに明示し、学内外に公表している。また、学生には毎年度初めのガイダンスで改めて周知している。そして、カリキュラム・ポリシーに基づいた「学びの概念図」(カリキュラムマップ)を各学科で作成し、ウェブ及び大学案内で公開している(基本情報、根拠資料 4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】)。

本学のディプロマ・ポリシーに基づき、本学のカリキュラム・ポリシーを以下のように定め、各学科ではこれに沿ったカリキュラム・ポリシーに基づいて、基礎科目及び専門科目を編成している。

○本学のカリキュラム・ポリシー

- 人間と文化、社会、自然のそれぞれの関わりについて基礎的な知識を身に付けるため、[基礎科目]に[人間と世界の理解]の科目群を設ける。
- 保育並びに文化に関する専門性を育成するため、[専門科目(保育学科)／専門科目(文化情報学科)]により、両学科の教育課程に従って専門的な学びを深め、2年次に学びの集大成を図る。
- 地域における保育や文化に関心を持ち、地域で活躍できる実践力を育成するため、[基礎科目][専門科目(保育学科)／専門科目(文化情報学科)]の全体を通して、実習、演習、フィールドワークなど体験型の学修機会を積極的に設ける。

○保育学科のカリキュラム・ポリシー

保育学科は、学科のディプロマ・ポリシー及び本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、

点検・評価報告書 様式

基礎科目に「人間と世界の理解」の科目群を配置し、専門科目の基幹に子どもの発達や保育課題に対応する専門性を育成するための保育及び関連する諸分野についての科目群を配置している。また、課題解決能力及び協同的実践力を育成することを目指し、実習体験活動の科目を設け、ディプロマ・ポリシーで定めた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を身につけ保育の専門家として必要な力を学べるよう、カリキュラムを編成している。

- 地域における人間の生き方や文化の様態について価値を見出す能力の育成を目指して、[基礎科目]を編成する。
- 子どもの発達や保育課題についての実践的専門性の育成を行うために、保育及び関連する諸分野に関する[専門科目]を編成する。
- 集団での協同的実践力の育成を行うことを目的として、グループによるアクティブラーニングと実習体験活動の科目を配置する。

○文化情報学科のカリキュラム・ポリシー

文化情報学科は、学科のディプロマ・ポリシー及び本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、基礎科目に「情報リテラシー」科目群を配置し、専門科目の基幹に「文化情報プロジェクト」科目群を配置している。また、専門科目において履修すべき科目群を設定して「体験型の学修機会」を設けるとともに、ディプロマ・ポリシーで定めた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を身につけるべく幅広く学べるよう、カリキュラムを編成している。

- コンピュータの基礎的な技能の養成を目指して、[基礎科目]に[情報リテラシー]科目群を配置する。
- 主体的に課題を設定し、自ら思考・判断・表現するために必要な日本語の基礎的能力と情報発信のための基礎的な力の養成を目的として、[専門科目]に[文化情報プロジェクト]科目群を配置する。
- 島根、日本および世界の文化に関する基礎的な知識の習得を目的として、[専門科目]に[日本と世界の文化][言語と文化][文化情報資源の活用]の科目群を配置する。
- 国際化に対応した言語の基礎的な運用能力の養成を目指して、[専門科目]に[言語と文化]科目群を配置する。
- 身の回りの地域で生起している諸課題と主体的にかかわる態度の育成を目的として、[専門科目]に[文化情報資源の活用][文化情報研修]の科目群を配置する。
- 司書資格の取得を可能とするため、卒業要件に係る科目とは別に[資格科目]を配置する。

以上のとおり、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法などを示している。

(2)上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学では、上述のとおり、大学の目的及び各学科における教育研究上の目的を学則で定め、その目的に沿ってディプロマ・ポリシーを定めている。さらに、各学科において、上記目的

点検・評価報告書 様式

にかなうディプロマ・ポリシーを定めている。このようにして設定された学習成果は、本学の目的及び各学科における教育研究上の目的を踏まえたものであり、それぞれの学科が授与する学位にふさわしいといえる。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎（教養）教育と専門教育の有機的連携を図り、学科ごとにそれぞれの資格・免許課程や専門性に相応しい教育内容を提供している。各学科の教育課程は、各カリキュラム・ポリシーに基づいて学則の別表に定めており、この別表では、区分や分野ごとに授業科目名や単位数を記載している（根拠資料 1-3）。カリキュラム・ポリシーや教育課程の見直しは、教育の質の向上のため、各学科で適宜行っており、また、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性が保たれるよう留意している。カリキュラムにおいては、ディプロマ・ポリシーに示した内容を達成するうえで重要な科目を主要授業科目として定め、それぞれの主要授業科目がディプロマ・ポリシーのどこに対応しているか明確にしている（根拠資料 4-5）。

学科それぞれの資格・免許課程や専門性を踏まえ、基礎から応用へといった流れや、地域や学外者と触れあう機会を持ちながら学びを進められるよう、授業科目の年次・学期配当を考慮している。これは、学びの概念図及び開講科目一覧によって明示し、学生が自らの学びの道のりを自覚できるようにしている（根拠資料 4-2、4-3、4-6、4-7【全てウェブ】）。

○保育学科

保育学科の教育課程は、短期大学設置基準第 5 条に従い、保育学科の理念・教育目標を達成するために必要な「基礎科目」「専門科目」を配置し、高度な専門性と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成すべく体系的に編成している。

基礎科目は、「人間と世界の理解」「ライフデザイン」「保健体育」「外国語」を設定し、様々な知識や考えを身につけられるように設定している。

専門科目は、「島根県立大学短期大学部教職課程履修規程」、「島根県立大学短期大学部における保育士に関する規程」及び学科のカリキュラム・ポリシーに従って、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目により編成している（根拠資料 4-8、4-9）。具体的には、「保育総合科目」「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「総合演習」「教育実習」「保育実習」「保育の表現技術」の 8 つの科目区分を置き、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得及び卒業に必要な科目を配置している。

点検・評価報告書 様式

これらの設置科目は、1年次前期「保育理解の基礎」、1年次後期「保育理解の深化」、2年次前期「専門職務の理解」、2年次後期「実践力向上への展望」として4段階のステップとなるように履修年次を設定している。

○文化情報学科

文化情報学科の教育課程は、学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、「基礎科目」「専門科目」及び司書資格取得のための「資格科目」から構成される。基礎科目は、「人間と世界の理解」「保健体育」及び「ライフデザイン」に関するさまざまな知識や考え方を身につけるとともに、「情報リテラシー」において情報処理の基礎力を養成し、専門科目を学ぶ土台を形成できるようにしている。

専門科目の基幹科目群「文化情報プロジェクト」には、初年次教育として大学での学びに必要な技術や思考法の修得及び確かな日本語力の獲得を目指し、「文化情報基礎ゼミナール」Ⅰ及びⅡを配置し、ゼミ形式で総合的に学ぶ科目としている。2年次の「文化情報ゼミナール」Ⅰ及びⅡにおいては、自身の関心に応じたゼミを選択し、学びの集大成として卒業論文の執筆を行う。

「日本と世界の文化」科目群においては、日本、アジア、アフリカ、英米及び山陰の、文学を含む文化について学ぶ。「言語と文化」科目群においては、日本語、英語、韓国語及び中国語を読む・聞く・話す・書く技能を高め、文化の多様性に関する知識を身に付けた上で、コミュニケーション力やグローバル社会で求められる態度・行動力を養えるようにしている。「文化情報資源の活用」科目群においては、地域の文化資源に触れ、そこから主体的に考える学びを重視している。「文化情報研修」科目群では、現地に赴く体験から学べるように科目を配置している。

また、文化情報学科においては、2023年4月からの学科名称変更にあわせて教育課程の見直しを行った。具体的には、情報系科目の充実を図るため、情報リテラシー科目に「プログラミング入門」「プログラミング実践」を加え、文化情報プロジェクト科目に「メディアコンテンツ制作」Ⅰ及びⅡを配置した。また、より具体的な課題に触れながら実践的に学べるよう、地元企業の協力を得て「情報と社会」Ⅰ及びⅡを開講している。さらに、地域の実情とそこでの課題を知り、主体的に考える態度を涵養するため、「文化情報誌制作」、「地域資源演習」Ⅰ及びⅡ、「しまね文化情報研修計画」及び「しまね文化情報研修」など、フィールドワークの科目充実を図った。これにより、基礎科目を土台として、「日本と世界の文化」、「言語と文化」、「文化情報資源の活用」、「文化情報研修」の各専門科目群を学び、「文化情報プロジェクト」の「文化情報ゼミナール（卒業研究）」において設定した問題に主体的に取り組み、成果を発信できるようになる教育課程を編成している。

授業期間については、学則第5条において、4月1日から9月30日までの春学期と10月1日から翌年3月31日までの秋学期の2学期制とし、1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたることとしている。単位の設定については、同第23条に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて計算する。講義及び演習科目については、15時間から30時間までの範囲、実験、実習及び実技科目については、30時間から45時間までの範囲の授業

点検・評価報告書 様式

時間をもって1単位とし、それぞれの内容を勘案して設定している。講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じた授業時間をもって1単位としている。また、学生が十分な学習時間を確保できるよう、文化情報学科では半期に履修登録できる単位数の上限を25単位と定め、履修ガイダンスで学生にも周知している。保育学科では、資格者養成に向けたカリキュラムを編成しており、その多くが必修科目となっていることから、1年間に履修登録できる単位数の上限は設定しておらず、ディプロマ・ポリシーに掲げた学習成果実現のため、講義、演習、実習をバランス良く配置することで対応している。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学科・専攻科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

(1)授業形態、授業方法が学科・専攻科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

本学では、ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を身につけることができるようカリキュラム・ポリシーを定めて教育課程を編成している。各学科の教育課程では、カリキュラム・ポリシーにおいて明示した「基礎的な知識」を身につけ「専門性」を高めるための講義や、「実践力」を育成するための実習、演習、フィールドワークをバランスよく配置している。

○保育学科

保育学科では、2019年度から教育職員免許法、同法施行規則の改正及び教職課程認定基準の改正にあわせ、教職課程コアカリキュラムに準拠した新たな教育課程を実施している。また、学則第1条の2(1)を踏まえ、学科のディプロマ・ポリシーに掲げる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を身につけられるよう、上述(評価項目②)のように教育課程を設定し、講義、演習、実習をバランスよく配置している。

専門科目では、「保育内容演習Ⅰ」「保育内容演習Ⅱ」(必修)を開講し、学科のディプロマ・ポリシーに掲げる力がより身につくようにしている。また、2年間の中で学外での実習

をバランスよく配置し、大学と保育現場での学びを往還しながら理論と実践を結びつけ、学びを深めることが可能となっている。

学生は、教育課程の4段階のステップに合わせ、半期ごとに自身の学びを記録する「履修カルテ」を記入している。専任教員は、「履修カルテ」の記入を確認し、学習の効果を把握している。また、学生自身は学習目標及び課題を捉え、意欲を高めながら学科での学びの効果を高め、学習を進めることができている。さらに、学びの集大成である卒業研究について、発表会において成果を公表することで、学生の意欲を高めるとともに学科での学びの効果を高めることもできている。

○文化情報学科

文化情報学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を身につけてもらえるよう、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程において、講義、演習、フィールドワークをバランスよく配置している。専門科目の「文化情報プロジェクト」科目群においては、講義による知識の習得だけでなく、「文化情報基礎ゼミナールⅠ」におけるエッセイ執筆、「文化情報誌制作」における『ひだまりのおと』制作、「メディアコンテンツ制作Ⅰ」におけるインターネット上での情報発信など、具体的な成果物を作成することで学生の力を養っている。

「日本と世界の文化」・「言語と文化」科目群では、講義形式の授業に加え、学生自身が課題について考察・発表して思考力や判断力、表現力を養える演習形式の授業も展開している。「文化情報資源の活用」・「文化情報研修」科目群では、フィールドワークのための準備と実際のフィールドワークを行う授業を複数配置し、学生が学外で学ぶ機会を提供している。

そして、それぞれの授業で目標に対する学生の達成度を期末試験やレポートで確認し、授業評価アンケートを行うことで、学生の達成度や満足度をもとに、それぞれの授業で期待される効果を高め、確認している。さらに、「文化情報ゼミナール」における卒業論文執筆を学びの集大成として学生の目標に設定することで、学生の意欲を高めるとともに学科での学びの効果を高めることもできている。

(2) ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

本学では、学則において遠隔授業について定め運用しているが、コロナ禍が過ぎて以降、対面授業を基本としている。ただし、危機管理基本マニュアルに定める非常変災（異常気象）時の休講等の対応において、授業担当者の判断によってICTを利用した遠隔授業を実施することもあるとしている（根拠資料4-10）。ICTの利用については、MicrosoftのTeams利用を基本とし、入学時にTeams利用ガイダンスを行って学生に利用法を習得させている。ICTを利用した遠隔授業を実施する場合、学生の利用するネットワーク環境にも配慮し、学生が何度でも見返せるよう授業を録音するなど、工夫しながら実施している。

(3)授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適

切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

履修に関する学生の理解を深めるために、新入生については、入学日直前と直後の二度に渡る全体オリエンテーション及び履修ガイダンスを以てその指導に充てている。前者においては、大学で学ぶためのカリキュラム構成等の全体的説明を、後者では学科ごとの受講・履修指導を内容としている。新入生の履修ガイダンスでは、学生各自がコンピュータ操作により履修登録できるよう「統合学生情報システム」へ接続をする。学生にとって修学上必要な情報は、基本的にこのシステムにアクセスすることで得られるようになっている。このシステムへは、学内に限らず学外からも、登録を行った学生の保護者もアクセスできる。

新入生への指導と並行して、2年生にも全体指導だけではなく各学科で受講・履修指導を実施している。1年生・2年生を問わず、ゼミ担当教員を決め、必要に応じて適宜個別に履修に関する指導や助言を与えている。

学生各自は、毎学期の始めの指定の期日までに、春学期はオリエンテーションやガイダンスを受けた後、時間割やシラバスを参照して履修の登録を完了させる。これに併せ、卒業判定不合格となった者（留年生）には、留年前のゼミ担当教員が引き続き履修指導に当たっている。また、休学中の学生に対しては、復学までは休学以前のゼミ担当教員が指導し、復学後は最も適切なゼミに再配置することもある。

各授業科目担当者は、授業内で予習、復習等の指示や課題を課し、必要に応じて履修指導・学習指導を行うことで、学生の自習を促し、単位の実質化を図っている。また、単位の実質化のため、文化情報学科では半期に履修登録できる単位数の上限を25単位と定め、履修ガイダンスで学生にも周知している。保育学科では、資格者養成に向けたカリキュラムを編成しており、その多くが必修科目となっていることから、1年間に履修登録できる単位数の上限は設定しておらず、ディプロマ・ポリシーに掲げた学習成果実現のため、講義、演習、実習をバランスよく配置することで対応している。さらに、学生自身が「履修カルテ」を作成することで、自身の学びを省みながら学習を進められるようにしている。

学務課では、適宜科目履修状況や単位修得状況の確認を行い、ゼミ担当教員と連携して、学生の学習支援を行っている。

教育方法及び履修指導については、各学科各授業担当者において目標に適した授業計画をシラバスに作成し、学習指導に資している。シラバスについては、ウェブで公開するとともに、「統合学生情報システム」からアクセスできる（根拠資料 4-11【ウェブ】）。シラバスは全学科教育課程の全科目について同一の書式を使用して開講科目ごとに作成し、授業科目名、担当教員、科目分類、授業形態、授業時間、必修・選択の別、配当年次、単位数、配当期、授業コード、免許資格、関連事項、授業の概要、授業の達成目標、授業計画、テキスト、参考文献、評価方法、自己学習に関する指針、履修上の指導・留意点を記載している。授業計画の記載にあたっては、授業の概要を1回1回の授業についてできるだけ具体的に記入し、成績の評価については、%を用いるなどして客観的な指標を明示することとしている。すべての授業はシラバスに基づいて実施しており、各授業初回時には、履修学生にガイダンスを行っている。

また、学生の履修登録時に、各学科の教育課程の考え方と授業内容の関連とがよりよく認識されるよう、履修ガイダンスをとおして理解を図っている。

シラバスの内容と実際の授業内容・方法の整合性については、学生の授業評価アンケート

を通して点検・評価しており、各授業における学生からの評価は各担当教員が確認し、学科学年ごとに集計された結果についてはウェブでも公開している（根拠資料 4-12【ウェブ】、4-13【ウェブ】）。2024 年度春学期の授業評価アンケートでは、本学全体で「最終的にシラバス等の授業の到達目標を達成できた」に「そう思う」・「いくらかそう思う」と答えた学生の割合は 87%、「総合的に判断して、この授業に満足している」に「そう思う」・「いくらかそう思う」と答えた学生の割合は 94%であり、学生の達成感、満足感の高さがわかる。このことから、学生は意欲的かつ効果的に学習できていると考えられる。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・ 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・ 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・ 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・ 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

(1)成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

本学は、成績評価及び単位認定の方法について学生便覧に掲載して学生に周知し、学則及び「島根県立大学短期大学部履修規程」に定められた基準に従って、授業科目ごとに、学修の成果を「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」に区分して評価し、「秀」、「優」、「良」、「可」を合格として所定の単位認定を適切に行っている（根拠資料 4-14、4-15）。「秀」「優」「良」「可」「不可」の評価基準は、100 点を満点とする点数で、「秀」90 点以上、「優」80 点以上 90 点未満、「良」70 点以上 80 点未満、「可」60 点以上 70 点未満、「不可」60 点未満となっている。授業成績の評価方法についてはシラバスへの記載を義務付け、履修登録前に学生が評価項目や割合を確認することができるようにしている。

成績評価の厳格性及び公正・公平性を担保するため、「定期試験の実施及び成績評価にあたっての注意事項」を教務委員会で作成し、学期ごとに教授会での周知と非常勤講師への通知を行っている（根拠資料 4-16）。試験の実施に関する内容として、会場および監督者の配置、問題の印刷と保管、監督者の注意事項（禁止事項、遅刻の入室限度、不正行為の対応 等）、その他、追試験、再試験、成績評価に関する内容等を明示し、共通認識のもと実施している。成績評価については、GPC（Grade Point Class Average）と授業科目ごとの成績評価の割合を基に、著しい偏りや不可となる割合が著しく大きくないかなどを学科において確認し、成績評価の厳格性に努めている。

また、本学では学生の学習意欲を高め、適切な学習指導に資することを目的として、GPA（Grade Point Average）によるスコアを算出し、編入する大学へ開示する成績情報、成績優秀者奨学金の選定指標等に利用している。この指標は成績不振者の指導にも活かされている。学生には、統合学生情報システムにて学期 GPA と通算 GPA を公開しており、成績とと

点検・評価報告書 様式

もに自身の学習成果を把握できるようにしている。

学生は、自身の成績評価について疑義がある場合、「不服申立書」により確認することができる。このことは「島根県立大学短期大学部授業運営細則」に定めており、統合学生情報システムや履修ガイダンスをとおして学生に周知している（根拠資料 4-17）。

○保育学科

保育学科の成績評価は、学則で定められた基準に従って実施している。これは、入学時及び新年度のガイダンス、また「保育基礎ゼミナール」（1 年・春学期）の授業においても周知している。シラバスには、成績評価項目とその方法・割合が明示され、各教員が授業の初回に説明を行うことで成績評価の方法の基準を明確にしている。

実習関連科目については、実習指導教員の評価、各実習担当教員の評価、実習記録（日誌）、事後指導での実習成果報告等の複数の項目により評価を行っている。

○文化情報学科

文化情報学科の成績評価は、学則で定められた基準に従って実施している。これは、入学時及び新年度のガイダンス、また「文化情報基礎ゼミナールⅠ」（1 年・春学期）の初回の授業においても周知している。シラバスには、成績評価項目とその方法・割合を授業ごとに明示しており、選択科目が多い文化情報学科では、各教員が授業の開始時に説明を加え、成績評価の方法の基準を明確にしている。

(2)既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

本学では、入学前の既修得単位の認定について学則及び「島根県立大学短期大学部学修・修得単位等の単位認定に関する規程」で定め、教育上有益と認められる場合、入学前に修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を与えている（根拠資料 4-18）。

単位の認定は、認定を受けようとする授業科目の担当教員が、既修得単位にかかるシラバス等を基に認定可否を判定した後、教務委員会の議を経て教授会が行う。

(3)学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

本学では、学則第 28 条、第 29 条の規定に基づき、2 年以上在学し必要単位を修得した学生について、教務委員会の審議、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行っている。学位授与は、卒業認定された学生に対して学則第 30 条及び学位規程に基づき短期大学士の学位を授与している（根拠資料 4-19）。

卒業判定及び学位授与の基準は学則及び学位規程に定めており、判定に係る手続はこれらの規定に基づき適正に行っている。

○保育学科

点検・評価報告書 様式

保育学科において授与する学位は、学則第 30 条で「短期大学士（保育学）」と定めている。保育学科では、学則第 28 条(1)のとおり、基礎科目及び専門科目から卒業に必要な単位数として 62 単位以上を修得することを卒業の要件としている。

保育学科の教育課程はディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを基に編成しており、その教育課程において必要とされる科目を履修し、単位を修得することで卒業の要件を満たすことができる。したがって、保育学科ではディプロマ・ポリシーに則して適切に学位を与えているといえる。

○文化情報学科

文化情報学科において授与する学位は学則第 30 条で「短期大学士（文化情報学）」と定めている。文化情報学科では、学科必修科目を 6 科目 10 単位（基礎科目で「キャリア・プランニング」2 単位「情報基礎」1 単位、文化情報プロジェクト科目で「文化情報基礎ゼミナールⅠ」1 単位、「文化情報基礎ゼミナールⅡ」、「文化情報ゼミナール」Ⅰ及びⅡ各 2 単位）としている。その他の科目はいずれも選択科目であるが、基礎科目、専門科目とも、科目区分ごとに一定の単位数を修得することを、卒業の要件としている。卒業に必要な単位数は学則第 28 条（2）のとおり、62 単位以上である。

また、「文化情報ゼミナール」における卒業論文執筆を学科の学びの集大成と位置づけ、ゼミごとの「卒業論文集」の作成、卒業論文発表会を行っている。卒業論文発表会では、在学生にも公開することで学習内容の質の向上を高めるとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学習成果を確認できる機会ともなっている。

文化情報学科の教育課程自体がディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを基に編成しており、その教育課程において必要とされる科目を履修し、単位を修得することで卒業要件を満たすことができる。したがって、文化情報学科ではディプロマ・ポリシーに則して適切に学位を与えているといえる。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、短期大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

(1)学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

本学では、学則に定める目的「地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探究力及び実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与する」ことを目指してディプロマ・ポリシーを定め、その実現に資

点検・評価報告書 様式

するカリキュラム・ポリシーを明示して、教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーにおいては、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を具体的に示し、学生がそれらを身につけることができるよう、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎科目、専門科目等を配置している。編成された教育課程において、科目区分ごとに必要な一定の科目を履修し、単位認定を受けることで、ディプロマ・ポリシーを満たしていると考えている。

それらを把握・評価するため、本学の「内部質保証のための方針」（第2章参照）に基づき、各学科においてディプロマ・ポリシーに紐付けられた主要授業科目について、履修者の単位修得状況や授業評価アンケートにおける達成度・満足度を指標として用いている（根拠資料 4-20、4-21）。それにより、各学科において各授業及びカリキュラムの妥当性を判断し、教務委員会によるチェックと評価を受けている（根拠資料 4-22）。また、学生自身がディプロマ・ポリシーに定められた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」を養えたと認識しているかどうかを、卒業時にアンケートを実施して確認している（根拠資料 4-23）。

そのほか、学生の単位修得状況や GPA の把握、進学や就職の実績を把握している。また、それらをとおして学生の学習成果を評価している。学生の単位修得状況や GPA の把握においては、教務委員が各学科各学年の全体を把握し、ゼミ担当教員が個別の学生について把握している。さらに、学科会議を通じて学科全体で情報共有を行っている。

本学の目的に照らしたとき、ディプロマ・ポリシーで示した「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」が身につく、地域社会に貢献できる人材となっているかどうかは、就職率としても表れている。各学科とも就職率について直近3年間ほぼ100%で推移している。毎年作成する「大学案内」及びウェブに、前年の就職率を公開している（根拠資料 3-4【ウェブ】）。2023年度3月の卒業生の就職率は、保育学科100%、文化情報学科96.3%であった。

○保育学科

保育学科においては、学位授与方針に示す学習成果をディプロマ・ポリシーに紐付けられた主要授業科目を評価することによるカリキュラムの改善の仕組みに加え、学生が半期ごとに自身の学びを記述する「履修カルテ」により把握している。「履修カルテ」は、2年間の学修の状況を定期的に可視化し、学生自身が学びを把握、振り返るツールである。その内容は、基本情報として学修状況や学びの目的を整理するための「学修や卒業後の目標」「資格関連科目修得状況」「学外活動に関する記録」、その記述を基に幼稚園教諭や保育士に必要な資質能力の習得状況を自己評価する「必要な資質能力についての自己評価」「教職を目指す上での課題・対策」からなっている。これらを半期ごとに記入し、自身の学びを振り返ること、その記述を専任教員が確認し学習状況を把握しながら学生の支援に当たること、学位授与方針に示す学習状況を確認しながら学びを進められる仕組みとなっている。これらにより、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得して卒業する学生の割合は、毎年、ほぼ100%であり、そのうち卒業後の保育職への就職率は90%以上（2023年度の就職希望者41名中39名）と高い。

点検・評価報告書 様式

○文化情報学科

文化情報学科においては、ディプロマ・ポリシーに紐付けられた主要授業科目を評価することによるカリキュラムの改善の仕組みに加え、学生の学習成果を総合的に把握、評価するための取り組みとして、学びの集大成である文化情報ゼミナールにおける卒業論文執筆と論文集の作成、卒業論文発表会での発表を行っている。学生は、1年次に2年生の卒業論文発表会に参加し、それまで受講した授業がどのような卒業論文に繋がっているのかを把握する。そこから、2年次には学生各自が課題を見つけ、探求したいテーマにしたがってゼミを選択し、「文化情報ゼミナール」Ⅰ及びⅡをとおして、卒業論文執筆に取り組む。卒業論文は、ゼミごとに製本され、学生に配布されるとともに、教員研究室及び図書館に保存、公表している。卒業論文執筆と発表会での発表は、学生がそれまで修得した知識や能力を踏まえて、自ら課題を見つけ、その解決に取り組む姿勢を身につけるうえで成果をあげており、2年間の学習成果の集大成と位置づけている。

学生の語学や情報処理技能の学習成果を把握する機会として、各種検定の受検を奨励している。たとえば、ハングル能力検定や中国語検定、CS検定等の受験を奨励し、CS検定では2級への合格など、上位の級に合格する学生が出ている。英語に関する検定試験では、TOEICに関しては、2023年度卒業生の最高点は825点であった。

なお、2023年度の卒業生39名のうち27名が就職を希望し、26名が就職した。就職希望者のうち20名が島根県内出身者で、うち17名が県内就職であった。進学希望者も11名おり、国立大学2名、公立大学6名、私立大学1名、専門学校等に2名が進学した。

また、2024年度の卒業生からは、司書資格を取得する学生も輩出している。

(2)指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、短期大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

本学では、「内部質保証のための方針」(第2章参照)に基づき、各学科においてディプロマ・ポリシーに紐付けられた主要授業科目を用いて把握・評価した内容や、卒業アンケートで得られた評価内容をカリキュラムの改善や授業方法の改善などを議論する際の資料として役立てている。また、学則で定めた目的に資するため、把握・評価した学生の学習成果を公表し、本学の教育に対する理解を促している。また、学生がさまざまな授業をとおして身につけた技能や表現力を発揮した成果について、各学科で地域に還元し、地域との繋がりを保持し強めることに役立てている。

○保育学科

保育学科では、学習成果を公表する機会として「保育内容演習Ⅰ」「保育内容演習Ⅱ」(1年次)において、地域の乳幼児とその保護者向けの遊び場(キッズランド)及び表現活動(キッズシアター)の機会を設けている。また、「卒業研究」(2年次)では、2年間の講義・演習・実習によって得られた学習の集大成として、卒業研究をまとめ卒業研究発表会において成果を公開する機会を設けている。

また、年間を通して「履修カルテ」を記入することで、学生自身が学習成果を把握・評価しており、そこで把握・評価した内容を広げたり、深めたりする機会として地域へのボラン

点検・評価報告書 様式

ティア活動や専任教員が行う地域貢献活動への参加を可能とし、学生の学びの促進と地域への還元を行っている。

○文化情報学科

文化情報学科では、卒業論文集を図書館に配置したり、卒業論文発表会を公開したりして、学習成果を公表する機会を作っている。また、さまざまな授業をとおして地域への関心を高めた学生が、「文化情報表現法」で学ぶ DTP の技術を活かし、「文化情報誌制作」の授業で『ひだまりのおと』を制作している。毎年統一のテーマを決め、学生それぞれがテーマに沿った取材のアイデアを出し、取材先を決めてアポイントメントを取り、取材と写真撮影をして、記事をまとめ、DTP 技術を駆使して誌面レイアウトまで行う。それらをまとめて『ひだまりのおと』の冊子を発行している。『ひだまりのおと』は、島根県と鳥取県の全高等学校に配布するとともに、島根県内の公立図書館すべてに配布している。

また、2年次の「情報と社会Ⅱ」においては、地域の企業の協力を得て、企業が抱える課題に対し学生がともに解決策を考える授業を展開している。そこでは、学生がそれまでに学んださまざまな知識、技能を駆使しつつ、試行錯誤を重ねる機会となるだけでなく、地域企業への貢献にもなっている。

「しまね図書館学」では、司書科目の集大成として、地域の各図書館に存在する固有の課題を抽出し、解決のための計画を立案するグループワークを行っている。検討にあたっては、自治体の政策や方針、地域の特性等を事前に調査し、実現性の高い計画になることを心掛けている。学習の成果として作成された計画案は、実際に図書館に活用してもらうことを目標としている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

(1)教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

本学は、「内部質保証のための方針」（第2章参照）に基づき自己点検・評価を行っている（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

「教学マネジメントによる教育の自己点検・評価」として、3つのポリシー・教育課程・教育方法の適切性に関する自己点検・評価については、学科及び教務委員会が連携し（アドミッション・ポリシーに関することはアドミッション委員会も加わる。）、原則毎年度実施することとしており、学修・教育成果等の測定に必要な情報については、当該業務を所管する

点検・評価報告書 様式

委員会が提供する。実施体制等についても同方針にて定めており、学科及び教務委員会で行った自己点検・評価については「自己点検・評価実施委員会」へ報告し、同委員会は、改善・向上が円滑に行われるよう指示や支援を行うこととしている。更に、それらの結果は、内部質保証の推進に責任を負う組織である「自己点検・評価委員会」へ報告し、内容を審議することとしている。

具体的には、「教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価シート」（以下、「自己点検・評価シート」という。）を基に各学科において自己点検・評価を行っており、点検・評価項目は、共通の 20 項目と学科独自で設定することができる任意項目にて構成している（根拠資料 2-7）。自己点検・評価シートには、項目ごとに使用する学修成果などの根拠資料や評価方法も予め示しており、点検・評価後は、自律的な自己改善に向け、改善すべき点とその改善方策についても検討し、その結果を記述している。

学科で実施した自己点検・評価については教務委員会で確認を行い、その後、「自己点検・評価実施委員会」において、審議するとともに、結果に則した意見を付すことでフィードバックを行い、更に「自己点検・評価委員会」においても必要に応じてフィードバックを行うこととしている。自己点検・評価によって明らかとなった改善点については、当該学科及び教務委員会を中心に連携して取り組んでいき、これらのプロセスを毎年行うことで教育の質向上に努めることとしている。

また、中期目標に基づき中期計画・年度計画を策定しており、「教育」に関する計画についても点検・評価を行い、学内及び本法人組織の議を経て業務実績報告書を設立団体へ提出し、法人評価委員会の評価を受けている。

(2)課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

本学では、自己点検・評価の際には「自己点検・評価シート」を基に実施しており、学習成果を把握・評価するための方法として、ディプロマ・ポリシーの学修目標に紐づけた主要授業科目の単位修得状況や授業評価アンケート結果をそれぞれ数値化し、ディプロマ・ポリシーにおける学修目標の達成状況を調査している。本調査で使用する授業評価アンケート項目は、「シラバスの到達目標を達成できたか」「シラバスどおり授業が行われたか」「総合的な満足度」としており、これらの数値を授業科目ごと又は全体で表すことで確認を行っている。

また、課程修了時に求められる学習成果の測定については、卒業時にアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標が身についたかどうかなどを確認している。

そのほか、資格取得率、就職率、履修カルテ（保育学科のみ）の情報を活用することで、適切な情報に基づき、自己点検・評価を行っている。

(3)外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

策定した中期計画及び年度計画に対して自己点検・評価を行い、設立団体が設置する法人評価委員会の評価を毎年受けている。「教育」に関する項目についても自己点検・評価を行

点検・評価報告書 様式

うとともに業務実績報告書を作成し、学内プロセスを経た後は、法人組織である、教育研究評議会、理事会、経営委員会の議を経ている。理事会には、3名の外部理事とオブザーバーとして2名の監事が、経営委員会には、7名の外部委員に加え、オブザーバーとして監事が出席している。更に、学外有識者で構成する法人評価委員会において、点検・評価が行われ、課題として指摘された事項については、改善策を策定した上で、ウェブに公開するとともに次年度以降の改善につなげることをしている。

自己点検・評価の客観性を高めるための工夫としては、点検・評価時の根拠として、授業評価アンケートや卒業時アンケートの結果を使用している。学修者目線で得られる学生の評価及び意見は、学修者本位の教育の実現においては欠かせない情報であり、また、学生自身が何を学び身に付けることができたかを把握できる重要なエビデンスとなっている。

また、「卒業認定・学位授与の方針に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報」として、「各授業科目における到達目標の達成状況」、「学位の取得状況」、「学生の成長実感・満足度」、「修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、退学率」、「学修時間（予習・復習）」をウェブで公開している（根拠資料 4-24【ウェブ】）。

(4)自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、上述(1)で記述した体制及び方法等により、教育に関する自己点検・評価を実施している。教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価については、「点検・評価シート」によって点検・評価を行い、明らかとなった課題又は改善事項については、学科及び教務委員会を中心に取り組み、進捗については、翌年度に「自己点検・評価実施委員会」並びに「自己点検・評価委員会」において報告することとしている。2024年度に実施した本点検・評価については、全項目とも「達成している」又は「概ね達成している」としており、両学科とも現時点における大きな課題は挙がらなかったが、シラバスの記載内容や本点検・評価で使用した根拠資料が適切であったかなどの見直し又は検討を行い、教育の質保証において有効な取り組みにつなげることをしている。

また、授業評価アンケートについては、FD 委員会で集計を行い、アンケート結果は、学生からのコメントとともに授業担当教員に返却し、それを基に教員は授業の実施・運用についての振り返りを行い、授業改善に努めている。

総合文化学科から文化情報学科への名称変更の際には、中期計画及び年度計画において、学科のあり方や将来構想についての策定及び自己点検・評価を行うとともに、県内の IT 人材不足に対応したカリキュラム編成を行い、情報科目を充実させた。また、図書館司書養成課程を新設し、2023年4月から新カリキュラムを実施している。

自己点検・評価実施委員会が主体となって毎年実施する、専門委員会における取り組みに関するヒアリングの際に、教務委員会が所掌する業務として、取り組み状況、改善点及び成果、検討課題を中心に点検等を行い、報告をしている。2024年度には、教育課程・カリキュ

ラムに関する検討及び変更、規程整備、授業評価アンケートの項目追加などに関する改善等を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

本学では、「体験型の学修機会を積極的に設ける」とされたカリキュラム・ポリシーに基づき、体験型の学修機会を多く設けている。具体的には、保育学科における「保育内容演習」Ⅰ及びⅡや、文化情報学科における「しまね文化情報研修計画」や「しまね文化情報研修」、さらに「文化情報誌制作」などである。体験型の学修機会を設けることで、ディプロマ・ポリシーに掲げた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」のうち、特に「思考力・判断力・表現力」及び「関心・意欲・態度」の涵養に効果を上げている。

また、体験型の学修機会は、学則で定めた本学の目的のうち「地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与する」ことに積極的な態度を養う、地域指向性の高い活動をもたらしている。地域の人々と直接関わることで、地域の持つ課題、地域住民の感じる問題などを共有することができ、その解決についてともに考える態度を養っている。体験型の学修機会は、地域との密着性が高く本学の学びの特長であると同時に、本学の取り組みを地域に還元、発信する機会ともなっている。

本学における学生指導はゼミ担当制を取っており、入学から卒業までのきめ細かな指導を可能にしている点も特長といえる。入学時の全体に対するオリエンテーションやガイダンスの内容について、わからないことがあれば学生はゼミ担当教員に個別に質問でき、教員側も学生の困りごとを把握して次年度の改善に役立てている。個別の学生の履修指導もゼミ担当教員が行っており、単位修得の状況や GPA の推移などから個々の学生の学習状況把握に努め、指導に活かしている。また、各学科で保護者面談会を設定し、ゼミ担当教員はゼミ生の保護者と面談を行って、保護者の疑問に答え、進路の相談に応じ、保護者と協力して学生を見守るための機会としている。2年次には、ゼミ教員が卒業論文執筆の指導を行うとともに、進路についての指導や相談の窓口ともなっている。

学生は、何かあればまずはゼミ教員に相談できる体制の中で自らの学びを進めている。

本学においては、就職を希望する学生の就職率の高さに特長があるといえる。特に、保育学科においては保育士免許取得率、就職率ともにほぼ 100%で推移しており、これを堅持していくことが期待される。

本学のカリキュラムは、述べてきたように、座学などによるインプットを表現活動や成果物の作成といったアウトプットに繋げることで学びを深める構成になっている。これが、ディプロマ・ポリシーに掲げる力を養うことに繋がり、そのことが評価されて学生の進路に繋がっている。

ディプロマ・ポリシーに掲げる学習成果を点検・評価するための仕組みとして、「教学マ

点検・評価報告書 様式

マネジメントによる教育に関する自己点検・評価シート」による自己点検・評価や、ディプロマ・ポリシーに紐付けた主要授業科目についての、授業評価アンケートや単位修得状況を使った自己点検・評価、さらには卒業時アンケートによる学生からの評価を行っている。「内部質保証のための方針」に基づく「教学マネジメントによる教育の自己点検・評価」は始まったばかりだが、これまでに比してより具体的で明確な指標として活用が期待できる。

(2)問題点

「教学マネジメントによる教育に関する自己点検・評価」として新たな取り組みを実施しているが、学習成果の測定方法については改善の余地がある。その一つとして、現在は主要授業科目に対して単位修得状況や授業評価アンケートの結果を用いた測定を行っているが、主要授業科目以外の取り扱いについても検討が必要である。

また、学生による卒業時アンケートを行っているが、卒業後、社会に出た後で学生時代の取り組みを振り返って評価した場合、その評価に変化が生じている可能性もある。卒業から一定期間を置いて、本学での学びを改めて評価してもらうような仕組みを作ることも必要だと思われる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

将来に向けた改善としては、上述の問題点で挙げた自己点検・評価の結果を活用した改善・向上の取り組み強化を検討していくことが挙げられる。具体的には、主要授業科目以外の科目についても、単位修得状況や授業評価アンケートにおける評価を検討する。卒業後のアンケートについては、採用企業を対象とすることも検討するべきである。引き続き、学習成果を測定するための調査方法の開発を行い、教育における自己点検・評価方法を見直しながら効果のある仕組みとしていく。

発展の方策としては、体験型の学習機会を拡充していくことがその一つとなる。現在は、各授業において設計された手順にしたがってさまざまな学習機会を得る仕組みとなっている。例えばこれを、定期的、あるいは日常的に地域と触れあう機会を持たせ、そこで得た知見や問題意識を、授業の中で考察、実践していく形も考えられる。保育学科であれば、学内に子どもが集まる施設や機会を増やし、そこで子どもたちと触れあっていくことも考えられる。文化情報学科であれば、子どもに限らない地域の人々を呼び込む施設や機会の創設や、学外にサテライト・オフィスのような場所を設けての活動が可能かもしれない。本学の目的「地域における教育研究の拠点として、学生の学ぶ意欲を高め、豊かな人間性を育むことによって、課題探究力及び実践力を兼ね備えた人材を育成するとともに、地域への知の還元や地域課題解決への支援を通じて地域と協働し、地域社会の文化及び福祉の向上に寄与する」に鑑みても、体験型の学習機会を拡充していくことは、本学にとって重要な発展方策になると考えられる。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ(基本情報一覧)

入学試験要項

学科・専攻科の名称	URL・印刷物の名称
保育学科	(入学者選抜要項) https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/R7_senbatsuyoukou_1.pdf
文化情報学科	(入学者選抜要項) https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/R7_senbatsuyoukou_1.pdf
備考：総合文化学科から文化情報学科へ名称変更（2023年4月1日）	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
備考：	

第5章 学生の受け入れ（本文）

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

(1)学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

本学は、求める学生像として各専門分野を学ぶための高等学校卒業程度の基礎学力を有していること、各専門分野を学ぼうとする意欲や意識をもっていることを重視し、そのことをアドミッション・ポリシーに掲げている。

アドミッション・ポリシー（求める学生）

[知識・技能]

高等学校における基本的な教科を理解し、短期大学で学んでいく上で必要な基礎的な学力を有している人

[思考力・判断力・表現力]

基礎的コミュニケーション能力を持ち、自分の考えを的確に表現できる人

[主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度]

多様な視点から学び、その成果を地域のために役立てる意欲のある人

また、本学は保育学科・文化情報学科という異なる専門分野の学科で構成されているため、各学科においてもアドミッション・ポリシーを明確化し、本学のアドミッション・ポリシーと同様に、入学者選抜要項をウェブにも掲載し、高校訪問や大学見学会等でも周知を行っている（根拠資料 5-1【ウェブ】）。

各学科のアドミッション・ポリシーは次のとおりである。

保育学科

保育学科では、保育士や幼稚園教諭に必要とされる、保育、教育、福祉についての理論や技術を学ぶことを通して、保育者に求められる専門性を理解し、豊かな人間性をもった人材を育成することを目指し、アドミッション・ポリシーとして以下を定めている。

[知識・技能]

短期大学で学んでいく上で必要な基礎的な学力を有している人

[思考力・判断力・表現力]

課題の内容を理解し、自分の考えを的確に言葉や文章によって伝えることができる人

[主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度]

保育者として、他者と協調しながら社会に貢献していこうとする強い意欲を有している人

文化情報学科

文化情報学科では、文化について学ぶことを通して課題を設定し、解決に向けて主体的に関わる態度をもった人材を育成するために、次のとおりアドミッション・ポリシーを定めている。

[知識・技能]

他者とコミュニケーションするために必要とされる国語と英語の基礎的な技能を有している人

[思考力・判断力・表現力]

短期大学で主体的に考えを進めてゆくために必要な思考力・判断力・表現力を有している人

[主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度]

- ・日本と海外諸地域における文化と社会に関する様々な事象に対して興味・関心を有している人
- ・地域が抱える社会的・文化的諸課題を共感をもって理解し、その解決に向けて地域の多様な人びとと協働する意欲と態度を有している人

また、入学希望者に求める水準等の判定方法については、入学者選抜要項及びウェブにおいて、入試区分ごとに、募集人員、出願資格、選抜方法（大学入学共通テストを利用する場合の詳細、個別学力試験内容、小論文や面接試験の内容、配点など）を公表し、オープンキャンパスや高校訪問でも説明している。

上述のように、本学では学生の受け入れ方針について、求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示している。

(2)学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

本学においては、一般選抜と特別選抜を行っている。一般選抜は、大学入学共通テストを利用し、面接試験の得点と合計するかたちで実施している。特別選抜は、学力試験で測ることの難しい能力や意欲の持ち主を広い視野に立って選抜するもので、学校推薦型選抜（高等学校長からの推薦）と総合型選抜（自己推薦）の2種類を実施している（根拠資料 5-1【ウェブ】）。

各入学試験においては、総合的な基礎学力、修学意欲と専門領域への適性などを様々な観点から評価するため、各試験の特性をいかした選抜を実施しており、アドミッション・ポリシーに基づいた選抜を公正かつ適正に行っている。

なお、入学者の選抜方法、入学者の選抜方法での評価項目等の重点の置き方については、

点検・評価報告書 様式

毎年度、入学志願者の動向や入学した学生の状況等を見ながら各学科及びアドミッション委員会で検討し教授会の承認を経て、受入れ方針を適切に決めている。

入学者数の推移に見られる各年度の受験者の動向や、退学者の少なさ、また「学生生活実態調査（大学生生活の魅力など）」の結果から総合的に判断して、求める学生像に沿った妥当な学生の受入れができており、アドミッション・ポリシーに基づく適正な学生募集や入学者選抜を行っている。

入試業務では、アドミッション委員会が松江キャンパスの入試業務全体の企画運営を行っている。委員会はアドミッション委員会委員長及び短期大学部委員長、各学科からのアドミッション委員で構成され、事務局は事務局学務課に置き年間を通して設置している。入試の実施に際しては、アドミッション委員会を母体とした入試本部を置き、副学長を入試本部長に、短期大学部長、短期大学部委員長を副本部長にしている。

問題の作成及び採点は、各学科から複数の出題・採点担当者を学長が任命して当たっている。問題の検討は、各学科で行った上に、各科目担当の試験作成者間及びアドミッション委員（教員）、短期大学部長、さらに副学長による最終チェックが行われている。入試業務点検委員を各学科1名選出し、合格発表までに、各プロセスで作成した資料等の点検を行っている。この間、常に複数で作業及び点検・確認を行い、不正あるいはミスが生じないようにしている。

また、採点から合否判定までの過程では受験者の識別は受験番号のみで行い、学科の合否判定は受験番号を伏せた入試判定資料で行って、公正な選抜を確保している。合否判定は、学務課で作成する学科別の判定資料に基づき、学生を受け入れる学科で判定し、その後、それらの合格候補者を、教授会で総合的に判定している。

入学者選抜試験実施体制については、試験の実施日程ごとのプロセスをフローチャートに示し、また、試験実施後には検証を行い、試験が適正に実施できる体制を確立している。

入学者選抜を公平、公正に行っていることが受験生にわかるよう、入試結果の本人への開示を行っている。方法は文書によるもので、期間を定め本人からの請求に基づき「科目別得点」及び「試験区分ごとの成績順位」を開示している（根拠資料 5-2【ウェブ】 p.15、5-3【ウェブ】 p.18、5-4【ウェブ】 p.18）。

(3)入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

障がい等のために受験上、あるいは修学上の配慮を求める入学志願者に対しては、出願に先立って事前相談に応じ、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程」に則って必要な支援を行っている（根拠資料 5-5【ウェブ】）。事前相談においては、事前相談期間を設け、協議する体制を整えている。このことに関しては、高校の進路指導担当者を招いて毎年開催している「学部説明会」でも説明するとともに、配布資料「大学案内」にも記載することによって周知し、さらに、本学 ウェブ「障がいのある入学志願者の事前相談について」等で明示している（根拠資料 1-7【ウェブ】 p.51、5-6【ウェブ】）。

また、社会人入試枠や帰国子女、私費外国人留学生の枠を設け、多様な学生の受け入れを明示している（根拠資料 5-7【ウェブ】）。

(4)すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか

志願者に対して分かりやすく情報を提供するために、島根県及び鳥取県内高等学校を対象として、学部説明会を開催するとともに、オープンキャンパスも実施している。さらに、大学案内（入学者選抜要項を含む）等の高等学校への送付、受験雑誌への入試情報の掲載、ウェブへの入試情報の掲示等も行っており、受験者個人又は高等学校から本学見学の希望がある場合は、随時「学校見学会」を実施し、入学者選抜要項等の説明を行っている。

また、各種の進学説明会に参加し、受験生への周知に努めている。県外高等学校については、高校訪問を実施（2019年度から2023年度までで毎年度鳥取、兵庫、岡山、広島、山口県を訪問）するとともに、県内高校と同様に、受験者個人又は高等学校からの見学の希望も、随時受け入れ、入学者選抜要項等の説明を行っている（表 5-1）。

表 5-1) 学生募集の周知機会一覧

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
学部説明会	未実施	未実施	未実施	31校 37名	39校 51名
大学見学	10校	4校	8校	10校	13校
進学説明会 (本学主催)	5回	9回	4回	12回	14回
高校訪問	県内 40校 県外 62校	県内 3校 県外 1校	県内 29校 県外 3校	県内 39校 県外 15校	県内 39校 県外 44校

注) 新型コロナウイルス感染拡大により 2019～2021年度は学部説明会未実施

なお、オープンキャンパスでは、各学科で工夫を凝らした教育内容の紹介を行っており、「昨年とは違う入試制度について詳しく知ることができて良かった」、「変わりゆく入試制度や学びの内容が聞けて良かった」等、参加した高校生には好評を得ている。

上述の学部説明会、オープンキャンパス、高校訪問等、学生募集方法は、オープンキャンパス参加者を対象としたアンケート結果や、入学者を対象として行う志願動向調査などから、適切に機能しているといえる。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・短期大学士課程全体及び各学科並びに各専攻科の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

本学の入学定員及び収容定員については学則第2条で定めており、入学定員は80名、収容定員は160名である（根拠資料 1-3）。2020年度から2024年度までの過去5年間の状況は表 5-2 のとおりであり、入学定員充足率及び収容定員充足率とも平均が1.05である。2024年度の入学者数は、定員80名に対し86名で充足率は1.08、在籍学生数については、定員160名に対し172名で充足率は1.08となっている。

点検・評価報告書 様式

表 5-2) 学生の受け入れ及び収容状況 (全体)

項目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	平均比率
入学者数	85	81	83	83	86	
入学定員	80	80	80	80	80	
入学定員充足率	1.06	1.01	1.04	1.04	1.08	1.05
在籍学生数	171	167	163	167	172	
収容定員	160	160	160	160	160	
収容定員充足率	1.07	1.04	1.02	1.04	1.08	1.05

学科別にみても、過去 5 年間における入学定員充足率の平均が保育学科 1.04、文化情報学科 1.05、収容定員充足率の平均が保育学科 1.05、文化情報学科 1.05 であり、全ての年度において定員を上回っている (基礎データ表 2)。

退学者数については、年間 0~1 名であることから低い水準にある (基礎データ表 6)。

以上のことから、本学では適切な定員の設定によって学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

入学者選抜を公正かつ適切に実施するために本学では、アドミッション委員会が中心となり、年 12 回ほどの委員会を開き、入試業務のフローに則った業務の確認を行い、遺漏のないよう年間を通して業務に当たっている。また、体系化された業務の中で、その年度の問題点等を検証し作業を進めている。

募集方法については、オープンキャンパス参加者を対象としたアンケート調査や高校訪問時の聞き取り調査、大学入試志願動向調査などをもとに、毎年年度当初にアドミッション委員会で点検・検討している。2023 年度のオープンキャンパスにおけるアンケート調査では、参加高校生の約 90%が本学の印象について「良くなった」と回答している。

募集人員についても定期的に現状の点検・評価を行っている。志願者数の推移を見ると、両学科とも 2019 年度入試から 2020 年度入試にかけては横ばいであり、2021 年度の一般選抜では大幅に志願者を減らしている。その原因は受験生の年内入試志向の高まりにあると考え、2022 年度入試より各入試区分の募集人員を変更した。保育学科では 2022 年度入試、2025 年度入試において段階的に学校推薦型選抜の定員 (15 名→18 名→20 名) と総合型選抜の募集人員 (5 名→7 名→10 名) を増やし、改善を図った。同様に、文化情報学科では 2022 年度に学校推薦型選抜の募集人員 (15 名→20 名) と総合型選抜の募集人員 (5 名→10 名) を増やし、改善を図った。

点検・評価報告書 様式

その結果、保育学科の学校推薦型選抜では 2023 年度入試において志願者数が大幅に増加し、総合型選抜でも 2022 年度・2023 年度入試において志願者数が増加している。また、一般選抜の定員を大幅に減らしたにも関わらず、志願者数はやや減少している程度に収まっている。文化情報学科においても、一般選抜の志願者数は 2022 年度入試では前年度より微減に留まり、大幅な減少とはなっていない。(表 5-3、表 5-4)

表 5-3) 入試区分ごとの志願者数及び募集人員の推移 (保育学科)

入試区分		2019 年度 入試	2020 年度 入試	2021 年度 入試	2022 年度 入試	2023 年度 入試	2024 年度 入試
学校推薦型選抜	募集人員	15	15	15	<u>18</u>	18	18
	志願者数	36	33	27	28	44	28
総合型選抜	募集人員	5	5	5	<u>7</u>	7	7
	志願者数	22	17	9	<u>12</u>	13	8
一般選抜	募集人員	20	20	20	<u>15</u>	15	15
	志願者数	81	84	<u>57</u>	<u>41</u>	47	37

表 5-4) 入試区分ごとの志願者数及び募集人員の推移 (文化情報学科)

入試区分		2019 年度 入試	2020 年度 入試	2021 年度 入試	2022 年度 入試	2023 年度 入試	2024 年度 入試
学校推薦型選抜	募集人員	15	15	15	<u>20</u>	20	20
	志願者数	25	21	16	16	23	24
総合型選抜	募集人員	5	5	5	<u>10</u>	10	10
	志願者数	11	7	8	5	7	13
一般選抜	募集人員	20	20	20	<u>10</u>	10	10
	志願者数	79	81	53	49	45	49

上述のように、募集人員に対する改善については成果が現れており、効果的な取り組みとなっている。

また、上述の改善に合わせて、2023 年 4 月、総合文化学科を「文化情報学科」に名称変更し、情報や地域文化に関する科目を新設した(根拠資料 1-7【ウェブ】、5-8)。

名称変更、情報・地域文化に関する科目の新設は、学生の受け入れ面でも志願者数の増につながっている。文化情報学科の志願者数は、学校推薦型選抜では 2023 年度入試より、また、総合型選抜では 2024 年度入試において増加している。(表 5-4)

今後も志願者数の動向を注視していきたい。

中期目標に基づき中期計画を策定し、中期計画に沿って年度計画を定めている(根拠資料 1-12【ウェブ】)。「入学者の受入れ」についても点検・評価を行い、学内及び本法人組織の議

点検・評価報告書 様式

を経て業務実績報告書を設立団体へ提出し、法人評価委員会の評価を受けている。

自己点検・評価実施委員会が主体となって毎年実施する、専門委員会における取り組みに関するヒアリングの際に、①取り組み状況、②改善点及び成果、③検討課題を中心にアドミッション委員会による業務の点検等を行い、報告をしている。2024 年度入試の際には、共通フォーマットの作成、チェック体制及び入試実施体制の変更による入試関連業務の改善、入学前教育の実施などについて改善又は向上に向けた取り組みを行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

本学では学生の受け入れ活動として、大学案内の配布、ウェブでの情報提供による広報活動を行っている。また、高校生に向けてオープンキャンパスや高校からの要望に応じて高校へ出向き、本学の学びや入試についての説明会を実施している。高校側へは進路指導懇談会や高校訪問を行い、入試制度の変更点や在学生についての近況報告、卒業後の進路などについて説明している。

これらの一連の学生受け入れ活動体制は、2019 年度から 2024 年度にかけて定員割れが生じていないことから、有効に機能していると考えられる。

入学者数は各学科の入学定員の 40 名から 1 割増の 44 名までの範囲内に収まっており、適切な定員管理の下、学生を受け入れている。また、在籍学生数についても収容定員の 80 名から 1 割増の 88 名までの範囲内に概ね収まっている。(表 5-5、表 5-6)

表 5-5) 入学者数の推移 (各年度 4/1 現在)

学科	入学定員	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
保育学科	40	42	41	41	42	42	42
文化情報学科	40	42	44	40	41	41	44

表 5-6) 在籍学生数の推移 (各年度 4/1 現在)

学科	収容定員	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
保育学科	80	84	84	82	83	85	86
文化情報学科	80	91	87	85	80	82	86

本学は保育学科、文化情報学科の 2 学科体制である。試験日はもとより、選抜方法や配点の統一を図ってきた。そのことは志願者に理解しやすい入試制度であることを示しており、入学者数の適切な受け入れに繋がっている(根拠資料 5-1【ウェブ】)。

また、2021 年度入試より、各選抜方法で両学科の募集人員が異なっていたが、2025 年度入試より統一した。両学科の募集人員の推移については表 5-3)、表 5-4) のとおりである。

(2)問題点

評価項目③に記したとおり、募集人員の改善を行ったことで募集人員に対する志願者数が一定程度確保できており、本学では入学者数や在籍学生数が定員未充足には至っていない。しかしながら、日本では少子化が進み、18歳人口の減少が今後も続いていくと予想され、受験生の短期大学進学率も低下傾向が続いている。

そのため、本学では今後、随時、適切な定員を受け入れていくため、新たな志願者層の開拓が必要となる。

県内高校からの志願者と県外高校からの志願者の人数を比較すると、両学科とも県内高校からの志願者が多数を占めている。本学は島根県が設立した公立大学法人が運営する短期大学であるため、県内高校からの志願者が多いことは望ましいことである。しかし、定員の充足の面から考えると、県外高校からの志願者の数を増やしていく余地があると考えられる。また、本学は島根県東部に位置しているため、必然的に入学者は県東部の高校出身者が多くなる。しかし、今後の適切な定員充足を考えた場合、県西部の高校からの入学者数を増やしていくことが必要である。(表 5-7、5-8)

このように今後、県外高校からの志願者、県西部の高校からの志願者を増やしていくための方策を考えていくことが本学の抱える課題である。

表 5-7) 志願者の県内高校生数、県外高校生数の推移 (保育学科)

	2019 年度 入試	2020 年度 入試	2021 年度 入試	2022 年度 入試	2023 年度 入試	2024 年度 入試
志願者数	139	134	93	81	105	73
県内高校からの志願者	101	93	72	57	89	50
県東部の高校	83	78	62	47	72	38
県西部の高校	18	15	10	9	16	12
県外高校からの志願者	38	41	21	24	16	23

表 5-8) 志願者の県内高校生数、県外高校生数の推移 (文化情報学科)

	2019 年度 入試	2020 年度 入試	2021 年度 入試	2022 年度 入試	2023 年度 入試	2024 年度 入試
志願者数	115	109	77	70	75	87
県内高校からの志願者	95	90	60	59	60	62
県東部の高校	81	82	50	54	57	57
県西部の高校	14	8	5	5	3	5
県外高校からの志願者	20	19	17	11	15	25

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

先に記した問題点について、開拓したい県外高校の地域としては、本学が最寄りの短期大

点検・評価報告書 様式

学となる鳥取県西部や広島県北部の高校を想定する。これらの地域の高校へ訪問し、高校生と教職員それぞれへ向けて本学両学科の学びや受験制度の説明会を積極的に行っていく体制づくりが必要だと考えている。

また、県西部の高校の志願者開拓についても体制づくりを検討予定である。特に県西部の保育施設において保育士のニーズが高いことから、保育学科を中心とした県西部の高校の受験生向け説明会など、志願者層の開拓のための体制づくりに注力したい。本年度はその足掛かりとして、県西部に位置する浜田キャンパスにおいて、保育学科のミニオープンキャンパスを開催した。以上が今後の改善方策である。

本学では、自ら掲げる目的等を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行っていることから、短期大学基準にてらして概ね良好だと判断している。

今後も広報活動の充実や入学者選抜の検討・改善などに引き続き取り組み、志願者の確保につなげていく。

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

短期大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学科の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：専任教員制のため、該当なし	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[短期大学士課程]（専門職短期大学及び専門職学科を除く）

※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学科・専攻名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体(注)		16人	8人	短期大学基礎データ（表1）
学科・専攻	保育学科	8人	5人	
	文化情報学科	8人	3人	
備考				

※関係法令：2022年10月改定前の短期大学設置基準第22条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職短期大学及び専門職学科]の表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注 [全体]：短期大学設置基準別表第1イ及びロに基づいて算出される数を上回る専任教員の配置状況を意味します。に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

[専門職短期大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注2)	うち、み なし専任 教員数と 割合	うち、研究能力 を併せ有する 実務家教員数 との割合	根拠となる資料
全体(注1)							
学科等							
備考：該当なし							

※関係法令：2022年10月改定前の短期大学設置基準第35条の11、専門職短期大学設置基準第32条

注1 [全体]：専門職短期大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[短期大学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」については、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

点検・評価報告書 様式

[短期大学士課程] (専門職短期大学及び専門職学科を除く) ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考
学科	専ら従事する教員						※該当なし
	それ以外の当該短期大学の教員						当該短期大学以外
短期大学全体の収容定員に応じ定める数							
学科総計							
根拠資料							

※関係法令：短期大学設置基準第 22 条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該短期大学の教育研究に従事する者であり、かつ 1 の学科でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該短期大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学科等で 8 単位以上の授業科目を担当する当該短期大学所属の教員を指します。複数の学科等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学科等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学科等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) ビジネス学科の 2 名の教員が国際学科でも基幹教員となっている場合： 「国際学科：2 名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該短期大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の短期大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は 8 単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

[専門職短期大学及び専門職学科] ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
学科	専ら従事する教員							
	それ以外の当該短期大学の教員							当該短期大学以外
短期大学全体の収容定員に応じ定める数								
学科総計								
備考：該当なし								
根拠資料								

※関係法令：短期大学設置基準第 22 条、第 35 条の 8、専門職短期大学設置基準第 31 条、第 32 条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を () で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0) と記載してください。

※その他、[短期大学士課程] (基幹教員制) の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
島根県立大学松江キャンパス・島根県立大学短期大学部スチューデント・アシスタント設置要綱	島根県立大学松江キャンパス・島根県立大学短期大学部スチューデント・アシスタント設置要綱
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
公立大学法人島根県立大学教	公立大学法人島根県立大学教員選考規程

点検・評価報告書 様式

員選考規程	
備考：	

第6章 教員・教員組織（本文）

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や短期大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・短期大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・基幹教員又は兼任教員として併設大学の教員と短期大学の教員がそれぞれの授業科目等を担当する場合、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学・短期大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

(1)短期大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

(求める教員像)

本学では、第1章で記述した大学憲章及び学則に定められた本学の目的や、各学科の免許・資格課程及び教育研究上の目的に沿った教育を達成するため、その教育課程を担当するにふさわしい教育・研究能力を有した教員の適性配置に努めている。このことは、本法人の中期計画・年度計画の遂行・達成のため、教育・研究活動の充実を図ることと連動している。

第3期中期目標では、大学を取り巻く情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、「地域貢献・教育重視型大学」を実現するための組織や人員配置等について、「中長期的な視点に立った教職員数の管理を徹底するとともに、公正な人事評価や計画的な能力開発により、適切な人事管理を行う。」と定めている。(根拠資料 1-8【ウェブ】)

本学の求める教員像の基本的な考え方は次のとおりである。

- ・大学憲章、本学の目的及び学科の教育研究上の目的、3つの方針（ポリシー）を十分に理解し、その実現に向けて、教育・研究・社会貢献・大学運営の各種活動に意欲的に取り組める教員
- ・高度な専門的知識により教育を実践する能力を有するとともに、継続的にその資質・能力の向上に努める教員
- ・教育研究上の成果を地域に還元し、地域社会に貢献することのできる教員

(教員組織の編成方針)

学則第33条に、「本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、司書、事務職

点検・評価報告書 様式

員、技術職員その他の職員を置く。」と定め、教授、准教授、講師、助教、助手の資格については、短期大学設置基準第 7 章「教員の資格」に準じている（根拠資料 1-3）。

本学における教員組織の編成については、各学科の免許・資格課程における専門分野及び教育課程を担当するにふさわしい教育・研究能力を有した教員の適正配置や年齢構成、性別のバランスに配慮しながら、均衡のとれた職階構成となるよう編成方針の基本的な考え方を次のとおりとしている。

- ・短期大学設置基準等の関係法令に基づくとともに、本学の目的及び学科の教育研究上の目的、3つの方針（ポリシー）を実現するために必要な教員を配置する。
- ・教職課程及び保育士養成課程の関係法令に基づき、適切に教員を配置する。
- ・学科等における教育研究活動を継続的に実施するため、職位、年齢、性別、専門分野等のバランスを考慮する。
- ・教員の募集、採用、昇任等にあたっては、本学の関係諸規程に基づき、公正かつ公平に行う。
- ・FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上を図る。

また、各学科では、学科の特性に鑑み、次のとおりとしている。

表 6-1 各学科の編成の特徴

学部	学科	編成方針の考え方
短期大学部	保育学科	・幼稚園教諭（二種）養成課程と保育士養成課程を併せ持つ学科であり、これらの養成課程の基準を満たすことを教員構成の基本方針としている。幼稚園教諭（二種）養成課程としては、「教職課程認定基準」の「幼稚園教諭の教職課程の場合」に基づき、教員を編成している。保育士養成課程としては、「指定保育士養成施設指定基準」の第 2 指定基準の 4 「教員組織及び教員の資格等」に基づき、教員を編成している。これらの課程を併有する学科として、各教員を両課程に配置する構成となっている（根拠資料 6-1）。
	文化情報学科	・本学科では、専門科目を「文化情報プロジェクト」「日本と世界の文化」「言語と文化」「文化情報資源の活用」「文化情報研修」の五つの領域としており、CP を専門科目の主要授業科目ごとに定め、教員各自の専門領域における教育研究活動が、専門科目の CP に則って有機的に履修課程に貢献・関与し、さらに学科全体の DP の達成につなげていくことを可能にするように教員組織を整備している（根拠資料 6-2）。

本学の教育研究活動を安定的かつ充実して展開するため、教育研究上の目的に照らして適切な教員組織を編成している。各学科の教育課程を担当するにふさわしい教育・研究能力を有した教員を配置し、組織全体としてのバランスと学習成果の達成につながる教育体制

の整備に努めている。

また、本学では、短期大学設置基準に定められた資格に準じて、必要な教員数を確保しつつ、各学科における専門性や教育課程に合致するような編制を行っている。教授、准教授、講師、助教の役職構成においても、年齢・性別のバランスを考慮した教員組織を実現している。これにより、各学科の専門性を保ちながら、学生の学びを支援する多様な指導体制を確保している。

なお、授業科目と担当教員の適合性については、それぞれの課程認定を受ける際や実地調査、その後の採用人事時にチェックしている。学内においても、各学科で毎年度編成する開講科目担当者一覧表作成の際に、科目と担当教員の研究業績、教育業績を考慮して決定している。

(併設大学との業務状況)

本学は、同一キャンパス内に4年制の人間文化学部を併設しており、学科間の学びの内容に親和性もあり、相互に非常勤講師（兼任教員）として、教育を行うことは、教員の交流や経費節減の面から有効であるのみでなく、教員の資質向上にも資する取り組みである。

また、本学には、出雲キャンパスで授業を行っている教員（兼任教員）もあり、他キャンパスとの交流につながっている例もある。

(2) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

本学は、その目的及び各学科の教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び職員からなる教育研究実施組織を編成し、事務処理を行う組織として、事務部（管理課・学務課の2課）を置いている。

本学では、教育・研究を主としてつかさどる教員と管理・運営を担当する職員が対等な立場で、ともに組織の一員として、教職協働を意識しながら、協力して大学運営に参画している。

教育課程・授業方法・成績評価・学位授与・学生の受け入れ・就学支援・生活支援・進路支援などの実施や改善にあたっては、所掌する専門委員会の場合において、委員である教員と委員会事務局として参加する職員が、協議・協力して意思決定を行い、それぞれ役割分担しながら、活動・対応している。

例えば、入学者選抜においては、問題の作成、試験監督、採点、合否判定などは教員が行い、出願書類の受理、動員者向けマニュアルの作成、動員者説明会の開催、会場設営、合否判定資料作成、予算の管理などは職員が行うことで円滑に実施できている。

また、毎月開催する教授会（キャンパス会議）においても、事務部職員が出席し、管理・運営に関する事項について発言している。

(3) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学では、Student Assistant（以下、「SA」という。）に教育補助業務を行わせる場合、「島根県立大学松江キャンパス・島根県立大学短期大学部スチューデント・アシスタント設

点検・評価報告書 様式

置要綱」に基づいて実施しており、SA の職務、行わせてはならない職務、申請、選考、任用、勤務時間等について定めている（根拠資料 6-3）。SA を従事させたい授業担当教員は「SA 授業補助計画書」に授業科目名、授業形態、具体的な業務内容、配置希望理由、従事期間・時間などを明記した上で申請を行う必要がある。

さらに、SA を配置できる授業や登用できる学生の条件、選考に係る詳細等については、「スチューデントアシスタント (SA) の運用」として教務委員会が別に定めており、適切な運用を行っている（根拠資料 6-4）。

以上のことから、本学の教員組織は教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる体制となっており、本学の目指す教育目標や学習成果の達成に寄与しているといえる。

評価項目②**教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学では、教員の募集、採用、昇任に関する手続きを「公立大学法人島根県立大学教員選考規程」に基づき実施している（根拠資料 6-5）。

教員の採用にあたっての募集方法は、公募または学長推薦により行っている。審査は、教員採用基準に基づいて行っている（根拠資料 6-6）。

公募による採用では、学長からの発議を受けて教育研究評議会に設置した人事委員会が候補者の資格及び適性を審査する。人事委員会は、審査を行うにあたって本学の教授会に意見を求める。教授会は、意見を求められたときは、教員選考審査委員会を設置し、採用候補者の資格及び適性に関する審査を行い、その報告に基づき、複数の候補者について当該採用にあたっての優先順位を付した意見書を作成し、人事委員会に提出する。人事委員会は、上記の意見書に記載された候補者について審査を行い、採用候補者を決定し、学長に上申し、採用予定者を決定する。

学長推薦による採用では、人事委員会は、学長が推薦した候補者の採用の可否を審査し、学長は上申に基づき、採用予定者を決定する。

昇任に関しては、学長が、所属及び職格並びに候補者の氏名を明示して発議する。学長からの発議を受けて、教育研究評議会に設置した人事委員会が教員昇任基準に基づいて、資格及び適性に関する審査を行い、その結果を学長に上申する（根拠資料 6-7）。学長は、上申に基づき昇任予定者を決定する。

さらに、採用・昇任においては、教育・研究上の実績はもとより、教員の年齢構成や性別のバランス、多様性の確保にも配慮しており、各学科において公募や学長推薦を通じて適切な人事管理が行われている。これらの取り組みにより、透明性と公正性を確保した人事制度を維持している。

本法人では、「公立大学法人島根県立大学 一般事業主行動計画」において、教員については、学科長・コース長以上の役職者に占める女性教員の比率を 40%とすることを数値目標

点検・評価報告書 様式

として掲げている。令和 5 年度の役職者に占める女性教員の比率は 42.9%で、令和 4 年度より 5.4 ポイント上昇した。令和 6 年度は、39.3%であった。

これらの取り組みにより、透明性と公正性を確保した人事制度を維持している。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・短期大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

(1)教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

本学は、併設大学のため、学内組織である専門委員会等が人間文化学部と合同であり、それぞれに本学及び人間文化学部の各学科教員が委員として所属している。本学の FD 委員会においても、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善を図るために、人間文化学部と合同で組織的かつ多面的にファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動に取り組んでいる。

FD 委員会では、FD 活動に関して、2021 年度から学外の第三者（島根大学教育学部 FD 戦略センター）との意見交換を行うなど、学外の取り組みも参考にしながら、FD 研修会の研修内容や研修方法の検討、授業評価アンケートの実施と教員フィードバック、教員の授業公開について取り組んでいる。

FD 研修会に関しては、2023 年度までは学外からテーマ別に講師を招聘し、原則年に 2 回以上実施しており、その他にも他キャンパスや近隣の島根大学での研修も相互に案内し、教員の教育能力向上のための研修機会の拡大を促してきた。2024 年度からは、原則毎月 1 回、教授会終了後に実施することとしており、今年度は下記の研修を実施し、教職員が参加した。4 月～10 月、2～3 月の 8 回については、副学長、専門委員会委員長又は専門分野となる松江キャンパスの教員を講師とすることで、本学の実例や動向を踏まえた実質的な研修とした。11 月～12 月の 2 回は、より専門性の高い内容を提供するため、外部講師による研修を実施した。

<2024 年度 FD 研修 (松江キャンパス) >

- 4 月 : ①「コンプライアンス研修」②「緊急性の高い学生への対処方法」
- 5 月 : ③「障がい学生等に関連する合理的配慮と松江キャンパスにおける実例」
- 6 月 : ④「アドミッション県内受験生の動向～松江キャンパスの入試結果振り返りと全国的な入試の動向～」

点検・評価報告書 様式

- 7月：⑤「研究倫理教育 e ラーニングの紹介と活用について」
 10月：⑥「精神健康調査（UPI）について」
 11月：⑦「Canva の実技講習」
 12月：⑧「ICT・AI の大学業務への活用について」オンデマンド実施
 2月：⑨2024 年度授業見学のふりかえり
 3月：⑩「合理的配慮に関する法律と、松江キャンパス内の障がい学生の現状と課題について」オンデマンド実施

授業評価アンケートについては、次の5つの区分「授業における学生自身の学習」、「授業内容」、「授業の方法」、「授業の満足度」、「自由記述」に対して15の設問を設定し、授業ごとにアンケートを行い、教員によるフィードバックを実施している（根拠資料 6-8）。アンケート結果は、学生からのコメントとともに授業担当教員に返却し、それを基に教員は自ら授業の実施・運用についての振り返りを行い、授業改善に努めている。

また、各教員の授業ならびに全学的な授業満足度をはかるとともに、前年度からの評価値の変化の分析も行っている。学生向けのフィードバック・レポートについては、学生、教職員に公開している。

教員の教育能力の向上と授業改善を目的として、教員への授業公開（見学）を実施している。コロナ禍により3年間の中止を余儀なくされたが、2024年度からの授業公開に向け再構築を図り、実施に至った。授業については、学科を問わず教員同士で見学することが可能であり、授業見学後は授業公開者とFD委員会に授業見学記録を提出することとしている。授業公開期間終了後には、FD委員会による研修として、授業見学のふりかえりを実施し、相互研鑽による向上と改善を推進した。

保育学科では、全国保育士養成協議会の開催する「全国保育士養成セミナー」及び同「研究大会」、中四国保育士養成協議会「学生研究大会」に毎年度教員を派遣し、保育士養成課程に関する研修を受けて他大学の先進事例や他大学の教職員との意見交換で得た知見を持ち帰り、教育能力の向上に役立てている。

また、これら以外にも、各教員が所属する主に保育・福祉系の学会、研究会等が主催する様々なセミナーや研修会、また主に島根県で実施される保育・福祉関係のセミナーや研修会に参加して、各教員の教育研究活動の向上に力を入れている。

本法人では、新任教職員向けに新規採用教職員研修を毎年4月に開催し、研究倫理・コンプライアンスに関する研修会なども行っている。また、他キャンパスが実施するFD研修についても適宜案内を行っており、対面又はオンラインで参加ができる。

(2)教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教員の研究活動の活性化を図るため、2013年の「知（地）の拠点（COC）事業」の採択を契機に、3キャンパスの教員や学生による研究成果報告の場として「KENDAI 縁結びフォーラ

ム」を毎年2月に開催している（根拠資料 6-9【ウェブ】）。加えて、「知（地）の拠点（COC+）事業」の一環として2015年から開催されている島根県内の大学と高等専門学校、地元企業が一同に会する「しまね大交流会」では、3キャンパスの学生や教員が研究成果の発表を通じて、他大学の研究や地元企業との連携を図っている（根拠資料 6-10【ウェブ】）。

また、専任教員の指導のもと、学生がステークホルダーと連携して地域課題解決に取り組む「地域貢献推進奨励金」制度を設けており、島根県内における地域貢献活動の活性化を図っている。なお、本学での取り組みについては、第9章にて記述している。

学内においては、2018年の人間文化学部設置と短期大学部の再編に伴い、「松江キャンパス研究紀要」、「人間と文化」を毎年発行しており、研究の成果はウェブに掲載している（根拠資料 6-11【ウェブ】）。また、地域に特化した研究及び教育活動については、「地域研究と教育」を毎年発行し、ウェブにも掲載している（根拠資料 6-12【ウェブ】）。

本法人としては、科研費等の外部資金獲得に関する研修会実施のほか、研究倫理・コンプライアンス教育は全員に課し、受講証明書の提出を義務付けている。

教員の研究活動及び社会貢献に関しては、後述(3)のとおり教員個人評価において業績評価を行い、諸活動の活性化と資質向上を図っている。

(3)短期大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

本学では、2010年から教員個人評価を、「公立大学法人島根県立大学教員個人評価実施要領」により実施している。教員個人評価は、2021年度より短期大学部長と各学科長による面談となり、教員の大学における諸活動（1. 教育の領域 2. 研究の領域 3. 社会貢献の領域 4. 大学運営の領域 5. その他）について、自己評価及び評価者評価を行い、それを各教員にフィードバックすることを通じて、教育の質の向上並びに教員の意識及び意欲の向上を図り、もって教育研究等の活動を活性化させ、より魅力ある大学づくりを図ることを目的として実施している。

(4)教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学では、「スチューデントアシスタント（SA）の運用」に基づき、SAに対して研修を実施することとしている（根拠資料 6-4）。教務委員会が作成した研修用資料「SA（Student Assistant）の心構え」では、SA制度の定義・目的、SAの業務内容・禁止業務、勤務時間に関する注意事項、授業内容の把握、SAの心構えと注意点について説明しており、これを配布して研修を行うことで授業運営が円滑且つ適切に実施できるよう努めている（根拠資料 6-13）。

以上のように、本学では、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価報告書 様式

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、教員は、上述の教員組織の編成方針に従い、各学部・学科に配置する一方、毎年度行われる教育研究評議会における教員の募集、採用、昇任に関する審議のなかで、教員配置が適正であるかどうか点検・評価している。3 キャンパス全体では、2018 年に人事基本問題委員会を設置し、より全学的な観点から、教員配置の適切性等に関する点検・評価、並びに改善・向上することが可能となった。

また、中期目標に基づき中期計画を策定し、中期計画に沿って年度計画を定めている（根拠資料 1-12【ウェブ】）。「教育の質及び教育環境の向上」として FD 活動についても点検・評価を行い、学内及び本法人組織の議を経て業務実績報告書を設立団体へ提出し、法人評価委員会の評価を受けている。

自己点検・評価実施委員会が主体となって毎年実施する、専門委員会における取り組みに関するヒアリングの際に、①取り組み状況、②改善点及び成果、③検討課題を中心に FD 委員会による業務の点検等を行い、報告をしている。具体例として、2024 年度には、学修成果の測定や授業改善の充実を図るため、授業評価アンケートの質問項目を追加した。また、評価項目③-(1)に記したとおり、教員による授業公開（見学）、FD 研修会についても改善を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

教員組織の編成については、各学科の免許・資格課程における専門分野及び教育課程を担当するにふさわしい教育・研究能力を有した教員の適正配置や、年齢構成、性別のバランスに配慮しながら、均衡のとれた職階構成とすることを基本とし、教員数については設置基準を上回る教員を配置している。2023 年 4 月に総合文化学科から文化情報学科への名称変更時には、実務経験豊富な情報科目の専任教員を採用する等、教育・研究内容の充実を図っている。適正な年齢構成の確保のため計画的な教員採用に努めており、引き続き専任教員や兼任教員による教育内容の充実を図っていく。

また、本学では、2018 年に人事基本問題委員会を設置し、より全学的な観点から、教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価、並びにその結果を改善・向上することが可能となった。

(2)問題点

無し

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、大学憲章や本学の目的、各学科の教育研究上の目的や免許・資格課程にふさわ

点検・評価報告書 様式

しい教育・研究能力を有した教員の適正配置・年齢構成、性別のバランスに配慮しながら、計画的な教員の採用、昇任など教員組織の編成に努めている。

また、教員の資質向上を図るための方策については、FD 研修や授業評価アンケートを活用した授業改善、教員個人評価などにより組織的に取り組んでいる。

教員組織の適切性についても、定期的かつ組織的に点検・評価を実施し、改善・向上に向けた取り組みを実施している。

今後も、自己点検・評価による検証や法人評価委員会による評価なども活用しながら、引き続き、適正な教員組織の編成に努めていく考えである。

点検・評価報告書 様式

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
公立大学法人島根県立大学 中期目標（第3期）	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/koritsushimane_dai3_chukimokuhyo_201811.pdf
公立大学法人島根県立大学 第3期中期計画	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/dai3ki_chukikeikaku_henkou20191003_1.pdf
公立大学法人島根県立大学 令和6年度計画	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%96%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%88%E6%9C%AC%E6%96%87%EF%BC%89_1.pdf
備考：	

第7章 学生支援（本文）

評価： A

1. 現状分析

基準 7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する短期大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する短期大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・短期大学士課程、専攻科の違いや分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

(1)学生支援に関する短期大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

学生支援に関する基本方針は、中期目標の「3. 大学の教育研究などの質の向上」 「(1) 教育④ 学生支援の充実」において、以下のように定められている（基本情報）。

ア 学生生活

- (ア) 学生が安全に安心して充実した学生生活を送るため、心身の健康管理や相談対応など、学生支援体制を充実し、きめ細やかな支援を行う。
- (イ) 各種奨学金制度や授業料減免制度により、学生の経済的負担の軽減を図る。
なお、支援のあり方として、国内外の学生バランス、将来的な地域への貢献見込みなどの視点も考慮する。

イ キャリア・進学

- (ア) 在学生へのきめ細やかな就職支援を実施し、高い就職率を実現する。
- (イ) 学生の国家試験などの合格や各種資格取得の支援体制を充実する。また、資格取得のための実習等では、学生が現場を理解することができる機会を充実する。
- (ウ) 学生主体で地域に貢献するボランティア活動などの取組を支援する。
- (エ) 大学院進学、短大部学生の4年制学部への編入学、海外留学など、進学に対する支援を実施する。

この中期目標を受けて中期計画及び年度計画を策定し、学生に対する修学支援・学生生活の支援及び進路支援を行っている（基本情報）。また、所管の専門委員会を定め、学生生活委員会、保健管理委員会、障がい学生支援委員会、教務委員会、キャリア委員会を中心に、各学科のゼミ担当教員、学務課職員等と連携して支援にあたっている（根拠資料 7-1）。

(2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

保健管理面に関しては、こころとからだの相談室（保健室）に常駐の保健師を配置し、障がい学生支援に関しては、公認心理師・臨床発達心理士 S V の資格を有する教員や、特別支援学校での勤務経験が長い障がい学生支援コーディネーターを配置し、カウンセリング対応に関しては、公認心理師などの資格を持つ教員や非常勤カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）（以下、「非常勤カウンセラー」という。）を配置している。

また進路支援については、国家資格キャリアコンサルタントを有した就職支援の経験が豊富なキャリアアドバイザーを配置し、連携して学生の支援にあたっている。

(3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援に関する情報については、入学時のオリエンテーションや学科別ガイダンスで学生に対し説明を行い、学生便覧、学生情報システム、メール、学内掲示板、個別面談でも適宜周知している（根拠資料 7-2、4-14）。

学生生活を送る上で起きる様々な悩みや問題に対して、複数の相談窓口を設け、支援できる体制を整えている。履修や日常的な学習相談、進路に関する相談などの最初の窓口としてゼミ担当教員が対応する体制を作っている。その上で、学生生活上の相談には、学科の学生生活委員がゼミ担当教員と協力して支援に当たることとしている。また、キャンパスに所属

点検・評価報告書 様式

する全教員のオフィスアワーを一覧にして公開しており、学生には積極的な利用を呼びかけている(根拠資料 7-3)。教員以外の専門的な窓口として、非常勤カウンセラーの週 1 回の相談については、曜日や時間を固定せず、毎週日程を変えることで学生の利用しやすさに配慮している。

【修学支援(学習面)】

(4)学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。

学生が学習を進めるにあたって躓いたときには、基本的にオフィスアワーを使って質問や相談をするよう促している。質問・相談を受けた教員は、内容に応じて指導を行うほか、必要があれば同じ躓きを持つ学生を集めて補習を行うこともある。

全学的にゼミ担当教員制度を導入しており、修学上の最初の相談窓口とする体制を作っている。また、学生からの休学・退学を含むあらゆる相談や修学支援に対応しているほか、保護者面談会を実施している。ゼミ担当教員は、学生の日常的な学習全般に関わる相談を受けている。

補充教育は、主に取得を支援することとしている資格の受験にあわせて行っている。授業内で知識や技能の習得が充分でなかった学生は、資格取得に向けた補充教育において補えるようにしている。また、就職試験対策としての書類作成・模擬面接など、授業でのキャリア教育に加えて、授業外においても学務課職員をはじめ、ハローワーク松江、公益財団法人ふるさと島根定住財団が運営するジョブカフェしまね等の就労支援機関の協力も得て手厚く支援している。

(5)障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

2021 年度に「島根県立大学・島根県立大学短期大学部における障がいのある学生への支援に関する基本方針」を制定した(根拠資料 7-4【ウェブ】)。これに即して教職員が適切に対応するための「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」、修学支援の基本となる「障がい学生支援規程」を定め、全学的に支援体制を整備している(根拠資料 7-5、5-5【ウェブ】)。

ハード面では、多目的トイレ、エレベーター(設置可能な建物のみ)、段差スロープ、点字ブロックを設置する等バリアフリー化を推進している。

現在、修学上の配慮が必要な学生数は次のとおりである。これらの学生に対して、障がい学生支援委員会、関係教職員、保健管理委員会等の中で必要に応じた協議の場を設け、情報共有に取り組み、連携して支援を行っている。

表 7-1) 年度別支援学生数

年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
人数	1	4	7

なお、評価対象期間において、本学には留学生は在籍していない。

(6)学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

学習の継続に困難を抱える学生は、それぞれ異なる事情を抱えている。おもに学修に関する困難であれば、ゼミ担当教員を中心に学科教員で対応しながら、関係部署と連携を図り対応にあたっている。また心身の不調による困難を抱える学生の場合は、ゼミ担当教員だけでなく専門知識を備えた関係教職員及び「こころとからだの相談室」における非常勤カウンセラーのサポートも得ながら対応している。その際、必要に応じて保護者や学外専門機関とも連携協力できる体制をとっている。

留年者及び休学・退学者に対する対応は、ゼミ担当教員を中心として学科教員と学務課職員とによって行っている。本人とゼミ担当教員、学科教員、必要があれば保護者も含めて面談をすることで修学のために必要な支援を相談し、必要があれば、教職員間でも情報を共有している。

また、保健室常駐の保健師への相談や、学外の非常勤カウンセラーへの相談窓口も用意している。その他、オフィスアワーとして各教員が授業・進路・悩み事など、学生生活全般に関して相談できる時間帯を設定している。

復学や留年した学生に対しては、ゼミ担当教員が学務課と連携し、履修登録の確認など支援を行っている。

退学希望者に対しては、本人及び保護者と面談を行い、本人の希望に沿った支援を行っているが、退学者数については、2021年度から2023年度は年間0～1名であることから低い水準にある（基礎データ表6）。

(7)遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。

本学では、Wi-Fi環境をキャンパス内の講義室、実習室、図書館、食堂、学生が休憩や自習を行うスペース等に整備し学生の通信環境の確保を行っている。また、個人でノートパソコンを所持しておらず、かつ経済的理由により用意することが困難な学生のために「島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパスパソコン貸与要綱」を定めてノートパソコンを無償で貸与する制度を整備している（根拠資料7-6）。貸与は、学資負担者の収入等の一定の基準を満たす学生に対して行い、経済的困窮度の高い学生を優先している。

(8)ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

遠隔授業を行うにあたっては、全学で導入しているMicrosoftのTeamsを利用している。入学時のオリエンテーションでTeamsの利用方法を各学科で指導し、基本的な操作をマスターしたうえで利用させている。遠隔授業時の学生からの質問や相談には、音声並びにチャット機能で対応している。音声の途切れ等のトラブル時には、チャット機能を使って教員に知らせるよう指示している。また、実際の遠隔授業にあたっては、学生の通信環境によって

トラブルが起こることを想定し、授業資料を Teams 上にアップしたり、授業をレコーディングして再視聴したりできるよう工夫している。

【修学支援（経済面）】

(9) 学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

修学に際し、経済的に困難な学生に対しては国の高等教育修学支援制度に基づく給付奨学金・授業料減免、日本学生支援機構の貸与奨学金を中心として制度の案内を行っている。

また、その他の学外奨学金についても適宜周知している。

本学独自の取り組みとしては、授業料の分割納付及び猶予を認めているほか、以下のような返還不要の奨学金制度を設けている。

- ・成績優秀者奨学金（2年生の前年度成績上位者に一人当たり5万円を給付）
- ・海外研修等奨学金（アメリカ語学研修参加者へ参加費用の約1/5を給付）
- ・海外留学奨学金（協定留学を行う学生へ留学中の経済支援として毎月定額を給付。※選考あり）
- ・しまねの未来を担う人財奨学金（島根県内における就職を強く希望する学生に対し、2年次に25万円を給付。※選考あり）

【生活支援】

(10) 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の心身の健康、保健衛生に関しては、保健管理委員会において定期的に協議の場を設け、情報共有や事業を実施している。こころとからだの相談室（保健室）には保健師が常駐しており、随時心身の健康に関する各種相談を行い、学内発生の怪我や体調不良に対する応急処置と、必要に応じて医療機関を紹介している。毎年、年度初めには、全学年を対象に学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、健康状態の把握に努めている。健康診断の結果から、必要に応じて保健師が保健指導、精密検査の受診勧奨を行い、疾病の予防・早期発見に努めている。メンタルヘルスに関しては、春学期と秋学期の年2回精神健康調査（UPI）を実施し、ハイリスク学生の相談・カウンセリングへと繋げている。

また、「ここから通信（保健だより）」により、健康や保健衛生に関する情報を定期的に発信し、ウェブにも掲載している。入学時オリエンテーションでは、非常勤カウンセラーによるメンタルヘルス講話を実施し、学生の心身の健康に対する理解を深める機会を設けている。

コロナ禍においては感染症対策や感染症罹患時の相談にあたりるとともに、新型コロナウイルス、インフルエンザワクチンの学内集団接種を実施した。新型コロナウイルスの5類移行に伴い、現在はインフルエンザワクチンの集団接種を実施している。

学生相談に関しては、ゼミ担当教員、保健師等が各種相談に乗るとともに、非常勤カウンセラーが定期的に相談日を設け、様々な生きづらさや困り感等を持つ学生の相談対応を行っている。また、CS（Counseling Service）アワーとして、心理系資格を持つ学生相談担当

教員 2 名による個別相談や交流イベントも実施している。相談者本人の同意の下に、必要に応じて関係教職員・非常勤カウンセラーが連携をとり、対応にあたっている。連絡がとれなくなった学生や希死念慮を抱く学生など、対応が困難な学生については、関係教職員や非常勤カウンセラーによるケースカンファレンスを定期開催し、支援の検討を行っている。

また自殺予防や危機対応に関する組織的な整備を行い、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細やかな支援の実施を目的として、「メンタルヘルス危機対応ガイドライン」を作成し、危機管理基本マニュアルの見直しを行った（資料 7-9）。

(11)学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

入学式後にオリエンテーションの一環として学科別交流会を開催し、学生と教員がリラックスした雰囲気の中で交流している（根拠資料 7-2）。新入生同士はもちろん、上級生や教員と気楽に話ができるこの機会は、新入生が抱く大学生活への不安や緊張を和らげる場として、また、新たな環境での人間関係作りの第一歩を踏み出す場として効果をあげている。

学友会が主催するスポーツ大会（年 2 回）、飛鳥祭（大学祭）のほか、自分の得意なこと（主に音楽）を披露するオロリンステージ（月 1 回）についても、スポーツやサークル活動の成果発表などを通して学生同士の交流を促進するものとして、その実施を大学として支援している。2022 年度には浜田キャンパスの学生を中心に 3 キャンパスの学生交流を目的とした USS（University, Student, Shimane）が結成され、定期的に交流会を実施し、各キャンパスの大学祭に模擬店を出店するなど、キャンパス間の交流を深めている。いずれも、本学・島根県立大学（4 年制）合同で行うもので、所属する学科にとどまらず、学年、学科、学部、キャンパスの垣根を越えて人間関係を広げる機会となっている。

また、各建物に学生ラウンジを設置し、友人との語らいや、自主学習・遠隔授業の受講時などに利用できるスペースとして開放している。コロナ禍において全学的に遠隔授業が行われた際には、同ラウンジを中心に、感染対策に十分留意しつつ、学生同士が交流できるよう配慮した。また、少人数に分けて大きな教室でゼミやミーティングを行うなど、学生の交流機会確保に心がけた。

新型コロナウイルスが 5 類となって以降、基本的に対面授業を行っており、非常変災（異常気象時）等で遠隔授業を行う場合には特に措置を行っていない。

[進路支援]

(12)短期大学士課程、専攻科の違いや分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

本学では、キャリア委員会を組織して、学務課キャリア・学生支援係と連携して進路支援を計画・実施している。会議は年間 8 回程度開催している。また、2021 年度より本学と島根県立大学との合同組織である魅力化推進本部のキャリア戦略推進室とも随時連携を行っている。

点検・評価報告書 様式

学生定員 1 学年 80 名に対し、職員 1 名、キャリアアドバイザー 1 名を配置し、ハローワーク松江・ジョブカフェしまねによる出張相談支援も得て、学生相談体制の充実強化を図るとともに、職員及びキャリアアドバイザーによる情報交換会への参加等により、県内及び鳥取県西部に拠点をもつ企業を中心に情報収集を活発に行っている。

また、2022 年度～2024 年度にかけては、「島根創生を担う人づくり事業」の一環として、低学年向け企業見学バスツアーや、地域で活躍する人材による講演会といった事業を展開している。さらに、県内企業からの寄附金を活用し、県内での就職を希望する学生を対象とした大学独自の奨学金制度「しまねの未来を担う人財奨学金」を設け、県内就職を目指す学生への支援を行っている。

入学段階から学生個々の将来へ向けたキャリア形成をめざす以下のようなプログラムを用意し、支援にあたっている。

- ① 新入生ガイダンス：就職・進学活動の心構えの助言。
- ② 正課授業科目「キャリア・プランニング」：1 年次後期に開講。企業研究、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、マナー講座、面接指導、卒業生や企業経営者・人事担当者によるガイダンス等の実施。

「キャリア・プランニング」は基礎科目としてライフデザインの一環という位置づけで開講し、就職及び進学支援について、学務課、教職センター、学外就労支援機関、複数の民間企業と連携を図りながらキャリア教育を推進している。保育学科は必修科目ではないが、全学生の履修を呼び掛けることで、ほぼ全員が履修している。両学科の専門性や進路の違いに対応するため、「2 年生の内定者に聞く」といった一部の授業回では学科別での開催を行っている。

表 7-2) 授業プログラム (2024 年度キャリア・プランニング)

実施月	講座等
10 月	ガイダンス、試験対策(SPI 対策講座)、ライフデザイン講座、企業(業界)・職業を知ろう(島根の企業・仕事を知る)
11 月	企業(業界)・職業を知ろう(島根の企業・仕事を知る)、就活アプローチ(自己分析・自己理解/履歴書の書き方)
12 月	就活アプローチ(自己 PR・志望動機の書き方)、企業(業界)・職業を知ろう(島根の企業・仕事を知る)、企業や求人探し方・求人票の見方
1 月	就活アプローチ(就活マナー修得(E-mail、電話のかけ方、言葉遣い、身だしなみ、立ち振る舞い)/2 年生内定者に聞く)、試験対策(面接試験対策)
2 月	模擬面接指導

点検・評価報告書 様式

- ③ 就業体験：ジョブカフェしまねと連携し、夏休み・春休みを利用した職場での仕事体験・インターンシップ等の実施。

表 7-3) インターンシップ等参加者数 (のべ人数)

年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
人数	18	29	14

- ④ 編入学支援：島根県立大学松江キャンパス・浜田キャンパス、島根大学をはじめ、4 年制大学への編入学をめざす学生に対し、ゼミ担当教員等による面接指導の実施。
- ⑤ 保護者面談会：学科教員と保護者間で、求人状況、進学関連等の情報交換を行い、保護者との連携を強化。
- ⑥ 模擬試験・検定試験：一般常識や公務員等の模擬試験を実施して就活力の強化を図る。コンピュータサービス技能評価試験等を実施し職場での実践力を養う。(表 7-4)

表 7-4) 2024 年度一覧

区分	時期	模擬試験・検定試験・セミナー等	対象
模擬試験・ 検定試験等	4 月	SPI 模試	2 年生
		一般常識テスト	2 年生
	5 月	公務員模試	2 年生
		TOEIC	全学年
	8 月	CS 試験(第 1 回)	全学年
	11 月	TOEIC	全学年
	12 月	SPI 模試	1 年生
		一般常識テスト	1 年生
	1 月	公務員模試	1 年生
	2 月	CS 試験(第 2 回)	全学年
サービス接遇検定		全学年	
公務員二次試験対策講座&小論文模試		1 年生	
セミナー等	6 月	筆記試験対策講座	1 年生
	7 月	官民トップ人材講演	全学年
	10 月	後期キックオフガイダンス	1 年生
		職種・業界研究講座	1 年生
		公務員試験対策模擬面接	2 年生
		保護者面談会	1 年生(保育)
	11 月	SPI 準備講座 Web テスト受検会	1 年生
		職務適性テスト	1 年生
	12 月	就活メイク講習	1 年生
		職務適性テストフォローアップ講習	1 年生
		官民トップ人材講演	全学年
		保護者面談会	1 年生(文化情報)
	1 月	就活解禁直前セミナー	1 年生
面接・グループディスカッション準備講座		1 年生	

[その他支援]

(13)上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

クラブ・サークルは学生の自主的活動を基本として、学生相互の親睦、体育・文化活動の発展、学術研究の向上を図り、学生生活の充実発展に貢献するために、体育系 13 団体、文化系 30 団体、計 43 団体が活動している（2025 年 2 月 1 日現在）。また、教職員が顧問となって、学生に対する指導・支援を行っている。これらのクラブ・サークルへは、松江キャンパス後援会及び学友会から活動費助成金が交付されている。

学生の互助組織である学友会は、本学と人間文化学部の学生を会員とし、会員相互の親睦を図り、学生生活の充実発展のために活動している。学友会は、学生生活委員会、学務課の支援を受けつつ、スポーツ大会の実施や飛鳥祭（大学祭）を企画・運営している。飛鳥祭には多くの地域住民が参加し、地域貢献の一つとしても大きな意義のある正課外活動となっている。

ボランティア活動については、学生向けに学生ボランティアガイドブックを配布するとともにボランティア説明会を開催し、地元のボランティア団体と学内のボランティアサークルを学生に紹介することで機会の提供と活動意欲の向上を図っている。また、ボランティア募集の受付に関するガイドラインを定め、学外からの募集の受付、学生への情報提供、活動支援及び相談窓口などを明示し、ボランティアに関する支援を行っている（根拠資料 7-8）。

[学生の基本的人権の保障]

(14)ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では、「公立大学法人島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止に関する規程」を制定し、学生ならびに教職員の人権を守るための措置に関して定めている（根拠資料 7-9）。

この規程に基づき、学生に対しては、入学時のガイダンス、学生便覧において「キャンパス・ハラスメント救済制度」があることを周知している。そこでは、学生生活委員を中心としたハラスメント相談の窓口が示され、学内だけでなくアルバイト先等で受けたハラスメント行為も含めて相談に乗ることを明記している。学生から相談があった場合には、規程に則って、当事者の名誉、プライバシーその他の人権に配慮しつつ、対応している。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1)学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

点検・評価報告書 様式

中期目標の「3. 大学の教育研究などの質の向上」「(1) 教育④学生支援の充実」に定められた学生支援に関する基本方針に従い、学生の安全安心の確保、心身の健康管理、就職・進学支援、各種資格取得の支援や奨学金制度の実施、部活動やボランティア活動の支援などについて、毎年度、年度計画業務実績報告書の作成を通じ、自己点検・評価委員会、教育研究評議会、経営委員会及び理事会の議を経て法人評価委員会の評価を受けている。この評価の結果はウェブで公開し社会に対する説明責任を果たすとともに、次年度計画（改善）につなげている。

また、学生生活委員会、保健管理委員会、障がい学生支援委員会、教務委員会、キャリア委員会は、それぞれの委員会で所掌する業務について自己点検を毎年度行い、取り組み状況、改善点及び成果、検討課題を中心に自己点検・評価実施委員会へ報告し、助言を受けている。これにより、各専門委員会による支援内容についての現状や成果が上がっている点、課題などを明確にしている。

さらに、学生生活実態調査を毎年行って学生の意見を聴取し、学生生活の現状とニーズの把握に努めている（根拠資料 7-10）。

(2)点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

上記の点検・評価結果をもとに、各委員会で改善策をまとめ、次年度の取り組みに活かしている。例えば、学生生活委員会が実施している学生生活実態調査において学生から寄せられた意見に対し、各部門で回答を作成して学生にフィードバックするとともに、次年度以降の取り組みに活かしている。また、自己点検・評価実施委員会で指摘された学生生活の環境向上策についても、学友会執行部学生との連携によって新たなイベントを企画するなど、取り組みの改善を行っている。また、障がい学生支援委員会では、自己点検・評価実施委員会での報告と助言を受けて、支援対象学生への支援強化のため学科委員を増員するなどの改善を行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

本学では、専門委員会等が同一キャンパスである 4 年制の人間文化学部との合同組織であることから、本学単体よりも規模が大きく、学生支援においてもそのメリットを活かすことができる。

スタッフの配置の面では、専門的な知識や能力を有する教員が在籍しており、その知識や能力を活かした障がい学生支援や学生相談業務が行えている。一方、日常的な支援においては、ゼミ担当教員を中心に少人数を相手にきめ細かい対応と情報提供をすることで、学生が教員に相談しやすい雰囲気を醸し出している。

修学支援の学習面について、本学では「障がい学生支援規程の松江キャンパスにおける運用について」や「障がい学生支援委員会要綱」を定めて支援を実施している（根拠資料 7-11【ウェブ】、7-12）。上述のとおり修学上の配慮が必要な学生が増加している状況において、学生の状況を的確に把握し合理的配慮の着実な実施を進めていくために、学内の支援体制

及び運用について見直し、改正を行っている。

具体的には、令和 6 年度より各学科に 1 名、障がい学生支援委員を設けた。このことにより支援学生の状況把握がしやすくなり、学生の困りごとの変化に応じた支援が行えるようになった。また、障がい学生支援コーディネーターを配置し、合理的配慮に関する学内の調整、専門的立場からの助言、教職員に対する研修の実施、学外支援機関との連携などを行っており、支援体制の充実に繋がっている。

近年、特に精神障がいや発達障がいのある学生が増加しており、学生からの支援に関するニーズが多様化している。障がい学生支援委員や障がい学生支援コーディネーター等による面談を実施して随時状況を把握し、履修登録の支援、試験の別室受験、カウンセリングなど、個々のニーズに応じた修学支援を行っている。精神健康調査（UPI）は年に 2 回という頻度で、学生のメンタルヘルスの状況及びその変化を細かく確認する機会を設けている。

進路支援については、正課授業科目「キャリア・プランニング」の授業評価アンケートによれば、「シラバスで説明される授業の目的や達成目標等を達成できたか」という質問に対し、回答者のうち 94.5%の学生が「そう思う」または「いくらかそう思う」と回答しており、県内企業や就労支援機関とも連携して行う実践的な授業への評価と考えられる。また、当授業は一部の授業回を除き、原則として 2 学科合同で行うことから、学科による学びや進路の違いによる異なる視点を持つ者同士が一緒に参加することで、学生の視野を広げる効果が期待できる。さらに、毎回の授業時に行うアンケートにおいても「就職活動に対する不安が少し取り除けたような気がする」「知らなかったことを多く学べて良かった」など、職業選択の上で有用だとする評価がみられる。実際、近年の 2 学科平均の就職内定率は、令和 3 年度 97.4%、令和 4 年度 98.5%、令和 5 年度 98.5%と比較的高い水準を維持できている。

また、保護者面談会の実施により、保護者との信頼関係を深め、大学と保護者が連携して学生の進路支援にあたることが可能となっている。さらに、保護者に就職、編入学に関する社会状況や学生本人の進路希望に関する情報を、教員からよりの確に伝えることで相互理解を深めている。

学生の就職情報へのアクセシビリティを高めるべく、学内にキャリア情報コーナーを開設した。特に、内定者の経験が後輩の学生に活かされるよう、企業等の内定報告書及び編入学の合格報告書の記述の充実と閲覧体制を整備した。また、障がい学生支援の一環として、就職支援機関の紹介を障がい学生支援委員会が行っている。

(2)問題点

スタッフの配置については、学生相談の一部を専任でなく非常勤カウンセラーに頼っているため、より多くの学生が相談できるように、曜日や時間等を考慮して実施しているが、学生が利用したいときに、すぐに利用できない場合がある。また、各種支援に関する情報を、色々な手法を用いてそれぞれの担当から学生へ積極的に周知しているが、結果として学生が受け取る情報が多くなり、重要度の高い情報が伝わりにくい状況が起きている。

修学支援においても、支援が必要な状況にありながら、学生本人から合理的配慮の申し出がないケースもあり、支援方法について引き続き検討が必要となっている。

生活支援のため、精神健康調査（UPI）を行っているが、高学年では回答率が下がるとい

う問題点がある。回答率を上げる効果的な取り組みを検討する必要がある。

進路支援においては、正課授業科目「キャリア・プランニング」の授業評価アンケートによると、令和5年度の場合、授業の満足度は4点満点中3.49であり、本学全体の平均3.60と比較すると若干低めの数値となったが、基礎科目の全体平均3.50と比較すると同程度の数値であった。なお、学科別の集計を見ると保育学科3.58、文化情報学科3.41と両学科の数値にやや開きがあり、2学科合同の授業であるために、学科ごとの特色ある進路にきめ細かく対応することの難しさが表れていると考えられる。また、複数の地元企業や学外就労支援機関などによるレクチャーが組み込まれていることが本授業の特徴であるが、一方向の講義が中心となっているため、学生の主体性や論理的思考力、発信力を育むためにはさらなる工夫が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を概ね適切に行っていると判断しているが、更なる充実を図るため、改善・発展方策として、以下の取り組みを行っていくこととしている。

スタッフの配置に関して、カウンセラーの常駐化や専任教員の配置など、支援体制の強化を検討する。現在行っている非常勤カウンセラーによるカウンセリングについては、より利用しやすい状況になるよう、今後も日時、体制を含め検討していく。また、学生に情報提供する内容、頻度、手法を学内でルール化するなど、学生が必要な情報を確実に把握できる体制作りを進めていく。

修学上の配慮が必要な学生については、引き続き障がい学生支援委員会、関係教職員、保健管理委員会等の間で必要に応じた協議の場を設け、情報共有に取り組み、連携して支援を行っていく。また、継続して合理的配慮に関する教職員研修を実施し、教職員の資質向上、支援のさらなる充実を図っていく。

生活支援に資するため、今後も継続的に精神健康調査（UPI）を実施し、ハイリスク学生をカウンセリング等の学生相談に繋げていく。調査の回答率を上げるための方策としては、学年ごとに回答しやすい時期などを検討し、柔軟に実施していけるよう検討していく。

進路支援について、正課授業科目「キャリア・プランニング」では複数の地元企業によるレクチャーを授業に組むことで、学生の未知なる業界への関心、地元企業、地元就職への関心を高める効果をもたらしている。今後も継続的に同様の機会を提供し、地域で活躍し地域に貢献できる人材の育成を図っていく。

また、令和7年度以降も保護者面談会を継続して実施し、大学・学生・保護者による進路に関する相互理解を推進していく。各種、模擬試験・検定試験・セミナー等に関しても、キャリア委員会・学務課キャリア支援室と学科が連携して、効率的な進路支援を実現していく。従来より一部の授業回では学科別に実施していたが、両学科の進路の違いに対応するため、「企業・業界・職業を知る」や「2年生の内定者に聞く」といった授業回では引き続き学科別での開催を予定しているほか、模擬面接では、学科によって異なる進路に対応した講師・面接官による指導を行う予定である。さらに、公務員志望者への支援対策について、県からの派遣職員等による公務員試験模擬面接や、県内公務員との交流会等といった支援を継続

点検・評価報告書 様式

して実施する。

正課授業科目「キャリア・プランニング」においては、専任教員によるシラバスの見直し及び授業目的の明確化を行い、より具体的なゴールを設置し、授業形態の検討を行いつつ、学生の主体性や論理的思考力、発信力の向上を目指していく。

学生支援に関わる点検・評価についても、内部質保証のための方針に基づいて実施しており、業務を所掌する各専門委員会を中心に改善及び向上に向けた取り組みを行っている。今後もより実効性の高い点検・評価を行い、学生支援を充実させるべく、改善を行い発展に繋げていく。

点検・評価報告書 様式

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
中期計画	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/dai3ki_chukikeikaku_henkou20191003_1.pdf
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
公正な研究活動の推進及び公的研究費等の運営・管理に関する基本方針	公正な研究活動の推進及び公的研究費等の運営・管理に関する基本方針
島根県立大学短期大学部における研究活動行動規範	島根県立大学短期大学部における研究活動行動規範
島根県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進及び公的研究費等の取扱いに関する規程	島根県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進及び公的研究費等の取扱いに関する規程
島根県立大学短期大学部における研究活動上の不正への調査及び対応に関する規程	島根県立大学短期大学部における研究活動上の不正への調査及び対応に関する規程
島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究倫理審査規程	島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究倫理審査規程
備考：	

第8章 教育研究等環境（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

(1)教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

教育の質を高めるための取り組みとして、中期目標において、教育実施体制の整備の一環として「学習や研究に必要な施設・設備の整備」を行うこととしており、中期計画において、「自習スペースの確保やICT環境の整備など、学生の学習環境の一層の充実を図る（No.37）」、「老朽化した施設・設備の修繕や適切な財産保全対策のみならず、学生にとっての利便性を高める施設・設備の整備方針を策定し、方針に沿った計画的な環境整備を進める（No.38）」こととしている（根拠資料1-9【ウェブ】）。

このことから施設の大規模修繕、システム更新等については、毎年、次年度予算と並行して、次期中期計画期間終了時（2030年度）までの執行見込みを作成しており、この中期的な計画に基づき、老朽化した施設やシステムの修繕、更新を行っている。

本学の校地面積は31,292㎡（内訳：校舎敷地29,137㎡、運動場用地2,155㎡）で、校舎面積は17,605㎡である。本学の収容定員は160名（内訳：保育学科80名、文化情報学科80名）であり、短期大学設置基準上の必要校地面積は1,600㎡、また、同基準の必要校舎面積は3,000㎡であることから、それぞれ規準を上回っている（基礎データ表1）。

キャンパス内の主な施設については以下のとおりである。（表8-1）

表8-1) 主な施設

名称	面積	名称	面積
管理棟	940.71㎡	図書館棟	1,685.17㎡
1号館	1,491.07㎡	体育館	3,489.07㎡
2号館	4,743.72㎡	学生寮	1,069.70㎡
3号館	3,729.01㎡	同窓会館	253.00㎡
音楽棟	453.74㎡	サークル棟	178.22㎡
大講義室棟	816.09㎡	テニスコート	2面
大学会館	2,135.51㎡		

本キャンパスの施設・設備は、1988年、島根県立島根女子短期大学が現在地へ移転したのに併せ建築・整備されたものである。その後、1995年に体育館の新築、2018年に人間文化学部設置に向けた整備を行い、現在に至っている。

教室等については、講義室22室、演習室38室、実験演習室2室、情報処理学習施設8

室を有している。保育士及び幼稚園教諭の養成を行う保育学科においては、専門的な教育環境が必要となることから、表現演習室、保健実習室、音楽室、図画工作実習室などを設けている。文化情報学科では、学んだ文化の情報発信や図書館司書課程を有していることから、パソコン演習室（3室）、視聴覚室（3室）、図書館などによる設備の充実を図っている。

自習スペースについては、3号館1階に学生自習室を設け、平日、休日ともに8:00～21:00の間、使用できるようにしている。また、教室やパソコン演習室、実習室等も授業で使用しない場合には自習室とほぼ同じ時間帯で開放しており、学生が自主的に学習できる環境を提供している。

学生ラウンジとして、1～3号館に1部屋ずつ、大会館には「オロリンひろば」を設けており、学生達の憩いの場となっている。学生の要望を取り入れ、2024年度には「オロリンひろば」にパーティションを設置し、自主学習の場としても利用できるよう整備した。また、4年制学部設置の整備の際には、サークル棟も新築している。

施設のバリアフリー対応については、1～3号館、学生会館及び体育館に昇降機を各1基設置している他、主要な出入り口への自動ドア、車いす対応のトイレ、スロープ・手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー化を図っている。

施設及び設備等の維持管理については、設備管理業務、警備業務、清掃業務、受水槽水質検査等を外部に業務委託しており、担当職員は専門の委託事業者の意見を踏まえながら、修繕や改修を行っている。2023年度には1号館及び2号館前の屋外階段の修繕、2024年度にはキャンパス構内の防犯カメラの更新などを行った。

職場の労働環境については、労働安全衛生法第18条に定める衛生委員会を設け、副学長を委員長として健康障害を防止するための基本対策、健康の保持増進を図るための基本対策、労働災害の原因及び再発防止対策等について調査・審議を行っている。そして、同法第12条に定める衛生管理者を選任し、衛生に係る技術的事項を管理させるとともに、同法第13条の規定により産業医を選任し、健康管理を行っている。衛生委員会において2011年度からのキャンパス内全面禁煙を決定、実施している。

本学は、消防法施行令別表第1(7)項の防火対象物に該当し、消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を選任し、所轄消防署長に届出しており、消防訓練等も計画的に実施している。

また、刺股や防犯カメラの設置、地震発生時に備えた学内シェイクアウト訓練の実施なども行っている。

(2)学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

ICT環境としては学内無線LANを整備し、メール(Outlook)、クラウドストレージ(OneDrive)、ファイル共有(SharePoint)などを含むMicrosoft365や、学生情報システムや図書館システム(OPAC、マイライブラリなど)を全学生・教職員が使えるシステムとして導入している。使用方法については、教員には「情報ネットワークシステム利用の手引き」を配布し、学生については入学時に「情報ネットワークシステムの手引き」に基づ

点検・評価報告書 様式

き、学内システムの利用方法について説明している。

本学には3つのパソコン演習室があり、各室に学生用のデスクトップパソコンを約60台設置しているほか、モニター、プリンターや専門ソフトなど周辺機器も整備している。2024年度には、パソコン演習室（第2PC演習室）のパソコン、プリンター、アプリケーションソフト等を含むシステム更新を行い、学生の学習環境の充実を図った。

パソコン演習室以外の場によるパソコンを用いた授業やオンライン授業等により、学生個人のノートパソコンを必携としているが、経済的な理由でノートパソコンを準備できない学生や故障、実習先での使用に備え、貸し出し用パソコンを準備している。

また、教員には大学からデスクトップパソコンを支給し、各研究室に設置している。2023年度には、全教員のパソコン及びプリンターの更新を行った。

その他、2023年度には無線LANの増強、2024年度には学内LAN基盤のシステム更新等を行うことで適切なネットワーク環境を維持している。

技術的な支援については、情報業務を担当する専任の職員を配置し、システムや機器の管理を行っており、随時学生や教員の支援も行っている。

(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

中期計画において、情報公開の推進として、「情報管理や個人情報保護、情報セキュリティポリシーの規程を適正に運用し、必要な情報を積極的に公開・開示する（No.71）」こととしている（根拠資料1-9【ウェブ】）。

また、全学情報セキュリティ委員会を設置し、毎年度、公立大学法人島根県立大学情報セキュリティ対策基本計画を策定している（根拠資料8-1）。この計画に基づき、情報セキュリティに関し、内部監査の実施、体制整備や技術的な施策の検討、教育訓練などを実施している。

教育・訓練として、教職員には「情報ネットワークシステム利用の手引き」の配布時、学生については入学時の「情報システムガイダンス」の際に、情報セキュリティポリシーについて説明を行っている（根拠資料8-2）。そのほか、毎年学生向けに情報セキュリティ理解度クイズを実施しており、教職員向けには個人情報等の重要情報を扱う上での留意事項を周知し、アンケート形式による実態の照会を行うことで、知識及び意識の向上を図っている。

さらに全学生・教職員を対象とした、インターネット上の人権侵害を取りあげた人権研修を毎年実施している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に

整備しているか。

本学では、人間文化学部設置に伴い、2019年4月に図書館を新設し、面積も約510㎡から1,364㎡へ拡大した。

図書館の開館日は月～金曜日、開館時間は午前8時45分～午後8時（休業期間は午前9時～午後5時）までとしている。

図書システムを利用して図書や雑誌登録を行っており、学外からの貸出予約やリクエスト、学内他キャンパスを含めた蔵書検索も可能である。

利用者教育として図書館の館内案内、基本的な機能、基本的な検索方法等の図書館ガイダンスを実施しており、2024年度は保育学科及び文化情報学科の1年生を対象に各2回の図書館ガイダンスを実施した。新任教員についても着任時のガイダンスで図書館利用に関する説明を行っている。

また、通常のカウンター業務に加え、2024年度より、必要とする資料や情報の検索補助を行う「レファレンス対応窓口」を毎週水曜に開設し、学生の論文・レポート作成支援の要望に応じている。これらのことから、図書館サービスを提供できる体制を整え、機能させている。

学術情報へのアクセスに関する対応としては、3キャンパス共通で「聞蔵ビジュアルⅡ（朝日新聞）」、「日経テレコン21」、「PsycINFO（心理学系）」、「D1-Law（法律情報）」、「SFX（リンクリゾルバ）」、「Oxford English Dictionary」のデータベースを契約・提供しており、本学独自では、「ジャパンナレッジ」、「JDreamⅢ」を契約・提供している。

また、国立国会図書館がデジタル化した「国立国会図書館デジタルコレクション」の提供、視覚障害者や目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供する「サピエ」を契約・提供し、様々な情報資源を提供できる体制を整え、機能させている（根拠資料 8-3）。

その他、ILLシステム（図書館間相互貸借システム NACSIS ILL Inter Library Loan）を利用し、参加機関と文献複写及び相互貸借の相互協力を行っている。

図書については、毎年度、シラバスに挙げられている参考図書を購入している。さらに学科推薦図書という形で図書を推薦し、必要度の高いものから揃えている。新刊図書についても新刊案内、各出版社が出している出版目録等で随時確認して購入しており、分野別にバランス良く選書を行い、体系的に整備している（根拠資料 8-4【ウェブ】）。

その他の学術資料の整備としては、学術情報（研究成果）の発信として、島根県立大学学術機関リポジトリ（USAGI）において、本学発行の紀要等を電子的に収集・蓄積・保存し、論文単位でインターネットを通じて公開している（根拠資料 8-5【ウェブ】）。2023年度は、国立情報学研究所（NII）が提供する JAIRO Cloud システムのバージョンアップが実施されたため新システムへの移行作業を行なった。2024年度の登録件数は、1,036件である。

また、以前に本学に寄贈された、山陰歌人資料（奥原碧雲、河野翠漱、能海紫星）は耐久性の問題から閲覧してもらうことが出来ず、保管しているだけの状態だったが、一部で

はあるがデータ化してウェブで公開し、広く利用してもらえるようになった（根拠資料 8-6【ウェブ】）。

(2)図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館職員は、専任職員 1 名（司書資格有）、嘱託職員 4 名（うち司書資格有 2 名）、学生アルバイト 5 名を配置している。開館時間中には、司書資格を持つ者が 1 名以上カウンター業務にあたるよう、適切に配置している。図書館職員として求められる知識や専門的スキル向上のため、特にDX推進に向けた研修や説明会、研究会等には積極的に参加している。

図書館内の閲覧席については、個人で利用が出来る席を 20 席、4 人掛けの机を 13 テーブル、ソファなどを設置し、100 座席（松江キャンパス全学生数に対して約 15.4%）を確保している。

また、ラーニングコモンズを 4 部屋設置しており、授業やグループワークでも多く利用されている。総座席数は 85 席で、うち 3 部屋は連結可能であり、学生の学習に配慮した環境整備を行っている（根拠資料 8-7）。

現図書館の建設に伴い、図書収容能力も約 10 万冊から約 16 万冊に増加した。以前は、閉架書庫に配架していた資料を、新設した閲覧室の集密書庫に配架することによって、資料の閲覧を自由に出来るようにした。それにより、利用者の利便性が向上した。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する短期大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

(1)研究に対する短期大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

研究に対する基本的な考え方については、大学憲章にて「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」こととしており、中期計画においても「研究活動の充実及び研究成果の地域への還元」として、「これまでの研究の蓄積を生かし、研究力の一層の向上を目的とした研究支援や、地域貢献に主眼を置いた研究プロジェクトを推進するための支援策の創出などにより、さらなる研究活動の充実・発展を図る（No.47）」「地域のニーズに応える研究を推進し、研究の成果は、学部

点検・評価報告書 様式

や大学院の授業に生かすとともに、地域との共同研究やシンポジウムの開催などを通じて地域に還元する（No.48）」としている（根拠資料1-9【ウェブ】）。

これにより、法人財源によって以下の研究費等を措置することで、地域貢献はもとより、若手研究者や科研費獲得などに向けた支援も行い、教員の研究活動の活性化を図っている。

- ・教育研究費（教育及び研究に生かすことを目的に各教員に配分される基礎的研究費）
- ・学長裁量経費（公募により配分される競争的研究費）
 - ①学長戦略枠（多様な教育・研究活動の発展・深化を目指すための経費）
 - ②若手支援枠（科研費獲得を目指す准教授、講師、助教、助手の研究を支援）
 - ③科研費採択者分研究助成金（科研費採択額の1割相当額を研究費として助成）
 - ④専門学術図書出版等助成（公開の価値があると認められた研究成果に対する出版等助成）
 - ⑤地域貢献推進奨励金（専任教員の指導のもと、県内の地域貢献に取り組む学生の活動経費を助成）

研究室の整備については、全専任教員に個室の研究室があり、電話、書架、机、椅子、パソコン、プリンターの等の備品のほか、学内無線LANを整備している。研究室は冷暖房完備で、24時間入退出が可能である。

教員には、柔軟かつ主体的に研究時間が確保できるよう、裁量労働制を適用しているほか、人的支援策として SA を配置し、授業における担当教員の指導補助や運営補助を行っている。

教員の学内における業務を免除し、国外または国内において自主的調査研究活動に従事する機会を与えることにより、教員の資質向上及び教育研究の発展を図ることを目的とした「サバティカル研修」制度を設けている。希望者から申請があった場合、学長が指名する者をもって組織するサバティカル研修選考委員会の選考を経て、教授会の意見を聴取した上で、理事長が承認することとなっている。

科研費については、教員へ最新の科研費情報を提供し、説明会の実施や外部添削サービスの受講を支援することにより、新規獲得を推進している。また、上述のとおり、学長裁量経費として、科研費採択額の1割相当額を研究費として助成する「科研費採択者分研究助成金」や科研費獲得を目指す「若手支援枠」を設け、意欲向上を図っている。

以上のことから、研究を支援する環境や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。

(2)研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

点検・評価報告書 様式

本学では、「公正な研究活動の推進及び公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」、「島根県立大学短期大学部における研究活動行動規範」、「島根県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進及び公的研究費等の取扱いに関する規程」、「島根県立大学短期大学部における研究活動上の不正への調査及び対応に関する規程」を定め、教職員には研究倫理教育、コンプライアンス教育受講を義務化している（根拠資料 8-8、8-9、8-10、8-11）。

研究倫理教育については、日本学術振興会等が発行する受講証明証の提出を義務化し、コンプライアンス教育は外部講師によるオンラインまたはオンデマンド研修を受講し、理解度確認テストを行い、誓約書の提出を義務付けている。

本学における研究倫理審査は、島根県立大学短期大学部倫理委員会により行っている。

「島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究倫理審査規程」に基づき委員会の運営に必要な事項を「倫理委員会運営要領」、また研究倫理申請が円滑に行われるよう、申請手続きの詳細を「研究倫理審査申請の手引き」に示している（根拠資料 8-12、8-13、8-14）。

倫理委員会の所掌事項は、「人間を対象とする研究」についての倫理上の審査を行うことである。規程に基づき、委員会は島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパスに所属する研究者 4 名と、医学・医療分野の有識者 1 名、法律分野の有識者 1 名及び一般の立場の者 1 名からなる 3 名の学外者を委員として委嘱し計 7 名で構成する。研究計画を、倫理的妥当性及び科学的合理性の観点で審査し、「承認」、「条件付承認」、「変更の勧告（要再申請）」、「不承認」、「審査対象外」の 5 つで判定している。

迅速審査も含めた審査実績は、2019 年度 5 件、2020 年度 2 件、2021 年度 4 件、2022 年度 1 件、2023 年度 2 件、2024 年度 7 件である。審査結果に対して申請者が異議申し立て可能であることを規程で定めているが、現在まで異議申し立ての事例はない。

卒業研究の際は、指導教員が学生に対し倫理教育も含めた指導を行っており、審査対象研究に、申請者のゼミ生など、学生も研究に参加していることが明らかな場合は、学生に対する倫理教育を徹底するよう、申請者に注意喚起を行うこととしている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

上述の施設・設備の整備、情報、研究に関する中期計画については、毎年度、年度計画や業務実績報告書の作成を通じ、自己点検・評価委員会、教育研究評議会、理事会及び経営委員会の議を経て法人評価委員会の評価を受けており、現状や課題を把握している。業務実績報告書については、法人評価委員会からの評価を受けての改善策も併せてウェブで公開し、社会に対する説明責任を果たすとともに、次年度計画（改善）につなげている。

点検の結果、図書館の自習スペースの整備、学内イベントで使用する音響設備の購入など

点検・評価報告書 様式

を行い、学生の学習環境の向上につなげた。

図書館に関しては、自己点検・評価実施委員会が主体となって毎年実施する、専門委員会における取り組みに関するヒアリングの際に、図書委員会が所掌する業務として、取り組み状況、改善点及び成果、検討課題を中心に点検等を行い、報告をしている。具体例として、2024年度には、図書館用ウェブにおいて図書館の企画、学生図書委員の活動、教職員からのおススメ本などに関する情報の充実を図り、また、新たにレファレンス対応窓口を毎週水曜に開設し、学生の論文及びレポート等の作成支援を行うなど、図書館サービスの向上につながる取り組みを行った。

情報関係については、「公立大学法人島根県立大学情報システム運用基本規程」に基づいて開催される情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティ対策が情報セキュリティ関連規程（情報セキュリティポリシー、手順及びガイドライン）に基づき、適切に実施されているか、内部監査（自己チェック）を毎年実施している（根拠資料 8-15）。情報セキュリティ監査での指摘事項・改善提言については、対応状況を情報セキュリティ委員会に報告している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

人間文化学部設置（2019年4月）の際に施設整備を行ったことで、本学の教育・研究における環境は従前に比べ向上している。

図書館棟の新設については、その整備の一つとして行ったものである。図書館の面積が約 510 m²から 1,364 m²に拡大したことで、図書収容能力が約 10 万冊から 16 万冊に増加し、閲覧席以外にも連結可能な 4 部屋のラーニングコモンズを有しており、授業や学生のグループワークなどで活用している。

図書館の面積が増加したことで館内に余裕ができ、企画展示や学生図書委員会を中心とした催しも充実した。学生図書委員会では、選書以外にもビブリオバトルや図書館祭、本の貸し出し福袋、近隣高校等の図書委員との交流など、毎年様々なイベントを実施しており、図書館の活性化と図書サービスの充実にも貢献している。

また、図書館棟の新設に伴い、パソコン演習室を新たに整備している。本学では授業以外の時間帯は学生に開放しており、パソコン演習室が 3 室になったことで、学生の自己学習の場の充実にもつながった。パソコンとプリンターについては、学生の要望に応え、学生自習室などにも設置している。加えて、学内については、LAN の整備も行っていることから、自身のパソコンを利用した自己学習を行うことも可能である。

(2)問題点

老朽化による建物修繕や設備・システム更新等については、老朽化の程度や必要性を踏まえて中期的な計画を立てており、大規模な整備については設立団体からの支援を得て実施している。しかし、近年は物価高騰などにより、整備に係る費用が増嵩していることから、限られた財源の中で優先すべき整備を適切に判断する必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

中期計画において、教育研究等環境の整備に関する方針を示し、本学の目的達成に必要な学生の学習環境や教員の教育研究活動の整備を適切に行っている。施設・設備面では、短期大学設置基準の規定に適合するとともに、2つの学科の特性に応じた教育環境を有しており、それらを有効に活用している。また、ネットワークや ICT 環境、図書館の整備、研究支援等についても整っており、研究倫理を遵守するための規程整備及び取り組みも行っている。

改善・発展方策として、施設やシステムの修繕、更新について計画を立てる際は、予防的な修繕による長寿命化や必要なスペックの見直し等も視野に入れ、単年度での支出を抑制したうえで、老朽化した施設の修繕やシステムの更新を計画的に進めていく。

また、現在3室設けているパソコン演習室については、教室の稼働率等を注視しながら、うち1部屋を学生自習室に用途変更をするなど、学生にとってより良い教育・学習環境に向けた検討を行っていく。

点検・評価報告書 様式

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学憲章	https://www.u-shimane.ac.jp/university/charter.html
公立大学法人島根県立大学第3期中期目標	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/koritsushimane_dai3_chukimokuhyo_201811.pdf
公立大学法人島根県立大学第3期中期計画	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/dai3ki_chukikeikaku_henkou20191003_1.pdf
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

【評価：A】

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、短期大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、短期大学の存在価値を高めることにつながっているか。

大学憲章において、「地域社会の活性化と発展期に寄与する人材を養成すること」を使命とし、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現することを明示している（根拠資料 1-2【ウェブ】）。

また、第3期中期目標では、本学の目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」と位置づけ、この期間において取り組むべき基本目標が以下のとおり示されている（根拠資料 1-8【ウェブ】）。

第3期中期目標 基本目標(1~3 抜粋)

- 1 県民からの期待に応える存在意義の高い大学
- 2 地域に貢献する人材を輩出する大学
- 3 地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学

特に2については「主体的に問題を発見・整理・解決できる『実践力』を兼ね備えた人材を地域に貢献する人材として地域に輩出する」とし、3については「地域が抱える諸課題を解決するための研究及び大学が保有する知的資源を活かした地域貢献を推進し、研究内容や成果を教育及び地域へ還元する」こととしている。

それに基づき、第3期中期計画においては、「地域貢献」の推進として、①県内就職率の向上、②地域と協働した社会貢献の推進、③県民への学習機会などの提供、の3点から進めることを示している。（根拠資料 1-9【ウェブ】）

以上が本学の社会連携・社会貢献に関する基本方針である。

県内就職率の向上については、地元企業や行政と協力しつつ、地域の担い手となる人材の県内定着に取り組むこととしており、地域で活躍する若者の育成と県内定着を目的とした取り組みを行う「しまね産学官人材育成コンソーシアム」が実施する取り組みへの参加や設立団体に配置されている人材確保育成コーディネーターとの連携、島根県中小企業家同友会等の経済界・産業界との包括的連携協定を活かしたキャリア支援、「しまねの未来を担う人財奨学金」の給付、島根県内の地域や企業について学ぶ「しまね★しごと★バスツアー」及び民間企業または公務で活躍する人材を招いての「官民トップ人材講演」の開催、といった様々な事業を実施することで県内就職に向けた支援を強化している。本学の就職率は次のとおりであり、就職率並びに県内就職率も高い水準となっている。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
就職率	100%	98.8%	97.4%	98.5%	98.5%
県内就職率	65.8%	78.5%	81.6%	82.1%	67.2%

地域と協働した社会貢献の推進については、島根県内の地域貢献活動に取り組む学生に対し、専任教員の指導のもと、その活動に必要な経費の支援を行う「地域貢献推進奨励金」事業を実施している。この奨励金を利用することで学生による地域貢献活動を促進し、地域課題解決に資するとともに学生の課題解決能力の育成も意図している。その際、島根県内の学外組織との連携した取り組みであることが必須である。

また、本法人では、2020年度にコロナ禍による執行減等の影響により生じた剰余金を活用して「島根を創る人づくり」事業を予算化した。この事業では、「島根を学ぶ学生を増やす事業」の一環として学生の地域貢献活動に係る支援を行うこととした。事業期間は2022～2024年度の3年間である。

本学における「地域貢献推進奨励金」事業及び「島根を創る人づくり」事業の主な事業内容は以下のとおりである。

○2024年度「地域貢献推進奨励金」事業

- (1) 子ども食堂を通して地域の多様な人とつながろうプロジェクト
- (2) 音楽研究室「第2回キッズコンサート」
- (3) JFA なでしこひろば

○「島根を創る人づくり」事業（2022～2024年度）

- (1) ミライキッズ山陰プロジェクト（2022～2024年度）
- (2) こっそり畑プロジェクト（2023～2024年度）

本学では、授業の一環として地域に密着した教育を展開しており、学修成果の還元を行っている。

保育学科では、「保育内容演習Ⅰ・Ⅱ」の授業の一環として、「キッズランド」と「キッズシアター」という2つのイベントを毎年学生が主体となって企画し、地域の乳幼児とその保護者を招待している。これらのイベントは、2018年度よりスタートし、現在までに7回実施している。キッズランドでは、様々な年齢の子どもが楽しめるように工夫したミニゲームを学生が企画している。また、キッズシアターでは、歌唱劇などを通して乳幼児が楽しめる表現活動を自分たちの手で作り、子どもと直にやり取りをしながら学んでいる。

文化情報学科では、「地域資源演習Ⅰ」において、隠岐の島町に1泊2日でフィールドワークに出かけ、様々な思いを持つ地域住民にインタビューを行った。また、「情報応用」では、玉造温泉での実地調査を踏まえて、自分たちが収集した情報を記録した電子地図（OpenStreetMap）を作成する授業を行っている。他にも、「しまね文化情報研修」では、事前に地域の文化資源（例：平田一式飾り、河下盆踊り）を小グループで調査し仮説を立て、出雲市平田町において実地調査で検証をしている。「文化情報誌制作」では、山陰の小さな文化を楽しむというテーマのもと、『ひだまりのおと』という小冊子を作成しており、2023年度の第5号では、「さがす」というテーマのもと過去最多の10の記事を掲載した（根拠資料9-1【ウェブ】）。一例を挙げると、「芸能の守り人を『さがす』」という記事を通して、学生が出雲大社の祭り「吉兆さん」において先導役を務める「番内」に着目して取材を行っている。冊子については、島根県・鳥取県の全高等学校と島根県内の公立図書館に配布してい

る。

「読み聞かせの実践」は、保育学科、文化情報学科の両学科の学生が受講し、近隣の幼保園又は小学校での読み聞かせを行っている。保育学科の学生においては、本学「おはなしレストランライブラリー」（絵本図書館）で開催している「おはなしのじかん」でも読み聞かせを行う。本学の「おはなしレストランライブラリー」活動は、2009 年度文部科学省大学教育推進プログラム（GP）に選定された活動を継承しており、これまで続けてきた学生による読み聞かせ「おはなしのじかん」や「わらべうたゆりかご」に加えて、「おはなしレストランまつり」や「おはなし絵本大賞」、「おはなしレストラン寄席」の開催など、新しい取り組みも展開している（根拠資料 9-2【ウェブ】）。これらの取り組みにより、本ライブラリーは子どもや子育て世代の方だけでなく幅広い年齢層の方が訪れる場となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のために設けていた人数制限や時間制限を 2023 年 5 月に解除したことにより、学外の利用者が増加しており、2023 年度の学外来館者は約 11,000 名、貸出冊数は 47,000 冊だった。

地域に特化した研究並びに地域と連携した教育活動を紹介するために「地域研究と教育」を毎年発行し、学外に発信している（根拠資料 6-12【ウェブ】）。教育機関（高大連携・中・小・幼・保）との連携や授業における連携、地域志向研究活動、地域連携（貢献）活動の取り組み状況などの実績を一覧でまとめ、地域に特化した研究や学科を特色づける教育活動についても紹介している。2023 年度（Vol.12）で取り上げている教育活動の取り組みは以下のとおりである（根拠資料 9-3【ウェブ】）。

○保育学科

- (1) ミライキッズさんいん体力測定（保育者としての資質を高めるとともに民間の企業と連携し地域に貢献する活動）
- (2) 第 1 回キッズコンサート（音楽研究室の学生が行う地域貢献活動）
- (3) 「こっそり畑プロジェクト」（高等学校との高大連携活動）
- (4) 「子どもレストラン」開催（子ども食堂における新たな取り組み）
- (5) JFA なでしこひろば（地域の子どもたちと共にサッカー遊び体験）

○文化情報学科

- (1) フィールドワークの実践（地域資源演習Ⅰ）
- (2) 地域の情報を発信する（情報応用）
- (3) フィールドワークの実践（しまね文化情報研修）
- (4) 地域の文化を取材して紹介（文化情報誌制作）

学習機会の提供では、生涯学習の拠点として公開講座「椿の道アカデミー」を実施している（根拠資料 9-4【ウェブ】）。

2019 年度は、全 16 講座の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止とした。さらに 2020 年度から 2022 年度についても中止又はオンデマンドで実施することとした。2023 年度は、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、対面

点検・評価報告書 様式

にて2講座（それぞれ3回実施）を開講した。2024年度は、開催講座数については、新型コロナウイルス感染症拡大前と同様の18講座を開催することができた。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

中期目標に基づき中期計画・年度計画を策定しており、上述（評価項目①）の「地域貢献」についても点検・評価を行い、学内及び本法人組織の議を経て業務実績報告書を設立団体へ提出し、法人評価委員会の評価を受けている。

自己点検・評価実施委員会が主体となって毎年実施する専門委員会における取り組みに関するヒアリングの際に、①取り組み状況、②改善点及び成果、③検討課題を中心に業務の点検等を行い、報告をしている。具体例として、2024年度には、公開講座をコロナ前と同等数の18講座（一般教養講座5、教員講習講座3、高校生講座4、おやこ講座2、フィールドワーク・文化体験講座2、資格取得対策講座2）を企画し、一般教養的な講座だけでなく、現職教員、高校生、親子向けの講座も新たに開講した。また、5年ぶりにボランティア説明会を開催し、地元のボランティア団体と学内のボランティアサークルを学生に紹介し、ボランティアの機会の提供と活動意欲の向上を図るなど、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

本学では、第3期中期目標に掲げられているように「主体的に問題を発見・整理・解決できる『実践力』を兼ね備えた人材、地域に貢献する人材」を地域に輩出することを目標としている。

例えば「地域研究と教育」で取り上げているような様々な活動を実施しているが、その活動は地域の中に存在している課題を教員の指導のもとに学生が見出し、その解決のための方策を学生自身が模索し、見出していこうとする取り組みでもある。この経験は学生がその対象となる地域の「人」を意識する、感じる、直接触れ合うという経験の場である。このような経験を経ることで、地域に貢献するという意識を持った人材が育っていく。

さらに学内の「地域貢献推進奨励金」事業や「島根を創る人づくり」事業により、教員が学生とともに地域連携・地域貢献を進めることは地域の課題等の解決に貢献することであり、本学の存在価値を高めることにつながっている。

公開講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかった年度もあったが、現在はコロナ禍前と同様の講座数を開講できるようになっている。従

点検・評価報告書 様式

来の公開講座については、その対象者が退職（引退）後の社会人を中心とした内容となっていた。そのため、対面での公開講座を再開するにあたり、高校生や、親子向け、また現職教員向けも含めたより幅広い世代層を対象としたプログラムの開催を意識した。

その結果、2024 年度にあっては、「一般教養講座」「教員講習講座」「高校生講座」「おやこ講座」「フィールドワーク・文化体験講座」「資格取得対策講座」という区分を作ることで履修希望者にとってもわかりやすくまた多様な世代に向けた講座が開催できるようになった。

(2)問題点

「長所」で取り上げた公開講座については、人間文化学部教員や外部講師による講座も含まれており、本学教員による講座数は比較すると少ない傾向にある。だが、本学教員による地域を志向した研究や学生を含めた地域貢献活動は多く展開されていることから、教育、研究活動をどのように公開講座として地域に還元していけるかが課題となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学における社会連携・社会貢献に関する方針は、大学憲章、中期目標・計画において示しており、地域社会との連携を行うとともに教育研究成果を還元している。

改善・発展方策として、それらをさらに充実させるためには、今まで以上に地域連携・地域貢献を意識した教育、研究活動を行っていく必要がある。

例えば公開講座においては、教員の研究分野による教育、研究活動の成果を公開講座のプログラムに企画できるようにする。また、個人ではなくそれぞれの学科の特色を生かした公開講座用のプログラムを複数教員あるいは学科単位により企画立案することも効果的であると考えられ、この点については、すでに教員への声かけを行っており、来年度以降改めて働きかけを行う予定である。

「地域連携推進奨励金」事業についても、その事業に参加する学生にとっては、地域社会又は地域貢献を意識することのできる貴重な教育の機会となっているが、現在はその経験を学生間で共有する機会がない。この経験（活動内容）を学生が報告し、加えて教員がこの企画の意図や実際、そしてその効果等についての補足説明を行うなどする報告会を実施し、キャンパス全体で学びの機会とするような場があるとなおよいと考えられる。

上述したように更なる改善・向上に向けた取り組みを行うとともに、引き続き教育・研究の成果を社会及び地域に還元させていく。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	公立大学法人島根県立大学 第 3 期中期目標 公立大学法人島根県立大学 第 3 期中期計画	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/koritsushimane_dai3_chukimokuhyo_201811.pdf https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/dai3ki_chukikeikaku_henkou20191003_1.pdf
学長選出・罷免に関する規程	公立大学法人島根県立大学 定款 公立大学法人島根県立大学 理事長選考会議運営規程 公立大学法人島根県立大学 理事長選考代表者会議運営 規程 公立大学法人島根県立大学 理事長候補者教職員推薦意 向投票規程 公立大学法人島根県立大学 理事長選考等に関する規則	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/teikan2020.06.1.pdf 公立大学法人島根県立大学理事長選考会議運営規程 公立大学法人島根県立大学理事長選考代表者会議運営規程 公立大学法人島根県立大学理事長候補者教職員推薦意向投票規程 公立大学法人島根県立大学理事長選考等に関する規則
役職者の職務権限に関する規程	公立大学法人島根県立大学 定款 公立大学法人島根県立大学 組織規則 公立大学法人島根県立大学 役職者職務権限規程 公立大学法人島根県立大学 事務決裁規程	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/teikan2020.06.1.pdf 公立大学法人島根県立大学組織規則 公立大学法人島根県立大学役職者職務権限規程 公立大学法人島根県立大学事務決裁規程
教授会規程	島根県立大学短期大学部教 授会運営規程 島根県立大学・島根県立大 学短期大学部松江キャン パス会議専門委員会規程	島根県立大学短期大学部教授会運営規程 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議専門委員会規程
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	県大データ 2024 P.8 役員・ 役職者一覧	県大データ 2024 P.8 役員・役職者一覧
学長選考会議の名簿	公立大学法人島根県立大学 理事長選考会議委員名簿	公立大学法人島根県立大学 理事長選考会議委員名簿
職員採用規程	公立大学法人島根県立大学 事務職員等選考規程	公立大学法人島根県立大学事務職員等選考規程
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書	会計監査人の監査報告書	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/05_kaikeikansanin_1.pdf
事業報告書	事業報告書	https://www.u-shimane.ac.jp/files/uploads/3-R5jigyohoukoku_1.pdf
備考：		

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（本文）

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、短期大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、短期大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。
- ・併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項が適切に審議されているか。

(1)短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を教職員で共有しているか。

業務運営の基本方針として、公立大学法人島根県立大学業務方法書第 2 条に「法人は、（地方独立行政法人）法第 25 条第 1 項の規定により島根県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。」と明示している（根拠資料 10-1【ウェブ】）。

第 3 期中期目標において、4 つの基本目標

- 1 県民からの期待に応える存在意義の高い大学
- 2 地域に貢献する人材を輩出する大学
- 3 地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学
- 4 理事長（学長）のリーダーシップのもと、機動的かつ戦略的な大学運営を行う大学

が示され、これらの目標を達成するための取り組みとして、第 3 期中期計画（2019～2024 年度）を策定している（根拠資料 1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】）。

これらを運営に関する方針として、ウェブに掲載するとともに、毎年度当初の新規採用職員研修等において教職員に周知している。

なお、そのうち、「自主的、自律的な組織・運営体制の確立に関する目標を達成するためにとるべき措置」として、以下のとおり策定している。

(1)ガバナンス改革の推進

- ・ガバナンス体制の整備、効率的・合理的な運営のための組織・人員配置等の見直しに向け、改革本部を中心とした大学改革の推進を図る。

(2)経営基盤の強化

① 適正な財務運営の推進

- ・今後新たに発生する事業経費を加味した大学運営シミュレーションに基づく中長期的な経営計画に沿って、大学運営の健全化に向けた自己財源の充実や運営経費の抑制などに努める。

② 自己財源の充実

点検・評価報告書 様式

- ・外部資金の獲得に向けた体制を強化し、研究及び教育支援の充実を図る。
- ・独自財源の安定的な確保に向け、入学定員の確保、施設使用料等の適切な設定、寄附金その他の収入の増加に向けた取組を実施する。

③ 運営経費の抑制

- ・効率的・合理的な大学運営を常に意識し、事業、制度、業務の聖域なき見直しにより、経費の抑制に努める。

④ 監査体制の充実

- ・監事監査、内部監査、会計監査人監査などの実施により、大学運営の健全化を確保し、かつ、社会に対する説明責任を果たす。

また、中期計画については年度ごとに年度計画を策定、業務実績を報告するが、幹部教職員・各委員会委員長で組織する自己点検・評価実施委員会で諮る前に、各組織内、委員会内で確認を行っており、これらのことから運営に関する方針は共有されているといえる。

(2)関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

教学組織に係る運営については、学校教育法及び短期大学設置基準等の関係法令に基づき諸規程を定めている。

「公立大学法人島根県立大学組織規則」において、本学の組織及び職、役割等を定めており、教育組織の長等として、学長、学長代行、副学長、短期大学部長、学科長を置くこととしている（根拠資料 10-2）。役割として、「学長は、大学を代表し、校務を総括する」、「学長代行は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときは、その職務を代行する」、「副学長は、学長及び学長代行の職務を助け、命を受けて特定の校務をつかさどり、学長及び学長代行ともに事故があるときはその職務を代理し、学長及び学長代行ともに欠けたときは、その職務を代行する」、「短期大学部長は、短期大学部に関する校務を掌理する」、「学科長は、当該学科に関する校務を掌理する」と定めている。その他、大学運営組織の長として、魅力化推進本部長、教務学生生活部長、指定委員会の委員長について定めている。

「公立大学法人島根県立大学役職者職務権限規程」において、「理事長は、法人運営に関して包括的な権限と責任を有する」、「学長は、大学の運営に関して包括的な権限と責任を有する」としており、権限と責任を明確にしている（根拠資料 10-3）。同規程では、学長、学長代行、副学長における基本的な職務権限について規定している。また、権限に属する事務の決裁区分及び手続については、「公立大学法人島根県立大学事務決裁規程」にて、理事長及び学長の決裁事項、学長代行、副学長等の専決事項について定めることで、事務処理の責任の所在を明確にし、円滑かつ適正な事務処理を図っている（根拠資料 10-4）。

役職者の選任について、学長は理事長が兼務することとしており、理事長の選任については、後述(3)にて記述している。学長代行、副学長、短期大学部長、学科長、教務学生生活部長等の役職者については、「公立大学法人島根県立大学役職者選考規程」に基づき、適正

な手続きで選任を行っている（根拠資料 10-5）。

教授会の設置については「公立大学法人島根県立大学組織規則」、運営に関して必要な事項については「島根県立大学短期大学部教授会運営規程」で定めており、構成員は、学長を除く本学の教授、准教授、専任の講師及び助教としている（根拠資料 10-6）。事務局長その他の事務局職員は、教授会に出席して発言することができるが、議決に加わることはできない。審議事項は、「教育課程、授業その他教育一般に関する事項」、「学生の入学及び卒業に関する事項」、「学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項」など、本学の教育研究に関する事項としている。また、同規程において、審議事項のうち、人間文化学部と共通する事項や調整を要する事項、松江キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項については、人間文化学部教授会及び短期大学部教授会の構成員をもって構成する「松江キャンパス会議」に委任するとしており、原則毎月 1 回の開催をしている。

専門委員会については「島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議専門委員会規程」にてそれぞれの所掌事務を定めている（根拠資料 7-1）。

なお、運営に関する方針である中期計画におけるガバナンス改革の推進として、「入試改革・高大連携」「キャリア戦略」「大学広報」「IR」「情報基盤」といった重要施策を柔軟かつスピード感をもって全学的に推進するため、学長を本部長とする「魅力化推進本部」を島根県立大学と共同で 2021 年度に設置した（根拠資料 10-2）。

法人組織に係る運営については、後述(3)にて記述する。

(3)法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、短期大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本法人の組織及び役職者の職務・権限等については、地独法に基づき、定款において定められている（根拠資料 10-7【ウェブ】、1-1【ウェブ】）。

法人役員として、定款第 8 条により理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 6 名以内及び監事 2 名以内を置くこととしており、同第 9 条により、「理事長は法人を代表し、その業務を総理する」「副理事長は法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する」「理事は理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する」「監事は、法人の業務を監査する」としている。さらに、理事長と副理事長の職務権限については、「公立大学法人島根県立大学役職者職務権限規程」にて必要事項を定めている（根拠資料 10-3）。権限に属する事務の決裁区分及び手続については、「公立大学法人島根県立大学事務決裁規程」にて、理事長の決裁事項、副理事長等の専決事項について定めることで、事務処理の責任の所在を明確にし、円滑かつ適正な事務処理を図っている（根拠資料 10-4）。

理事長の任命については、定款第 10 条により、法人の申出に基づき知事が行っている。法人の申出は、同第 11 条において、理事長選考会議の選考に基づき行うとしており、経営委員会の委員の中から選出された者（学外の委員を含む。）及び教育研究評議会の委員の中から選出された者により会議が組織されることとしている。また、選考については、「公立大学法人島根県立大学理事長選考等に関する規則」において、経営委員会及び教育研究評議会から推薦された候補者のうちから理事長選考会議において行うとしており、その他、所要

点検・評価報告書 様式

の手續について規定している（根拠資料 10-8）。副理事長及び理事は定款第 13 条第 1 項に基づき理事長が任命し、監事については、同第 13 条第 2 項により知事が任命する。

議決機関として理事会、審議機関として経営委員会、教育研究評議会を置き、それぞれ議決事項又は審議事項を定款にて規定している。

法人としての業務範囲及び執行については、定款及び業務方法書にて定められており、適切な運営を行っている。

本法人の業務について、監事が行う監査及び意見の提出に関する事項は、「公立大学法人島根県立大学監事監査規程」にて定めている（根拠資料 10-9）。監事監査として業務監査と会計監査を行い、監査終了後には監事監査結果報告書を作成し、ウェブにて公表している（根拠資料 10-10【ウェブ】）。監事は理事会、経営委員会にもオブザーバーとして出席しており、意見を述べることができる。また、会計監査人から、会計に関する監査の概要及び結果について報告及び説明を受けている。会計監査人の監査についても監査報告書が作成されており、結果を公表している（根拠資料 10-11【ウェブ】）。内部監査については、「公立大学法人島根県立大学内部監査実施要領」に基づき実施している（根拠資料 10-12）。

(4)併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項が適切に審議されているか。

上述(2)に記述のとおり、「島根県立大学短期大学部教授会運営規程」にて、審議事項のうち、人間文化学部と共通する事項や調整を要する事項又は松江キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項については、人間文化学部教授会及び短期大学部教授会の構成員をもって構成する松江キャンパス会議に委任すると定めている。「島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議運営規程」において、キャンパス会議は人間文化学部教授会及び短期大学部教授会の構成員をもって構成するとしており、原則毎月 1 回の開催をしている（根拠資料 10-13）。人間文化学部と共通する事項や調整が必要な事項のほか、情報を共有すべき事項が多いことから、松江キャンパス会議において多くの審議を行っているが、短期大学固有の事項についても適切に議題として挙げ、審議を行っている。また、入試の合否判定や卒業判定等については、本学単独の教授会で審議している。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本法人の財務及び会計については、地独法等の関係法令、業務方法書に定めるもののほか、「公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則」の定めによることとし、本法人の予算は、年度計画に基づき編成することとしている（根拠資料 10-7【ウェブ】、10-1【ウェブ】、10-14）。予算の執行管理単位は法人本部及び大学の各キャンパスとし、予算の執行管理単位に予算責任者を置き、本学にあっては事務部長を充てるとともに、予算責任者には、中期目標を達成するよう当該予算の適正な執行を義務付けている。

本法人の予算の手續その他必要な事項については、法令及び諸規程に定めるもののほか、「公立大学法人島根県立大学予算規程」の定めによることとし、理事長は、年度計画予算の

点検・評価報告書 様式

編成に当たって毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を作成することとしている（根拠資料 10-15）。この予算編成方針は、理事会及び経営委員会の議を経て決定し、各予算責任者に通知する。予算責任者は、この予算編成方針に基づき年度計画の実施に必要な予算案を編成し、理事長に提出しなければならないこととし、理事長は、予算案を調整し、年度計画予算を編成して、年度開始前に理事会及び経営委員会の議を経て決定し、予算責任者に通知することとしている。

このように、予算編成に当たっては、予め予算編成方針として、当該年度における重点的な取り組みや留意事項を全学に提示するとともに、必要に応じてシーリングをかけて、経費の抑制及び新規に取り組む活動に関する経費の捻出に努めている。全学運営組織に係る経費については法人本部がとりまとめ全学的観点で積算し、必要に応じて大学全体の経費として要求する仕組みとなっている。予算編成においては、安定した財務運営を行うため、収入予算は手堅く見積もり、支出予算はその収入予算の範囲内で配分することとしており、内部留保についても適切な規模を確保することとしている。また、収入予算については対前年度マイナスが見込まれるため、そのマイナス分をどの支出予算群で吸収するか明確にするため、目的別区分ごとに「支出予算枠」を設定している。「教育研究及び業務運営充実積立金」（以下「積立金」という。）については、積立金の残高を考慮しながら使途計画に合致した事業に充当することとしている。また、予算配分基準として、「法人本部」、「浜田キャンパス」、「出雲キャンパス」及び「松江キャンパス」の区分ごとに経費の種類に応じた予算枠を設定し、予算配分する仕組みにしている。

年度中途において緊急的な対応が必要となる業務が発生した際は、その実施経費を確保するため、必要に応じ補正予算を編成し、弾力的な対応を行っている。

また、財務業務の統一化及び効率化による予算執行業務支援のため、2007 年度の法人化以降、「財務会計システム」を導入しており、2023 年度に直近のシステム更新をしている。

予算執行においては、「公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則」及び「公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程」にて、売買、賃貸、請負等の契約事務の取扱いについて必要な事項や、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付す場合等の発注方法を定めている（根拠資料 10-16）。また、「公立大学法人島根県立大学契約情報の公表等に関する要領」により、一定の金額を超える契約情報をウェブに公表することとしている（根拠資料 10-17）。執行内容は、監査法人による会計監査や、監事監査、「公立大学法人島根県立大学内部監査実施要領」の規定により理事長が指名する本法人の教職員による業務監査により、業務の執行及び財務会計の妥当性及び適切性を検証しており、大学運営の健全化、透明性を確保している（根拠資料 10-12）。

評価項目③

法人及び短期大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び短期大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

(1)大学運営に必要な組織を整備し、法人及び短期大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

本法人の管理運営に関しては、定款第 15 条の 2 の規定により、議決機関として理事会を設置している。理事会は、理事長、副理事長及び理事により構成し、毎月開催を原則としている。定款第 15 条の 5 の規定により、中期目標について知事に対して述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項、法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、職員の人事及び評価に関する方針に係る事項等を議決している。

また、地独法第 77 条第 1 項及び定款第 16 条の規定により、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営委員会を設置している。経営委員会は、理事長、副理事長、理事、職員のうちから理事長が指名する者及び学外の 4 名の有識者で構成し、年 4 回程度開催している。定款第 19 条の規定により、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項、職員の人事に関する事項、予算及び決算に関する事項等を審議している。また、知事が学外から任命した監事もオブザーバーとして参加している。

一方、教育研究に関する重要事項を審議するため、同法第 77 条第 3 項及び定款第 20 条の規定により、大学ごとに教育研究評議会を設置している。本学の教育研究評議会は、学長、学長代行、副学長、短期大学部長、教務学生生活部長、学科長及び事務局長で構成し、毎月開催を原則としている。定款第 23 条の規定により、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項、教員の人事に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項等を審議している。

教授会については、前述の評価項目①(2)に記述のとおり、「島根県立大学短期大学部教授会運営規程」及び「島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議運営規程」に基づき組織・運営している。

教授会には、「島根県立大学短期大学部教授会運営規程」第 9 条の規定により、専門の事項を調査、審議または実施するため専門委員会を設けている（根拠資料 10-6）。専門委員会には、併設大学と合同による教務委員会ほか 12 の常任委員会と特別委員会である短期大学部教員選考審査委員会がある。

その他の組織については、「公立大学法人島根県立大学組織規則」に基づき設置している。

本学の事務組織は、「公立大学法人島根県立大学組織規則」第 35 条に基づき、大学の事務組織と共通の本部組織を設置している。法人の本部機能を有する浜田キャンパス事務局に事務局長（法人と兼務）、事務局次長（法人と兼務）を配置するとともに、法人の経営、企画、広報、人事、労務、財務会計を担当する企画調整課、総務課、財務課を設置している。松江キャンパスには事務部長、課長 2 名、係長 2 名、一般職員 16 名（うち保健師 1 名、司書 1 名）、嘱託職員 22 名（うち司書 4 名）を配置し、管理課、学務課を設置することで、教育研究活動の支援を始めとする短期大学運営に必要な事務等を行うための体制を整えてい

る。これらの職員は、設立団体からの派遣職員及び本法人が採用した職員（以下「法人事務職員」という。）で構成している（根拠資料 10-2）。

以上のことから大学運営に必要な組織を整備し、本法人及び本学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているといえる。

(2)大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

本学では、教員と職員は、教務、入試、学生支援、研究支援等の各分野において情報の共有を図り、日常的に協働して業務を行っている。また、大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう、教員と職員による協働・連携を推進しており、以下の取り組みを行っている。

①定期的な会議の開催

職員は、各種会議や委員会等に委員又は事務担当として関与している。教員と職員が参加する定期的な会議（キャンパス会議・運営委員会・専門委員会）を開催し、大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう情報共有や意見交換を行っている。これにより、大学運営に関する重要事項について共通理解を深め、迅速で的確な意思決定が可能となっている。また、議事整理、資料作成のほか、事前ミーティング等での意見交換を通じて、相互理解を深め、協力体制を強化する取り組みを行っている。

②共同プロジェクトの実施

しまね地域国際研究センターで教育研究活動や学生支援に関する共同プロジェクト（共同研究）を募集し、教員と職員が協力して研究活動に取り組む体制を整えている。これにより、各部門の専門知識を活かした効果的な大学運営が可能となっている。

③研修プログラムの実施

新規採用者を対象とした教員と職員が共に参加する研修プログラムを実施し、協働・連携の重要性を理解し、実践するためのスキルを向上させている。これにより、チームワークの強化と業務効率の向上を図っている。

これらの取り組みにより、本学では教員と職員が一体となって大学運営に取り組み、円滑かつ効果的な運営を実現している。

(3)必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

本学では、必要に応じて専門的な知識及び技能を有する職員の育成と配置を積極的に行っている。具体的には、以下の取り組みを実施している。

①計画的な採用と育成

職員を計画的に採用し、適切な部署に配置している。また、新規採用職員に対しては、入職後の研修や OJT を通じて必要な知識と技能を習得させる体制を整えている。

②継続的な研修プログラム

職員の知識・技能を高めるため、継続的な研修プログラムを実施している。これら

点検・評価報告書 様式

は、公立大学協会・公立短期大学協会や島根県自治研修所等の外部専門機関が主催する研修への参加や、大学内部での専門的な研修により構成されている。

[主な職員の研修プログラム]

- 1年目：入職時研修、メンター・メンティー研修（メンティー）、OJT研修（所属先）、公立大学に関する基礎研修（公大協）
 - 2年目：メンター・メンティー研修（メンター）、公立大学職員セミナー、公立大学に関する基礎研修（公大協）
 - 3～10年目：島根県自治研修所研修、中堅職員向けセミナー（公大協）
新任係長研修・新任課長研修
- その他、監査法人による財務研修等を実施している。

③キャリアアップ支援

職員のキャリアアップを支援するための制度（資格取得支援制度）を整備している。職員が専門的な資格を取得するための経済的支援や、キャリアパスに応じた研修プログラムを提供している。

④適材適所の配置

職員の知識や技能を最大限に活かすため、適材適所の配置を行っている。毎年、事務局長による春と秋の2回の人事面談により、各部署の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう人員の配置に努めている。

また、学生支援に係る専門スタッフとして、特別支援学校での勤務経験が長い障がい学生支援コーディネーター、国家資格キャリアコンサルタントを有した就職支援の経験豊富なキャリアアドバイザー、こころとからだの相談室（保健室）には保健師を配置し、学生の支援にあたっている。

これらの取り組みにより、本学では専門的な知識及び技能を有する職員の育成と配置を通じて、大学運営の質を高めている。

(4)職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

本法人では、第3期中期目標において、中長期的な視点に立った教職員数の管理を徹底するとともに、公正な人事評価や計画的な能力開発により、適切な人事管理を行うこととしている。

事務局は設立団体からの派遣職員及び法人事務職員により構成されている。設立団体からの職員派遣は、設立団体の人事で行われており、派遣期間は概ね3年程度である。法人事務職員の採用は、「公立大学法人島根県立大学事務職員等選考規程」に基づき、選考試験による公募採用としており、経験者も公募の対象としている（根拠資料 10-18）。法人事務職員の昇任については、同規程により、職員が当該昇任後の職に係る職務遂行の能力を有するかどうかの判定に基づき行うこととしている。

業務評価については、法人事務職員については、「公立大学法人島根県立大学職員勤務実

点検・評価報告書 様式

績評定要領」、設立団体派遣職員については、「公立大学法人島根県立大学職員（県派遣職員）勤務実績評定要領」に基づき、毎年 1 回、勤務評定を実施し、人事管理の基礎資料としている（根拠資料 10-19、10-20）。

また、常勤職員は、事務局長と年 2 回、常勤嘱託職員は事務部長と年 1 回面談が実施されるほか、課・室・係の長とも随時面談が実施されている。聞き取った状況は、勤務評定や昇任の参考としている。聞き取った人事等の希望は、人事評価や処遇改善に反映・考慮される。

(5)大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

第 3 期中期計画において、「大学教職員の資質向上のための組織的な取組（SD（スタッフ・ディベロップメント））について、各キャンパス間で積極的に意見交換、企画立案を行い、教育を取り巻く環境の変化に対応できる能力の向上や戦略的な大学運営に必要な高度で専門的な知識・技能の修得につながる取組を実施する。」と定めている。

本法人では、新規採用教職員向けに新規採用教職員研修を毎年 4 月に開催し、本学を取り巻く状況、運営方針、実施している取り組み及び組織等について説明を行っている。研究倫理・コンプライアンス研修については、教員及び関係職員を対象に毎年実施している。

また、事務職員については、監査法人による財務研修や以下の研修プログラム等を実施することで、知識及び資質能力の向上を図っている。

[主な職員の研修プログラム] ※再掲（第 10 章（1）評価項目③(3)）

- 1 年目：入職時研修、メンター・メンティー研修（メンティー）、OJT 研修（所属先）、公立大学に関する基礎研修（公大協）
- 2 年目：メンター・メンティー研修（メンター）、公立大学職員セミナー、公立大学に関する基礎研修（公大協）
- 3 年目～10 年目：島根県自治研修所研修、中堅職員向けセミナー（公大協）、新任係長研修・新任課長研修

松江キャンパスでは、FD 委員会を主体とした教職員向け FD 研修会を実施しており、2024 年度には、コンプライアンス研修、緊急性の高い学生への対処方法のほか、本キャンパスの実例や動向を踏まえた実質的な研修や外部講師を招いた専門性の高い研修を行った。

[2024 年度 松江キャンパス FD 研修会] ※再掲（第 6 章 評価項目③(1)）

- 4 月：「コンプライアンス研修」「緊急性の高い学生への対処方法」
- 5 月：「障がい学生等に関連する合理的配慮と松江キャンパスにおける実例」
- 6 月：「アドミッション県内受験生の動向～松江キャンパスの入試結果振り返りと全国的な入試の動向～」
- 7 月：「研究倫理教育 e ラーニングの紹介と活用について」
- 10 月：「精神健康調査（UPI）について」
- 11 月：「Canva の実技講習」
- 12 月：「ICT・AI の大学業務への活用について」オンデマンド実施
- 2 月：2024 年度授業見学のふりかえり

点検・評価報告書 様式

3月：「合理的配慮に関する法律と、松江キャンパス内の障がい学生の現状と課題について」オンデマンド実施

大学運営に関する資質向上を図るため、これらの取り組みにより、教員及び職員に対し、SD活動を組織的に実施している。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1)監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

地独法第13条第4項及び「公立大学法人島根県立大学監事監査規程」の規定により、知事が任命した監事2名により、法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等を含めた包括的な監査が実施されている（根拠資料10-9）。

また、同法第35条の規定により、財務諸表等及び決算報告書については、監事監査のほか、会計監査人の監査を受けることとなっており、島根県知事により選任された監査法人が会計業務の監査を行っている（根拠資料10-10【ウェブ】、10-11【ウェブ】）。監査法人からは決算期における財務諸表等の決算監査の他、期中における点検・指導を受け予算の適正執行に努めている。監査結果説明時には、改善提案事項の指摘や、前年度以前の監査における改善提案事項の進捗状況の確認があり、これらを受けて事務改善に取り組んでいる。

このほか、「公立大学法人島根県立大学内部監査実施要領」の規定により、理事長が指名する本法人の教職員による内部監査人監査を実施しており、適切な執行の確保とともに、執行体制の問題点の把握や大学運営の改善等に繋げている（根拠資料10-12）。

(2)大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

本法人の第3期中期計画では、「4. 評価制度の充実及び情報公開の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 自己点検・評価、外部評価の実施および評価結果の活用」の項目を設け、自己点検・評価、外部評価の実施に加え、評価結果を大学運営に適切にフィードバックすることを規定している。

これに基づき、毎年度当初に年度計画を策定し、年度末には業務の成果や課題を整理して

点検・評価報告書 様式

業務実績報告書を作成している。業務実績報告書は自己点検・評価実施委員会等での確認の後、理事会、経営委員会、教育研究評議会の議を経て、設立団体に提出している。その後、法人評価委員会において当該年度の業務実績を審査し、大学運営全般の点検・評価が行われる。法人評価委員会から課題として指摘された事項については、改善策を策定した上でウェブサイト公表している。

大学運営に関する改善・向上の取り組みの具体例としては、運営に関する方針でもある、第3期中期計画のガバナンス改革の推進として、前述の評価項目①(2)のとおり、学長を本部長とする「魅力化推進本部」を2021年度に設置した。また、事務局の課・室長の業務負担の軽減や、中堅・若手職員の人材育成とモチベーション向上を図るため、係制（係長）の導入、職務の級の見直し、新たな昇任基準の設定を行うなどの取り組みを行った。

加えて、毎年の内部監査、監事監査、会計監査人監査の実施や、設立団体による財政的援助団体等監査の受審を通じて、大学運営の適切性について定期的な検証・改善を行っている。

以上のことから、大学運営を定期的に点検・評価し、その結果を基に改善・向上に向けた効果的な取り組みを行っているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1)長所

予算編成においては、理事会及び経営委員会の議を経て決定した予算編成方針により、予算要求枠を定めている。この範囲内で事業費を編成するにあたって、予算責任者である事務部長から事務局内の各予算管理単位部局との調整や、必要に応じて教授会等を通じた本学の財政状況の共有を行っており、予算編成の手続きの適正を担保している。

教職員による内部監査は、財務諸表及び決算報告書等の記載内容と収入及び支出の内容とが、会計諸規程、会計基準及び関係法令に照らし適正に行われているかどうかを判断する「会計監査」と、業務の運営が規程等を遵守し適正に行われているか、そして、法人の中期目標に沿って計画的かつ能率的に行われているかを判断する「業務監査」がある。内部監査人に選出された教職員は、監査の実施を通じて、法令、諸規程や中期目標を意識しながら業務を見つめなおすことの契機あるいは再確認の機会となっており、法人運営のチェック機能に加え、教職員の資質向上に資する取り組みとなっている。

(2)問題点

予算編成の問題点として、学舎が1988年の建設から36年が経過し老朽化していることから、近年、修繕費が増高してきていることがあげられる。物価高騰等により歳出予算が増高している中、計画的に修繕費を予算確保することが課題である。

人員配置について、業務の効率化が十分に図られているとは言えず、事務処理の集中化やスリム化など一層の業務の効率化に向けた検討が求められる。

職員の研修については、入職3年目以降の職員研修の内容や頻度についてさらなるきめ細かな見直しが必要である。また、若手職員の離職防止の観点から新規採用職員や中堅職員に対する継続的な研修の強化が課題である。

点検・評価報告書 様式

大学運営に係る点検・評価を実施し、その結果を改善・向上に生かすことについては、地域貢献や学生支援など取り組むべき業務が増加する中で、それらを盛り込んだ年度計画の策定や、成果と課題を整理し業務実績報告書を取りまとめる作業に多大な時間と労力が費やされる傾向があった。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

第 3 期中期計画において運営に関する方針を定めており、理事長兼学長をはじめとする所要の職を置き、法人運営や教育研究等に係る大学運営に必要な組織を設置し、権限等についても諸規程で明示し、適切な運営を行っている。予算編成及び予算執行についても、規程等に基づき実施しており、監事監査、内部監査、会計監査人監査などの監査により適正な予算執行や業務執行が行われているかを検証し、内部統制を確保している。さらに、大学運営を適切かつ効果的に行うために SD・FD 研修を実施し、教職員の意欲・資質の向上を図っている。

改善・発展方策として、老朽化による建物修繕や設備更新に係る予算については、対象となる案件の全体像を把握する為、予算編成の手続きの中で、「大規模修繕の見通し」として案件を集約し、老朽化の程度や必要性を踏まえ、次年度以降の 5 年間での更新計画をまとめた。財源については、設立団体からの支援を要望しつつ、リース契約等での自己調達も含めて検討している。

人員配置と業務の効率化については、各部署の業務内容と人員配置の見直しを行い、最適な人員配置を実現する。事務局長による面談とともに、各部署の業務内容の分析を行い、業務改善に着手している。また、デジタルツールの導入に向けた検討を進める。

研修プログラムについては、内容と頻度を見直し、特に新規採用職員や中堅職員に対する継続的な研修を強化する。また、外部研修への参加機会を増やす予定である。

大学運営の改善・向上につなげる取り組みに関しては、2023 年の地独法の改正に伴い、中期計画に定める事項として中期目標を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「評価指標」）を追加した上で、年度計画及び業務実績報告書に基づく年度評価が廃止された。

本法人の場合は、第 4 期中期計画がスタートする 2025 年度から年度計画と業務実績報告書の策定が不要となり、中期計画に追加する評価指標に基づく自己点検・評価を行うこととなる。これを機に、業務の成果や進捗状況、課題を検証しやすい評価指標を設定するなど、効果的かつ効率的な自己点検・評価につなげたい。

また、年度評価は廃止となるが、引き続き法人評価委員会との意見交換、情報交換の場を定期的に設け、学外の客観的な意見を大学運営の改善・向上につなげる取り組みを維持していく。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
< 公立短期大学 >	
財務諸表（6カ年分）	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/
決算報告書（6カ年分）	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/
事業報告書	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/
監事による監査報告書（6カ年分）	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/publication/
< 私立短期大学 >	
財務計算書類（6カ年分）	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（本文）

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

(1)具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

設立団体は、地独法第 25 条第 1 項の規定により、本法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、本法人は、同法第 26 条第 1 項の規定により、中期目標期間（6 年間）中の予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等を含む中期計画を策定し、知事の認可を受けている（根拠資料 1-9【ウェブ】）。第 3 期中期計画では、「自主的、自律的な組織・運営体制の確立」に関する目標を達成するための「経営基盤の強化」として、適正な財務運営の推進、自己財源の充実、経営経費の抑制などを掲げている。

さらに、同法第 27 条第 1 項の規定により、中期計画期間中の各事業年度においては、当該年度開始前に予算、収支計画、資金計画等を記載した「年度計画」を予め設立団体に届け出ている（根拠資料 1-10【ウェブ】）。

本法人では、設立団体との協議を経て、中期目標期間中の運営費交付金交付予定額が定められている。適正な財政運営を推進するため、この交付予定額を基に中期的な財政シミュレーションを作成しており、基本的にはこれに沿うよう各年度の予算編成を行っている。ただし、2023 年度に、近年の物価高騰等の影響を受け、財政シミュレーションを見直すなど、状況の変化を考慮しつつ、適切に財政運営を行っている。

(2)財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

財務関係の指標としては、不測の資金需要に備え積立金を一定額維持することを目標に、健全な財政運営を確保するよう努めている。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

(1)教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

収入に占める比率が最も高いのは、設立団体から交付される運営費交付金及び特殊要因経費補助金であり、第 3 期中期目標期間（2019～2024 年度）における収入予算の総額は 12,490 百万円としており、収入全体の 58.5%を占めている（但し、退職手当については、当該年度において運営費交付金として所要額が財源措置されることから、前述の収入額には含まれていない）（根拠資料 1-9【ウェブ】）。この他、授業料及び入学金検定料等の自己収入、外部補助金収入、寄附金収入等で構成している。

運営費交付金については、法人化時に設立団体において算定ルールが定められ、運営費交付金＝「標準部分」（「標準経費」－「標準収入」）＋「法人経常経費分」＋「退職手当分」の算式により算定されている。「標準経費」は、前年度当初予算額をベースとして算定されている。「標準収入」は、収容定員等の客観的な指標等に基づき入学料や授業料等の収入額が設定されている。「法人経常経費分」は、法人化に伴う経費等として前年度当初予算額を基礎として算定されており、「退職手当分」は、各事業年度における実支給額に基づき措置される。

特殊要因経費補助金は、大規模修繕、大規模システム整備等の施設又は設備の整備に要する経費などに対して交付されるもので、設立団体の財政状況を踏まえ、各年度の設立団体の予算編成において決定されるものである。

本法人の運営に係る財源は、設立団体からの運営費交付金及び特殊要因補助金等による収入と、授業料収入、入学料、入学検定料等の収入が中心で、一定のルールや学生定員等により収入額が概ね定められるものであり、基本的には収入が定まっている構造となっている。

なお、本法人の予算については、本章（1）大学運営、評価項目②にて記述のとおり、諸規程に基づき編成するとともに、配分、執行しており、適正に行われている。また、編成にあたっては、理事会及び経営委員会の議を経ており、透明性も確保できている。中期的な財政シミュレーションを作成し、運営費交付金等や外部資金により財政基盤も確立している。

（2）授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

外部資金の獲得に向けて、中期計画において、教員の科研費の申請率60%の目標を掲げており、科研費等の公募説明会を開催し、申請、採択に向けた研修や意見交換を行っている。

また、大学憲章に基づき行う人材の養成に資する事業の充実を図るため、「島根県立大学未来ゆめ基金」を設置し、趣旨に賛同する個人・法人・団体等から寄附を受け、学生の海外研修及び海外留学に対する支援や地域貢献活動に対する支援を行っている（根拠資料10-21【ウェブ】）。2021年度からは、県内企業からの寄附を受け、県内就職を希望する学生を支援する「しまねの未来を担う人財奨学金」を実施している（根拠資料10-22【ウェブ】）。

本法人の近年における外部資金の受け入れ状況は、県大データに記載のとおりである（根拠資料10-23）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

（1）長所

財政計画、財政基盤にかかる長所として、学生定員に対しての入学料・授業料収入等は一定に見込まれ、設立団体からの運営費交付金等も一定額が確保されており、毎年度の収入額が安定している。各年度の決算において剰余金が発生した場合は、設立団体の長の承認を受け、積立金として計上し、教育・研究及び業務運営の改善等に充てることができる。

中期的な財政シミュレーションに沿って予算管理・人員管理が適切に実施されれば、健全な経営を維持できる構造となっている。

(2)問題点

2018年度から2021年度においては経常利益を計上したが、2021年頃からの物価高騰等の影響を受け、2023年度決算においては経常損失を計上することとなった。収入に対して支出超過の構造となっており、これを是正する為、令和7年度以降の予算編成においては、事業の整理、予算枠に対するマイナスシーリング等を行う必要がある。

収入が定まっている構造となっている中、自主・自律的な運営を継続していくためには、不断の経費削減努力、人員管理、建物設備の修繕や保全を適切に行って長寿命化を図る等の固定的経費の徹底した圧縮を行った上で、事業費においては効果的で効率的な事業展開を行う必要がある。中期計画を達成するために必要となるプロジェクト等に関する事業費をどのように確保するかが検討課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教育研究活動を安定して遂行するため、中期計画において予算、収支計画、資金計画等の財政計画を適切に策定し、それに基づき毎年度の予算編成及び予算執行を適正に実施している。また、外部研究資金や寄附金などの自己収入の増加に努めており、財政基盤の確立を図るとともに、経費の抑制にも取り組んでいる。

改善・発展方策として、財政計画については、一定額の積立金を確保するため、中期的な財政シミュレーションにおいて収支均衡を図り、経費節減努力のみでなく、設立団体との運営費交付金制度の調整が必要である。

また、大学においても一層の経費節減や、設備更新時の低スペック化、ダウンサイジング等の検討が必要である。

競争的資金や共同研究、受託研究などによる外部資金導入を引き続き積極的に推進するため、学内にて外部資金導入の支援体制を整備するなど、安定的かつ効率的な財政運営に向けた取り組みを行っていく。

終章

本学の設立団体は県であり、本学に期待されているのは、地域に根差した高等教育・研究機関として、地域の発展に資することである。本学は、「地域貢献・教育重視型大学」を目指す姿として、地域の将来を支える人材の育成に真摯に取り組んできた。また、理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育・学習、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務といった項目においても、短期大学基準に照らして概ね良好であると判断している。

内部質保証については、小規模短大である本学にとって有効的な内部質保証システムの構築を目指しており、現在は既存の組織を活かした体制としている。組織体制としてはシンプルではあるが、学内組織間におけるスムーズな連動・連携が可能である。内部質保証の方針策定時には、教学マネジメントによる教育の自己点検・評価及び内部質保証のための自己点検・評価について再検討を行い、「学習成果を基軸に据えた内部質保証」に向けた取り組みを実施している。制定して間もないこの2つの取り組みを含め、本学にとって「実用性」のある内部質保証を随時検証し、更なる充実を図っていく。

島根県は地方の中でも少子高齢化が顕著であり、若年層の県外流出にもなかなか歯止めがかからないのが現状である。地元の若者を受け入れて少しでも人口流出を防ぐことは、県が設立した公立短期大学として重要な課題であり、本法人においては、県内入学率、県内就職率の向上を最上位の目標に掲げて取り組んでいるところである。

令和元年から令和5年までの本学の県内入学率は80%前後で推移し、県内就職率は60%台後半から80%台前半のあいだで推移している。一方、人間文化学部においては、県内入学率は50%前後で推移し、県内就職率は50%から60%となっている。松江キャンパス以外の2キャンパスの4年制学部についても人間文化学部とほぼ同様であり、島根県立大学全体を俯瞰した時、県内入学率、県内就職率の向上に大きく貢献しているのが本学である。島根県における本学の存在意義のひとつがここにあるといえる。今後も地域に目を向けた学びを一層充実させ、県内入学率、県内就職率の向上に取り組んでいく所存である。

繰り返し述べているように、島根県立大学松江キャンパスには、本学と人間文化学部が共存している。そして、本学の保育学科と人間文化学部の保育教育学科、本学の文化情報学科と人間文化学部の地域文化学科は学びの親和性が高く、双方が連携しながら松江キャンパス全体の潜在能力を高めていくことが望ましいと考えている。

一例を挙げると、本学から人間文化学部への編入学の制度がある。保育学科から保育教育学科へ2名、文化情報学科から地域文化学科へ5名の枠が設けられており、この枠に入るために、本学の学生の学習意欲に向上が見られた。また、受け入れる人間文化学部についても、本学からの編入学生の意欲的な学びの姿勢が学部全体の学びの活性化につながっている。

本学の発展は人間文化学部の発展と共にあり、そのことを肝に銘じて、本学のさらなる質の向上を図っていきたい。

点検・評価報告書 様式

18 歳人口の減少により、大学は必然的に淘汰の波にさらされ、とくに短期大学は四大志向のあおりを受けて、より厳しい環境に置かれている。けっして楽観はできないが、本学には確かな存在意義と発展の可能性があると感じて、これからも一步一步前進していきたいと考えている。